

五和町史資料編（その9）

ご りょう

おに いけ

御領城跡・鬼池城跡

平成10年3月

熊本^{あまくさぐん}天草郡^{いつわまち}五和町教育委員会

発刊のことば



このたび「御領城跡・鬼池城跡」の調査報告書を町史資料編（その9）として、発刊することができました。かねてから、町史編纂事業の取り組みにつきましては、鶴田倉造編纂委員長を中心とする各先生方の精力的な活動があり、深く感謝申し上げます。

言うまでもなく町史編纂事業は、「町の戸籍」を作成する極めて重要な取り組みであります。西暦2000年の発刊を目指しているところですが、この年は、20世紀最後という大きな節目にあたります。極めて意義ある年に、五和町史が完成を見ます事は、この上もない喜びであります。

特誌としての町史資料編も、今回で9冊目を数える事になりました。町史編纂に必要な資料を個別にまとめたもので、分野毎に深く掘り下げられ、極めて興味深い内容となっています。これらの研究成果は、ページ数の限られた『町史』では、到底、網羅する事ができないもので、それだけに貴重な報告書となっています。五和町独自の試みである特誌発刊の意義は、ここにあります。皆様大いに活用いただければ幸いです。

平成10年3月20日

五和町長 伊藤山陽

序 文

町史資料編(その9)として、『御領城跡・鬼池城跡』の調査報告書がまとまりました。先に特誌として発刊しました「^{しもうちの}下内野城跡」(その2)、「^{みかわ}三川城跡」(その5)、「^{じょうこぼ}城木場城跡(その6)の発掘調査報告書に続くものです。今回は、御領城跡に隣接する古城山と、城地内にある近世・御領窯跡の調査も実施し、その結果も報告しております。

調査によって、これら3城跡と窯跡の性格と年代が推定できました事は、大きな喜びです。調査には、編集委員長の鶴田倉造先生を総括者として、編集委員の山本 繁 氏や執筆員の大田幸博先生方が従事されました。また、土地所有者や多くの関係者の方々に御協力いただきました事に、改めて感謝申し上げます。

本報告書の発刊によって、郷土に対する理解がさらに深まる事を祈念いたします。

平成10年3月20日

五和町教育長 田 中 典 明

本文目次

第Ⅰ章 調査の概要	第1節 調査の組織	1
	第2節 調査の進展	1
第Ⅱ章 遺跡の概要	第1節 五和町について	2
	第2節 御領地区について	3
	第3節 鬼池地区について	3
	第4節 五和町の沿革	4
第Ⅲ章 御領城跡調査の成果	第1節 城跡地について	8
	第2節 試掘調査結果	10
	第3節 近世窯跡（御領皿山焼）の調査について	13
	第4節 芳証寺の墓地について	13
	第5節 芳証寺所有の絵図について	14
第Ⅳ章 古城山調査の成果	第1節 古城山について	16
	第2節 試掘調査結果	19
第Ⅴ章 鬼池城跡調査の成果	第1節 城跡地について	26
	第2節 試掘調査結果	31
第Ⅵ章 出土遺物	第1節 御領城跡出土遺物	32
	第2節 古城山出土遺物	55
	第3節 鬼池城跡出土遺物	63
第Ⅶ章 ま と め		73
〔付記1〕 古城山表探遺物		75
〔付記2〕 御領皿山焼の小皿と大皿		77
〔巻末〕 御領・鬼池の中世城跡調査にあたって関係史料とその解題	鶴田倉造	

挿 図 目 次

第1図	五和町位置図	2	第23図	B区・トレンチ実測図	31
第2図	五和町地形図および中世城跡位置図	5	第24図	御領城跡出土遺物(1)	34
第3図	御領城跡地周辺字図	8	第25図	御領城跡出土遺物(2)	36
第4図	御領城跡(芳證寺)周辺地形図	9	第26図	御領城跡出土遺物(3)	37
第5図	1トレンチ実測図	10	第27図	御領城跡出土遺物(4)	39
第6図	御領城跡(芳證寺)測量図	11	第28図	御領城跡出土遺物(5)	41
第7図	芳證寺絵図①	14	第29図	御領城跡出土遺物(6)	42
第8図	芳證寺絵図②	15	第30図	御領城跡出土遺物(7)	44
第9図	門礎石・石像実測図	15	第31図	御領城跡出土遺物(8)	45
第10図	古城山周辺字図	16	第32図	御領城跡出土遺物(9)	47
第11図	御領城跡・古城山周辺地形図	17	第33図	御領城跡出土遺物(10)	48
第12図	古城山調査区周辺地形図	18	第34図	御領城跡出土遺物(11)	49
第13図	トレンチ設定図	20	第35図	御領城跡出土遺物(12)	51
第14図	2・7トレンチ実測図	21	第36図	御領城跡出土遺物(13)	52
第15図	14トレンチ実測図	23	第37図	御領城跡出土遺物(14)	53
第16図	8トレンチ実測図	25	第38図	古城山出土遺物(1)	56
第17図	10トレンチ実測図	25	第39図	古城山出土遺物(2)	60
第18図	鬼池城跡周辺字図	26	第40図	古城山出土遺物(3)	62
第19図	鬼池城跡周辺地形図	27	第41図	鬼池城跡出土遺物(1)	64
第20図	鬼池城跡・城域図	28	第42図	鬼池城跡出土遺物(2)	66
第21図	鬼池城跡・A区測量図	29	第43図	古城山表探遺物実測図	76
第22図	B区・石垣実測図	29	第44図	御領皿山焼実測図	77

表 目 次

第1表	五和町所在の中世城跡一覧表	7	第12表	御領城跡出土遺物観察表(4)	40
第2表	柱穴計測表	10	第13表	御領城跡出土遺物観察表(5)	43
第3表	芳證寺墓地一覧表	13	第14表	御領城跡出土遺物観察表(6)	46
第4表	2・7トレンチ柱穴計測表	21	第15表	御領城跡出土遺物観察表(7)	48
第5表	14トレンチ柱穴計測表	23	第16表	御領城跡出土遺物観察表(8)	50
第6表	14トレンチ土坑計測表	23	第17表	御領城跡出土遺物観察表(9)	54
第7表	8トレンチ柱穴計測表	25	第18表	古城山出土遺物観察表(1)	57
第8表	B区トレンチ土坑計測表	31	第19表	古城山出土遺物観察表(2)	58
第9表	御領城跡出土遺物観察表(1)	34	第20表	古城山出土遺物観察表(3)	59
第10表	御領城跡出土遺物観察表(2)	35	第21表	古城山出土遺物観察表(4)	61
第11表	御領城跡出土遺物観察表(3)	38	第22表	古城山出土遺物観察表(5)	62

第23表	鬼池城跡出土遺物観察表(1)	63	第28表	鬼池城跡出土遺物編年表	71
第24表	鬼池城跡出土遺物観察表(2)	65	第29表	古城山表採遺物観察表	75
第25表	鬼池城跡出土遺物観察表(3)	66			
第26表	御領城跡出土遺物編年表	67			
第27表	古城山出土遺物編年表	69			

写 真 図 版

図版1	御領城跡の高台を北側から望む	図版15	鬼池城跡 D区迫地
図版2	1トレンチ 柱穴6・7・8・9	図版16	鬼池城跡 B区トレンチ SK5
図版3	1トレンチ 柱穴11	図版17	鬼池城跡 B区トレンチ 南側
図版4	3トレンチ 近世窯跡	図版18	(伝)鬼池城時代の石垣 B区
図版5	3トレンチ 近世窯跡 遺物出土状況	図版19	御領城跡出土遺物(1)
図版6	芳證寺 門礎石	図版20	御領城跡出土遺物(2)
図版7	古城山 2トレンチ付近	図版21	御領城跡出土遺物(3)
図版8	古城山 丘陵地を南側から望む	図版22	御領城跡出土遺物(4)
図版9	古城山 2トレンチ	図版23	御領皿山焼
図版10	古城山 7トレンチ 道路跡	図版24	古城山出土遺物(1)
図版11	古城山 14トレンチ	図版25	古城山出土遺物(2)
図版12	古城山 14トレンチ SK3・4	図版26	鬼池城跡出土遺物
図版13	鬼池城跡遠景 東側から望む		
図版14	鬼池城跡遠景 西側から望む		

例 言

1. 本書は、熊本県天草郡五和町教育委員会が、町史編纂事業の一環として平成9年度に実施した発掘調査の報告書・五和町史資料編(その9)である。
2. 発掘調査を実施した遺跡は、五和町大字御領字馬場に所在する中世城跡【御領城跡】と大字鬼池字城に所在する【鬼池城跡】である。
御領城跡に関連して、近世窯跡(御領皿山焼)と【古城山】の調査も実施した。
3. 現地調査は、鶴田倉造氏(町史編纂委員長)を中心に町史編纂室で行い、大田幸博氏(町史執筆委員・熊本県教育庁文化課主幹)、山本 繁氏(町史編纂委員)などが従事し、さらに、松舟博満氏(日考古学協会)の助力を得た。
4. 出土遺物は五和町教育委員会が保管している。
5. 出土遺物の整理については、大橋康二氏(佐賀県文化課課長補佐)に指導を受けた。
6. 検出遺構、出土遺物の実測・製図は、石工みゆき氏が行った。
7. 本書の執筆は、大田氏、鶴田氏、山本氏が行った。第I章第1・2節は、神田日出紀(町史編纂室)が担当した。
8. 巻末の【御領・鬼池の中世城跡調査にあたって関係史料とその解題】は、鶴田氏が執筆した。
9. 本書の編集は、大田氏、鶴田氏、山本氏が行い、実務は町史編纂室と溝口真由美氏が行った。

第Ⅰ章 調査の概要

第1節 調査の組織

調査主体	五和町教育委員会
調査責任者	田中典明
調査機関	五和町史編纂室
調査総括	鶴田倉造(町史編纂委員長)
調査関係者	大田幸博(町史執筆員) 山本 繁(町史編纂委員) 猪飼隆明(町史編纂委員) 横尾泰宏(熊本県立小川工業高校長) 松舟博満(日本考古学協会員)
協力者	阿蘇品保夫(八代市立博物館長) 大橋康二(佐賀県文化課補佐)
文化財保護委員	宮崎照志 山田義光 中井國之 長島 悟 本多 隆 山下末則
地権者	灰本幸治 村上照海 村上和光 玉島順七 宮崎節雄 西岡道造 中村 隆 大畑光弘 苫居清史 宮崎英樹
現地協力者	岡田敏明 泉 増利
調査事務局	〔五和町史編纂室〕 井上英二(室長) 神田日出紀(主幹) 林 弘美
報告書作成	鶴田倉造 大田幸博 石工みゆき 溝口真由美 〔整理〕 林 枝三
調査従事員	中元ユキエ 松下ミツ子 玉島ユキエ 岩崎秀子 鳥羽瀬弘親 佐々木喜代 宮崎豊喜 宮崎リフエ

第2節 調査の進展

(1) 五和町では、平成5年度から8ヶ年計画で「町史編纂事業」を実施している。この間、編纂室では、「中世部会」の活動の一環として、これまで手付かずの状態であった町内所在の中世城跡調査を実施してきた。調査内容は、発掘調査・測量調査・文献調査で、鶴田倉造編纂委員長を中心に、大田幸博執筆員や山本 繁編纂委員が取り組んできた。

平成5年度に年次計画書を作成し、平成6年度は下内野城跡、平成7年度は三川城跡、平成8年度は城本場城跡の調査を行った。これらは、町内の内陸部を流れる内野川の流域に所在する城跡で、中流域から最上流域へ、順次、廻る調査であった。それらの成果については、『町史資料編』(その2・その5・その6)として、年度毎に調査報告書を刊行してきた。

(2) 平成9年度は、御領城跡と鬼池城跡の調査を実施した。これらは海岸線沿いに存在する城跡で、先の3城跡とは立地条件が異なっている。御領城跡では、城地内にある近世窯跡と、周辺の古城山の調査も実施した。前年度までと同様に、町史編纂委員長の鶴田倉造氏を中心に、執筆委員の大田幸博氏や、編纂委員の山本 繁 氏が行った。古城山の試掘には、役場職員と地権者の多大な協力があつた。

報告書作成は、調査と並行して実施し、遺物整理と図面整理などの実務作業は、石工みゆきさんと溝口真由美さんが中心となって取り組んだ。(神田日記)

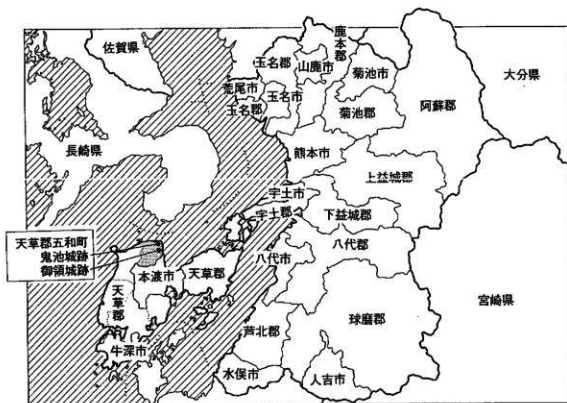
第二章 遺跡の概要

第1節 五和町について

天草・下島の北東部に位置している。町の東側は有明海に面する。北側は早崎海峡を隔てて、長崎県の島原半島を間近に望むことができる。行政区画では、西側で茶北町、南東側で本渡市に接する。面積50.05km²、平成10年1月31日現在の人口は11,425人、世帯数3,514戸。町域に広がる丘陵地の西側寄りには、主要河川の内野川が北流し、二江港へ注いでいる。主な集落は、この内野川流域と、国道324号の通る海岸沿いにある。

町歴をたどれば、明治元年の一時期、長崎に属したものの、程無くして福岡県となり、その後、天草県、八代県、白川県を経て、明治9年に熊本県の管轄となった。

明治22年(1889)の町村制施行により、新たに手野村(井手村と下内野村が合併)と城河原村(城木場村、荒河内村、上野原村が合併)が誕生した。御領村、鬼池村、二江村は従来通り、それぞれ一村となった。二江村は、昭和16年に町制を施行している。これら一町四村が合併して、昭和30年5月1日に「五和町」が生まれた。役場は御領地区に設置され、現在に至っている。



第1図 五和町位置図

近年は、特に、ソフト面の開発にも力を入れ、イルカ・ウォッチングや鬼の城公園の町として広く知られている。ハード面での大規模開発では、五和東部ダムや天草空港が、県事業として町内に建設中である。空港については、熊本と福岡の両空港を結び、西暦2000年の開港を目指している。町独自の試みでは、強風地域の通詞島に、風力発電所の建設が計画されている。

第2節 御領地区について

天草下島北東部に位置し、北東側沿岸に亀島がある。東側区域は有明海に面する。本郷のほかに、大島の枝郷がある。現在、役場の所在地である。江戸時代は「御領村」として御領組に属した。天草郡の幕府領化により、郡内は大きく10組に分けられたが、当村に組を統括する大庄屋が居住した。御領大庄屋の長岡家は、訳あって、当初、中村姓や長野姓を名乗っていたが、9代目から「長岡興秋(細川忠興の次男)の末裔」という家伝を公にし、「長岡」に改姓した。しかし、弘化2年(1845)に、興秋が百姓一揆の先鋒となって、江戸へ出府し、御法度の幕府老中への直訴を行ったため、同4年に、島内での親戚預かりとなり、役儀を没収された。その後は、宮地岳村庄屋の中西家が、大庄屋役に就いた。

神社は、十五社宮、阿蘇宮、大島宮、天満宮。寺院は、芳證寺(曹洞宗)と、東禪寺・正蓮寺・西明寺・浄専寺(浄土真宗)等がある。幕末の「陣屋を富岡町から、御領村へ移す運動」の際には、警備のため、熊本藩兵1,500名が、一時期、芳證寺、正蓮寺、西明寺に分駐している。

商業活動も盛んで、御領村には、天草を代表する銀主の石本家があり、大名貸しを行った。同家は、天保3年(1832)に幕府勘定所御用達を勤めている。

天草の私塾の草分けとされる正倫舎は、宝暦10年(1760)に創設された。小学校は、明治7年(1874)に、芳證寺の兼兼堂を仮校舎として開校された。同19年(1886)には、天草初の天草高等小学校が開校している。昭和20年、亀島に海軍の砲台が築かれた。

第3節 鬼池地区について

天草下島の最北端に位置し、早崎海峡を隔てて長崎県島原半島に相対する。本郷のほかに、引坂と宮津集落がある。昭和41年に、鬼池港と口之津(長崎県)間にはフェリーが就航した。

「鬼池」の地名は古くからあり、『志岐文書』によれば、鎌倉時代に天草郡内の「六ヶ浦」の一つとして記載されている。江戸時代は「鬼池村」として御領組に属した。枝郷に引坂があった。神社は、十五社宮、阿蘇大明神、天神社。寺院は、光明寺(浄土真宗)と、潮音寺(旧幕期の芳證寺末庵・春庵)があった。

明治36～40年に鬼池往還の工事が行われている。鬼池港は、昭和9年に岸壁の長さが402mの港に改修されて、天草下島の北玄関口になった(昭和28年から、県管理の地方港湾となっている)。昭和20年には、鬼池に竜巻部隊や有明兵団が駐屯した。

第4節 五和町の沿革

1. 原 始

昭和33年の通詞島への海底水道設置工事で、二江・沖ノ原の砂州から大規模な貝塚が発見された。今日、五和町を代表する遺跡となった「沖ノ原貝塚」である。発掘調査は、五和町教育委員会を主体として、翌年から4次に亘って実施され、縄文時代前期を上限とし、弥生・古墳時代までの複合遺跡であることが判明した。30数体の人骨と数万点に及ぶ土器と石器が出土している。古墳時代の製塩遺跡も見つかり、出土した土器は、「天草式製塩土器」と命名された。これらの出土品は、通詞島の町立歴史民俗資料館で、常設展示されている。（「沖ノ原遺跡」熊本県天草郡五和町二江 1984年 五和町教育委員会）

この他、縄文時代の貝塚が御領の一尾にある。平成7年に、町史編纂室により発掘調査が行われ、執筆委員の山崎純男氏が調査を担当した。弥生時代の遺跡は、同じ御領の中尾にある。城木場城跡の発掘調査では、天草で初の石包丁が出土した（五和町史資料編（その6）「城木場城跡」1997年 五和町教育委員会）。古墳は、通詞島に2基の石室墳があり、これも編纂室が調査主体となって山崎氏が測量を実施した。

2. 中 世

建暦2年(1212)、志岐光弘が鎌倉幕府から与えられた天草六ヶ浦の一つに鬼池が見える（3頁・第3節を参照）。以後、今の五和町域は一貫して、志岐氏の支配下にあった。この時代の中世城として、内野川流域に下内野城跡、三川城跡、城木場城跡があり、海岸沿いに御領城跡、鬼池城跡が残る。

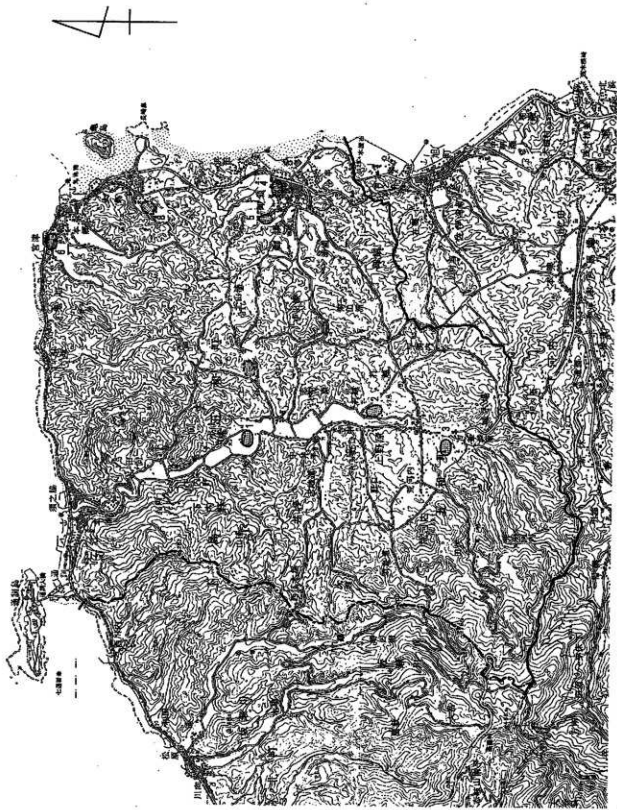
16世紀末、天草全域は小西行長の領地となった。慶長元年(1596)には、二江にキリスト教信心の組が結成された。元和3年(1617)には、イエズス会日本管区長マテウス・デ・コウロスが要請した証言書に、信者代表として、内野の大長島九兵衛などが署名している。

3. 近 世

天草・島原の乱では、寛永14年(1637)11月17日に、三千～四千人の一揆勢が、二江で先揃えした。ちなみに、明和5年(1768)の『天草郡明細帳』には、井手組に182人、御領組に205人のキリシタン類族の存在が記録されている。

乱後の慶安元年(1648)に、曹洞宗の芳證寺(御領)、観音寺(荒河内)などへ寺領が下付された。同時代の浄土真宗の寺院として、東禅寺、正蓮寺、西明寺(御領)、浄専寺(大島)、光明寺(鬼池)、円教寺(下内野)などがある。その後、東明寺(井手)、東雲寺・明楽寺(二江)、潮音寺(鬼池)などが、創建された。神社は御領神社、鬼池神社、引坂神社、二江神社、井手神社、上野原神社、荒河内神社、城木場神社などの十五社宮などがある。

御領の石本家や大島の小山家は、天草を代表する豪商である。小山家の繁栄は、明治期まで及び、幕末の当主は、長崎のグラバー邸や大浦天主堂などの工事を手がけている。



第2圖 五和衛地圖與40°中區地圖

番号	地名・所在地	文献・城跡関連地名	現地形・立地	調査
1	下内野城 大字 下内野 (小基地区) 字 城山	〔文献〕 『慶安四年の差出』 『肥後国中の絵図』に 「下内野古城の記録」 〔地名〕 城跡地に城山(じょう やま)という字名	〔現地形〕 丘陵地・畑地・雑木山 〔立地〕 *内陸部を流れる内野川の中流 域にあり、城跡は、大蛇行内 に納まる。 *城跡地の南側地形は、インパ クトがある。	〔調査〕 平成6年度 〔城域〕 全長217m 〔城の実年代〕 *上限:14C *下限:16C後半~17C前半 〔主な遺構〕 掘立柱建物跡1棟・土塁・堀切跡 〔町史資料編(その2) 下内野城跡〕
2	三川城 (上野原城) 大字 上野原 字 下野原 中野原	〔地名〕 麓に城下(じょうした) という字名	〔現地形〕 丘陵地・雑木山・畑地・貯水池 〔立地〕 *内野川の上流域にある。 *城跡は、内野川と打越川との 合流地内に納まる。 *内野川左岸では平川が合流。 *南側からの眺めは、インパクト がある。	〔調査〕 平成7年度 〔城域〕 全長319m 〔城の実年代〕 *上限:14C後半~15C後半 *下限:15C後半~17C前半 〔主な遺構〕 掘立柱建物跡2棟・土城・堀切 斜面部の削り落とし 〔町史資料編(その5) 三川城跡〕
3	城木場城 大字 城木場 字 南風ノ元	〔文献〕 『慶安四年の差出』 『関帝寺関連記録』 『肥後国中の絵図』に 城木場古城の記録 〔地名〕 城跡地に城の尾(じょう のお)という小名。	〔現地形〕 丘陵地・雑木山・基地 〔立地〕 *内野川の最上流域にある。 *城跡の北東部で、内野川に荒 川が合流する。 *城跡は、城木場地区(兼集落) の西側域に位置する。	〔調査〕 平成8年度 〔城域〕 全長350m 〔城の実年代〕 16世紀。城跡地は目的用途を変 えて、18世紀から幕末まで使用 されている。 〔主な遺構〕 掘立柱建物跡2棟・柱列 礎石建物跡1棟・堀切 〔町史資料編(その6) 城木場城跡〕
4	御領城 大字 御領 字 馬場	〔文献〕 『志岐文書』 『芳嚴寺の関連文書』 〔地名〕 城跡地に馬場(ばば)と 堀(ほり)という字名。 *中心部に城内(じょう うち)の小名。	〔現地形〕 舌状形の丘陵地 芳嚴寺・墓地・畑地 〔立地〕 *海岸沿いにあり、近くに御領 漁港に接する。 *馬場川の downstream に位置する。 *城跡は舌状の丘陵地にあり。 *御領地区の中心部は兼集落	〔調査〕 平成9年 〔城域〕 全長200m 〔城の実年代〕 *上限:不明 *下限:16C前半~17C初頭(?) 〔主な遺構〕 柱穴・崖面の削り落とし 幕末に近世南跡 〔町史資料編(その9) 御領城跡・鬼池城跡〕
5	古城山 大字 御領 字 野頭	〔文献〕 『芳嚴寺関連文書』に 野頭、野首に古城山の 記事	〔現地形〕 雑状の丘陵地 民家・畑地 〔立地〕 *御領地区の西側に位置する。	〔調査〕 平成9年度 〔城域〕 全長230m 〔城の実年代〕 *上限:14C~15C 〔主な遺構〕 柱穴・土城・古道跡 〔町史資料編(その9) 御領城跡・鬼池城跡〕
6	鬼池城 (宮津城) 大字 鬼池 字 城 (宮津地区)	〔文献〕 『志岐文書』 〔地名〕 城跡地に城(じょう)と いう字名。	〔現地形〕 馬蹄形の丘陵地 民家・畑地・雑木山 〔立地〕 *海岸沿いにあり、東に鬼池港、 西に宮津漁港・鬼池神社。 *城跡は馬蹄形をなし、城内に 集落を取り込む。 *中央部は低地で、かつて深田 であった。 *北側丘陵は、国道改良工事の 際に一部が削り取られた。	〔調査〕 平成9年度 〔城域〕 全長250m 〔城の実年代〕 *上限:15C末~16C中葉 *下限:17C前半 〔主な遺構〕 掘立柱建物跡 〔町史資料編(その9) 御領城跡・鬼池城跡〕
7	梅城 (参考地) 大字 井手 字 梅城	〔地名〕 梅城という城跡関連 地名のみ。	〔立地〕 *岩質の小山。城跡らしき遺構 はない。 *自然地形をそのまま使用した 可能性もある。	
8	小浦館 大字 御領 (大島地区) 字 小浦	中世に小浦荘が存在し た可能性がある。 〔地名〕 当地に小浦の字名。	〔立地〕 *北東に大島漁港。 *丘陵地に五輪電塔がある。	

第1表 五和町所在の中世城跡一覧表

第三章 御領域跡調査の成果

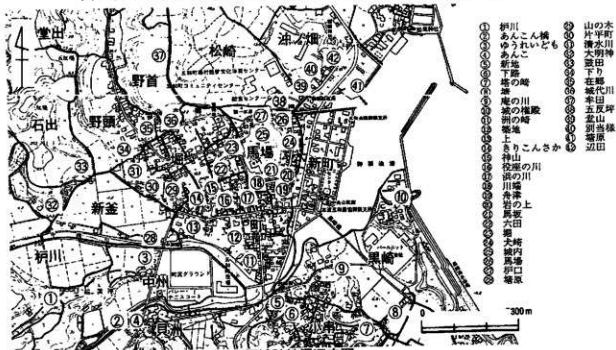
第1節 城跡地について

① 海岸線沿いの低平な舌状台地に築かれた「里の城」(註1)である。町中の丘城で、今日、城跡は、大半が芳證寺の境内と墓地で、北側寄りの区域が、畑地と民家の敷地となっている。上面積は、南北250m、東西85~130mの広さを有し、標高は北端で12.63m、南端で10.593m。高低差の少ない平場である。裾部との比高差は南側で6.3m、東側で7.8mに留まる。丘城というより、平城に近い城跡である。土塁や堀切などの遺構は観察できないが、長円形の完全な独立区画で、中世城跡そのものの地形をしている。城跡に関連する「馬場」、「堀」の字名と、「城内」の小名も残っており、本格的な藪集落(中世の城下町)が成立していた事がわかる。但し、肥後藩が、古城の実態等を幕府へ報告した慶安4年(1651)の「肥後国 江戸江差上候御帳之扣」(註2)に、御領域の記載はない。本格的な中世城だけに、大きな謎である。作為的な感じさえする「御領域の欠落」である。

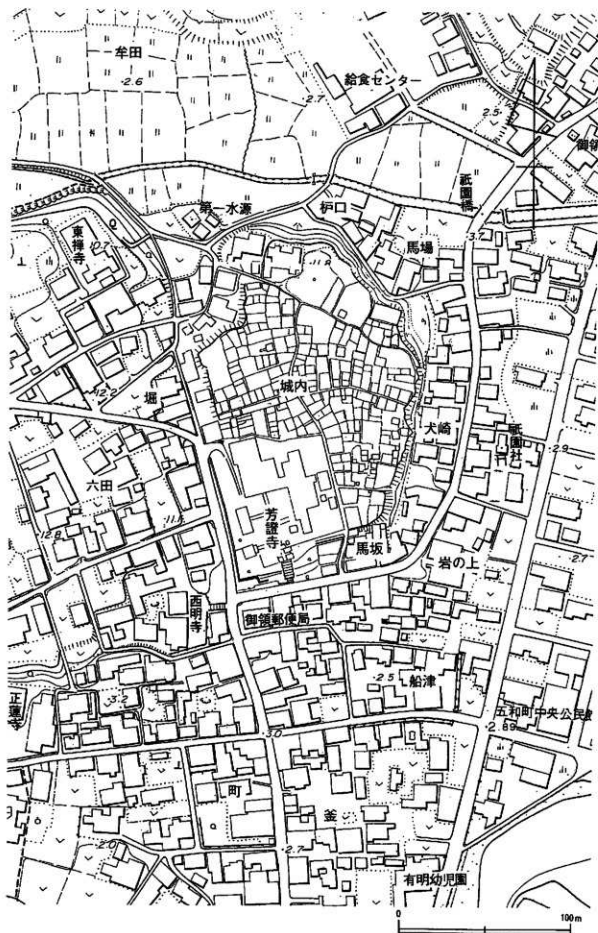
② かつて、城跡北側に地藏堂を建立した際に、刀の鐔が出土している(1979年5月)。実測図については、別途、本文中に掲載した(52頁・第35図・No.153)。正海郡雄氏の御示唆によれば、江戸時代初期頃のものである。

(註1) 「面の支配」が確立するに従って、当初、山付に築かれていた城が、戦国時代後半近くになり、平野部に進出していく傾向があった。八代における八代古藪城の山城と、海岸近くに築かれた変島城は、その一例である。

(註2) 「慶安4年の差出」。江戸幕府が、各藩に命じた実態調査。御帳、城絵図、国絵図の作成と提出を命じたものである。数値を記した城絵図では、現存する県内・中世城跡の約一割にあたる61城が報告されている。天草は、当時、細川在番時代で15城の記載がある。天草・高原の乱後の影響もあり、2割強の掲載率である。町内関係では「下内野古城と城木場古城」が記載されている。



第3図 御領域跡地周辺字図



第4図 御領城跡(芳證寺)周辺地形図

第2節 試掘調査結果

芳証寺の境内や墓地として利用されているため、調査区画の確保に限りがあったが、城跡地の北寄り、畑地の一部を試掘する事が出来た(1・2トレンチ)。

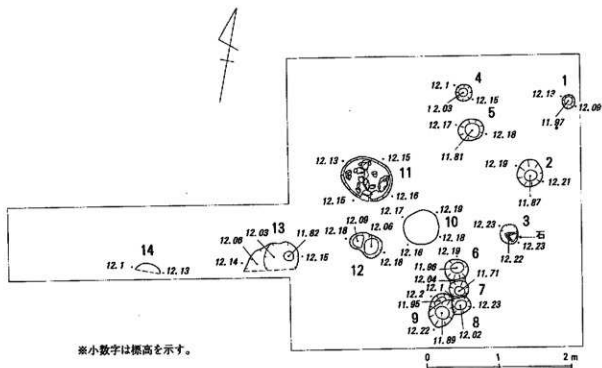
[1トレンチ] 当初、1.0m×3.9mのトレンチを東西方向に設定したが、表土下は、すぐに地山のローム層土で、はっきりとした遺構は検出されなかった。そこで、東側に8.1m×8.0mの拡張区を設けたが、柱跡もしくは杭跡と思われる落ち込みと、時期は特定できないが、中世の土城が検出された。ローム層土に接する表土の最下部から16世紀前半から中葉の中国産の染付け(景德鎮窯)が出土した。

[2トレンチ] 4.0m×4.0mのトレンチを設定したが、表土下は地山のローム層土で、遺構は検出されなかった。ローム層土に接する表土の最下部から小型の鉄砲玉が出土した。

No.	規模	底径	深さ	備考	No.	規模	底径	深さ	備考
1	19×18	11	12		8	25×21	17×12	21	
2	39×36	17×15	34		9	40×35	20	33	
3	28×26	—	—	柱穴内に石	10	50×48	—	—	
4	23×21	12	12		11	72×55	—	—	集石あり
5	37×31	21	37		12	47×31	23×20	12	
6	33×28	19×15	23		13	50×—	14	33	
7	27×20	13	52		14	35×—	—	—	

(単位: cm)

第2表 柱穴計測表



第5図 1トレンチ実測図



※スクリーントーンは基地 (①~⑯は江戸時代の基礎・第3表参照)、白地は畑地、または空地。

第6図 御城跡(芳蓮寺)測量図

第3節 近世窯跡(御領皿山焼)の調査について

城跡地の北東隅に、近世の昇り窯跡がある。窯の性格は不確かであるが、近くの崖面が崩落した時に、焼き損じの陶器と窯具が数多く出土していることと、現に、芳證寺には、寺地近くの窯で焼かれたという染付けの大皿(御領皿山焼の銘あり。77頁・第44図・No.279、No.280)が現存し、住職が絵つけに関わったという寺伝もある。御領皿山焼として現在確認できるものは、本渡市内にも1点あり、確かに近世窯は存在した。その他、鬼池の山本 久氏宅に小皿が2点(77頁・第44図・No.277、No.278)、本渡市内の郷土資料館(錦戸氏宅)、有明町のサンタマリア館(私立の歴史民俗資料館)に徳利が展示されている。

現地に詳しい山本編纂委員の示唆により調査区(3トレンチ)を設定し、試掘を行ったところ、調査区の西側半分は熱を受けて地山全体が赤色化した状態にあり、さらに、東側半分からは、焼き損じて破棄された近世陶器、窯具、窯壁の煉瓦を埋め込んだ「ものわり」が検出された。特に、前者は、押し潰されて除去された昇り窯の床面と思われる。出土遺物の分析により、1820年～1860年頃の窯であることが判明した。

第4節 芳證寺の墓地について

大庄屋の長岡家、豪商の石本家、山崎家、野口家、池田家などの墓所がある。これらは、御領地区や(現)五和町での「江戸時代の天草の歴史」を凝縮した貴重な歴史史料である。今回、城跡地を測量し、これらの墓所は、第6図に①～⑮で示した。

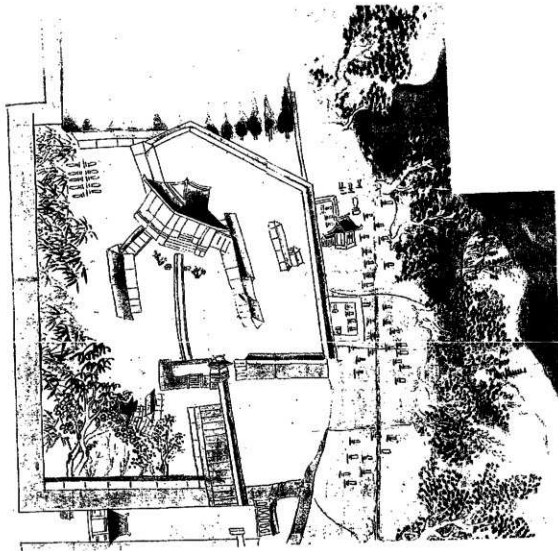
科	墓 碑	建 立	備 考
①	山 崎 家	明治12年(1879)	
②	石 本 家	文政3年(1820)	
③	長岡家〔大庄屋〕	享和2年(1802)	長岡興秋：寛永19年(1642)6月15日没
④	長岡興秋主従の墓	慶安2年(1649)	
⑤	長 野 家	慶安2年(1649)	
⑥	野 口 家	慶安2年(1649)	
⑦	山 崎 家	正徳5年(1715)	
⑧	石 本 家	元禄2年(1689)	
⑨	山 崎 家	天保9年(1838)	
⑩	山 崎 家	文化10年(1813)	
⑪	池 田 家	文化10年(1813)	
⑫	長 野 家	天明8年(1788)	〔河内屋〕
⑬	池 田 家	元禄16年(1703)	
⑭	池 田 家	嘉永4年(1851)	
⑮	井 上 家	享保8年(1723)	

第3表 芳證寺墓地一覧表

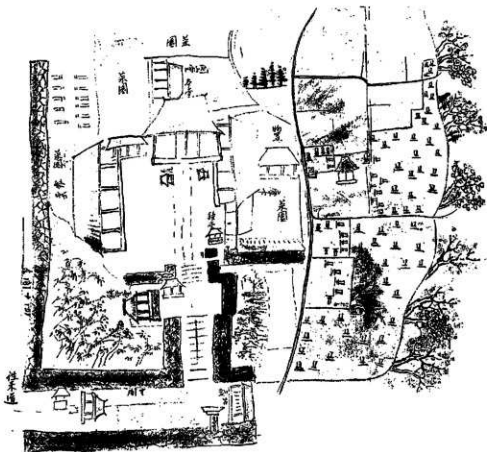
第5節 芳證寺所有の絵図について

御領城地は、先に述べた様に、廃城後、切支丹寺が建立され、鈴木重成時代の茶屋を経て、1648年から芳證寺の境内と墓地になった。寺には、江戸時代に描かれた境内絵図が伝わっている。位置的に芳證寺の境内は、御領城の中心部に該当しており、絵図に見る土地区割りに興味深いものがある。直接に関係は無いものの、寺の建物配置は、館の建物を彷彿させるものがある。寺門も御領城の大手口を転用したものと考えられる。

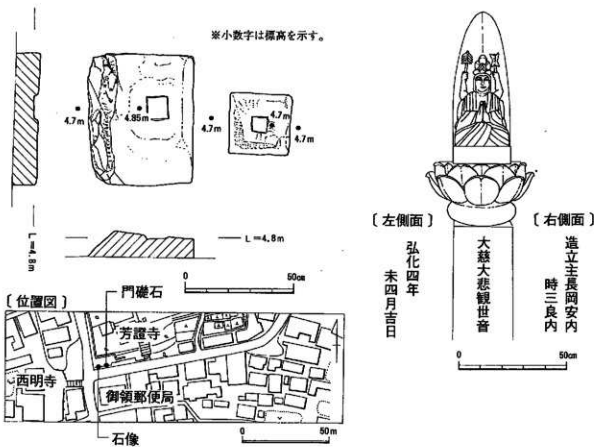
御領城と芳證寺の様に、江戸期を境に、中世城の居館跡地が寺地となった事例は、さほど珍しくはない。郡内では、栖本町の円性寺と栖本城跡、河浦町の崇圓寺と河内浦城跡の関係がある。この様な意味から、境内絵図を城跡参考資料として収録した。なお、寺門に残る門礎石や、石像についても実測を行った。



第7図 芳證寺絵図①



第8図 芳證寺絵図②



第9図 門礎石・石像実測図

第IV章 古城山調査の成果

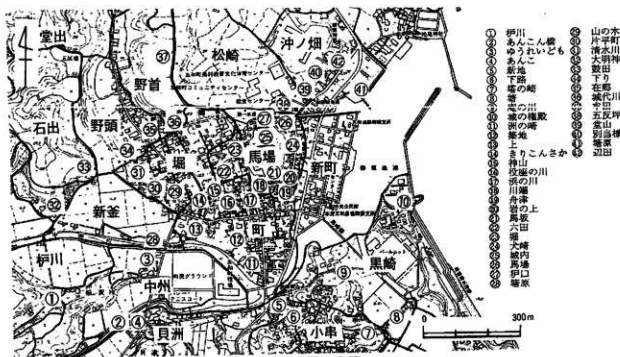
鶴田編纂委員長の「芳證寺文書」調査の過程で、御領城の近くに「古城山」の存在が明らかになった。その記述内容は、別途、巻末に収録しているので、ここでは、フィールド調査の結果を述べる。

第1節 古城山について

江戸時代中期に記された「芳證寺文書」によれば、古城山の位置は、まさしく、御領城跡の北西側に広がる丘陵地で、「野頭」と「野首」の字名が残る一帯である。御領城跡を「新しい城山」と認識した上での呼称であろう。さらに、丘陵地の南側に「釜」、北側崖下の馬場川沿いに「半田」の地名が残る事から、古城山は、中世・早期の「浦半田(釜半田)」に関連する城跡でもあった可能性が高くなる。

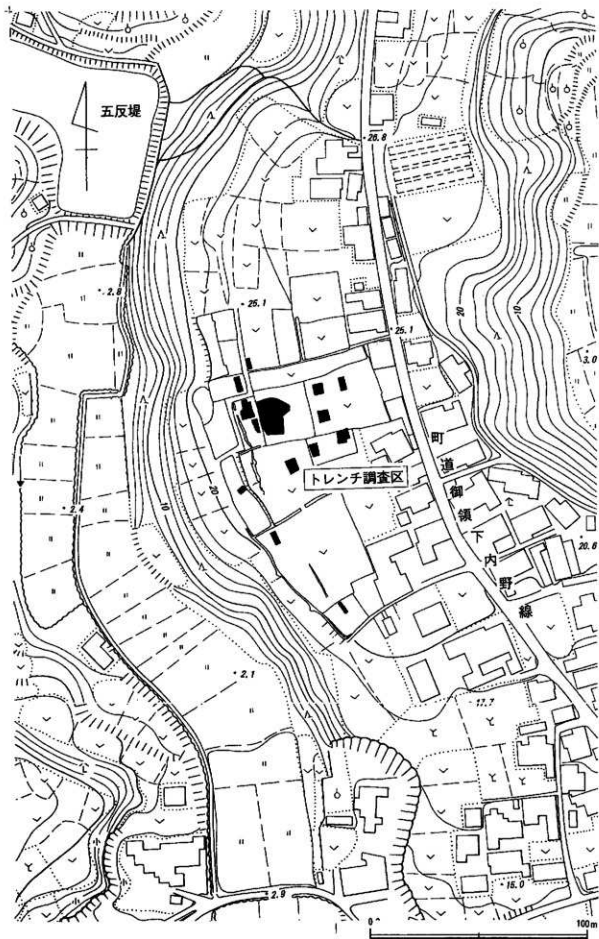
古城山は、南北に丘陵地を縦断する町道沿いに家屋列があり、それより、西側一帯が畑地となっている。全体的に楯を伏せた様な形状で、北側に地形の大きな括れがある。広い意味では、独立区域を形成するが、全体的に削平の度合いが低く、地表が丸みを帯びて自然地形に近い区域もある。堀切や土塁などの遺構は、観察出来ない。唯一、西側斜面の階段状地形についても、削り落としの痕跡はなく、後世の造成によるものと思われる。

自然地形が卓越し、見た目に中世城らしくないが、確かに、この類の城跡は存在する。菊池郡旭志村麓の亀ヶ城跡の場合は、発掘調査により、鎌倉時代まで遡る早期の城跡と判明している(旭志村文化財調査報告第3集「亀ヶ城跡」1996年 旭志村教育委員会)。





第11図 御領城跡・古城山周辺地形図



第12図 古城山調査区周辺地形図

第2節 試掘調査結果

御領城跡調査の一環として、古城山でトレンチ調査を計14カ所(1T~14T)で実施した。結果として、2T・7T・8T・14Tの4カ所から遺構が検出された。さらに7T・10T・12T・14Tからは、中世の輸入磁器が出土した。さらに2T・7T・8T・14Tからは、糸切り土師器と土師系土器が出土した。トレンチの調査結果は次の通りである。

古城山の遺構は2T・7T・14Tでまとまりを見せるが、建物の復元には至らなかった。

〔1トレンチ〕 帯状の畑地(長さ73m・幅6.5~9.5m)の西端に、2.6m×7.0mのトレンチを設定した。畑地は、丘陵地の中央部分を東西に横断しており、土地の区割り形状から、掘切の埋没が考えられた。しかし、表土は、厚さ20cm未満の薄層で、直ぐに地山のローム層土が露呈した。遺構は検出できなかった。

〔2トレンチ〕 1トレンチの南側に設定した18.7m×5.7mのトレンチである。丘陵地の西側端にもかかわらず、15個の柱穴が検出された。埋土は、黒色土混じりの茶褐色土である。建物の復原に至る資料は得られなかったが、いずれも、はっきりとした柱穴で、古城山に関連する遺構と推定される。

〔3トレンチ〕 階段状地形を調査するため、2.4m×3.6mのトレンチを設定した。畑地は、牛蒡耕作のために、地山のローム層土までもが掘り起こされ、遺構を検出する状況になかった。

〔4トレンチ〕 地形の変化点に設定した2.4m×6.0mのトレンチである。丘陵地を南北に二分する大きな段差があり、下段部に掘切の埋没が考えられたが、遺構は検出されなかった。

〔5トレンチ〕 丘陵地の南端部に設定した1.5m×6.0mのトレンチである。ここも地形の変化点で、掘切の埋没が考えられたが、遺構は検出されなかった。

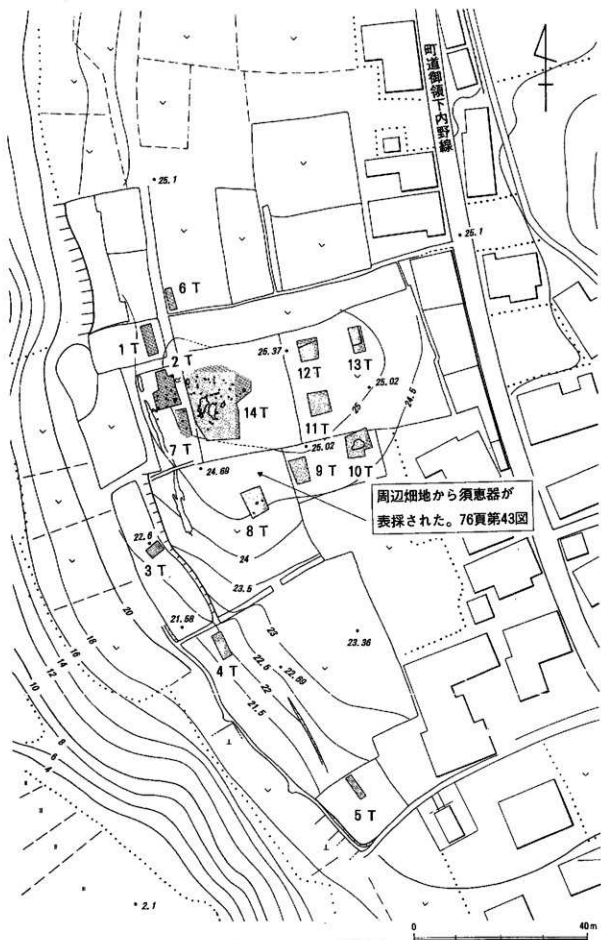
〔6トレンチ〕 帯状・畑地の北側に設定した1.5m×5.0mのトレンチである。畑地を掘切と見なした場合、土塁の存在が考えられる箇所であるが、遺構は検出されなかった。

〔7トレンチ〕 2トレンチの南側に設定した2.4m×6.6mのトレンチから、3個の柱穴が検出された。そこで、トレンチを西側へ5.0m拡張したが、柱穴の広がりは無かった。柱穴の埋土色は、黒色土混じりの茶褐色土である。

中国産の青磁皿(14C末~15C)と天目碗(14C~15C)、中国・景德鎮窯の染付け碗(16C)が出土した。このトレンチでは、西端から道路跡遺構が検出された。

〔道路跡〕 最終的に、長さ38m分を確認した。地山を掘り込む凹道で、丘陵地の西縁を南北に走行している。埋土は茶褐色である。北端部から3.8mの箇所、2.2mの範囲が途切れる(後世に削除)ほかは、細長く繋がる。南部から14mの箇所、後世の畦道が切っている。

断面2で、上場幅1.2m、深さ45cm。断面形状は、幅広のU字形を呈する。2トレンチ、7トレンチの柱穴に関連する遺構である。

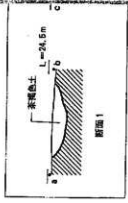
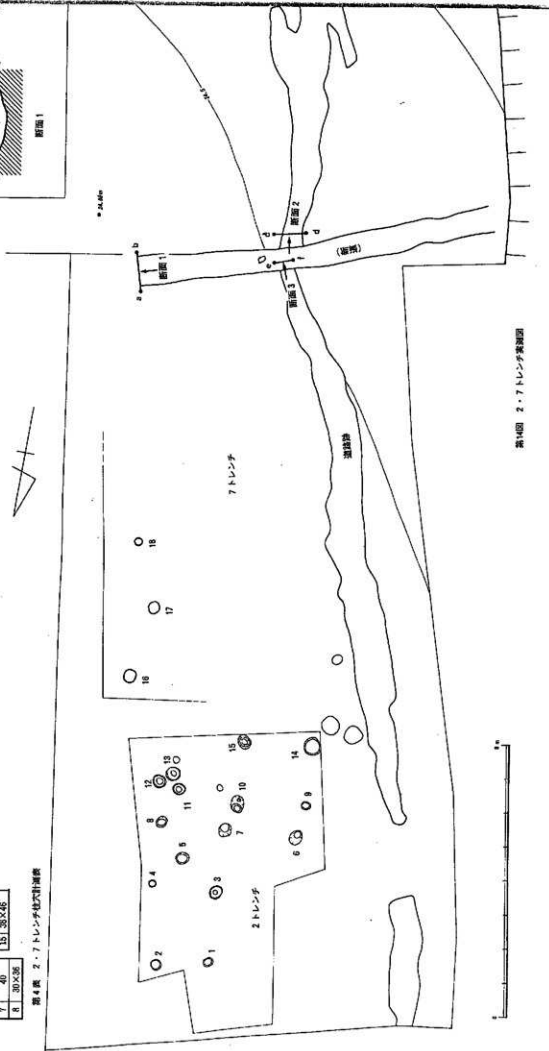


第13図 トレンチ設定図

(単位: cm)

3トレンチ		7トレンチ	
No.	規模	No.	規模
1	30×24	9	22×26
2	32	10	38×50
3	36×42	11	32×36
4	30	12	36×42
5	34×40	13	40
6	40×38	14	50
7	40	15	38×46
8	30×36		

第4図 2・7トレンチ柱状計測図



第4図 2・7トレンチ実測図

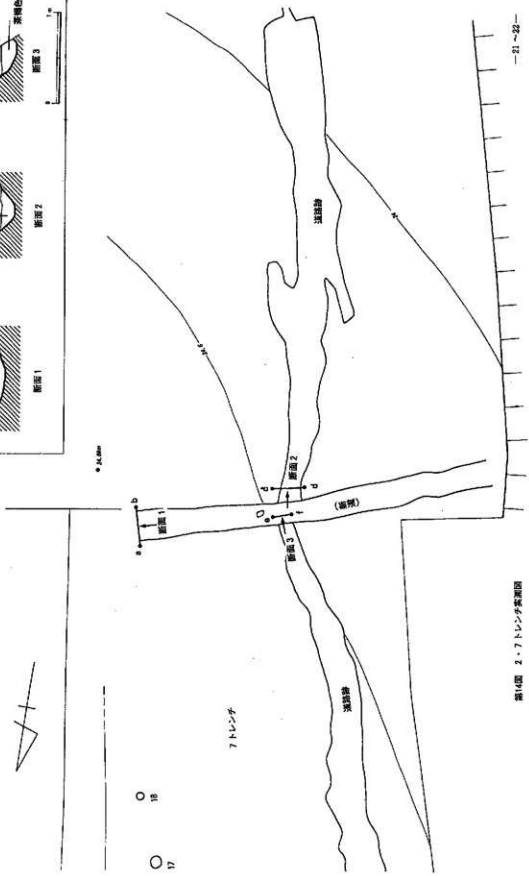
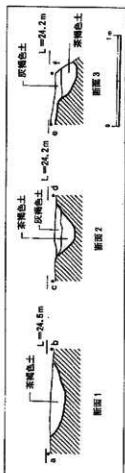
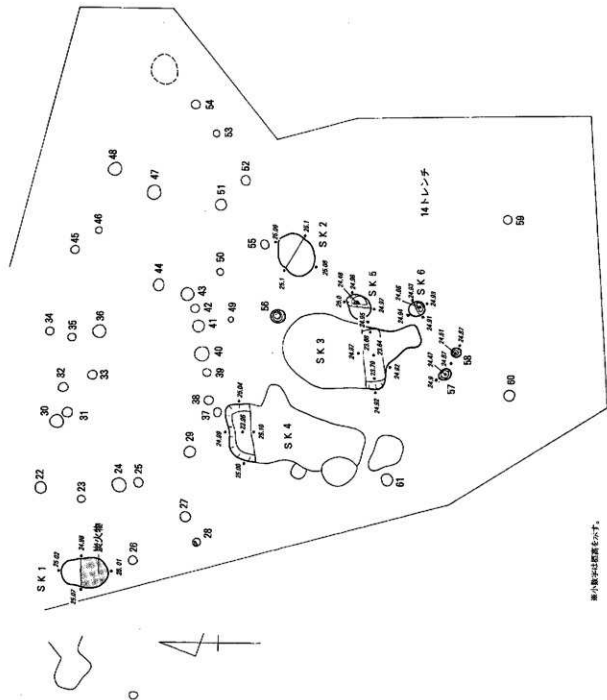
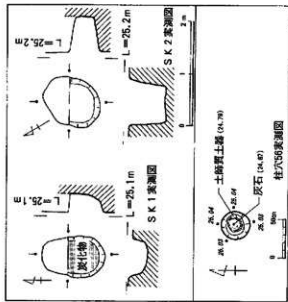


圖14圖 2・7トレンチ築造図



最小数は直径を小さく。

第15図 14トレンチ発掘図



(単位: cm)

No.	形状	No.	形状	No.	形状	No.	形状
22	29×31	30	35×34	38	23	45	23×21
23	22×19	31	28	39	22	47	36×24
24	26	32	31×26	40	40×38	48	36×34
25	29	33	23	41	31	49	15
26	26×23	34	21	42	25	50	23
27	30	35	24	43	35×36	51	30
28	26×22	36	33×31	44	31×25	52	27
29	33	37	25	45	24	53	16
						54	36×32
						55	28
						56	27×24
						57	34×30
						58	27×24

(単位: cm)

No.	形状	直径	備	考
55	40×36	28×24	---	深さ10cmのところに、柱を固定させるための小穴(15×20cm)が掘ってある。
57	34×30	20	43	
58	27×24	15	36	

第5表 14トレンチ柱穴計測表

(単位: cm)

No.	長さ	幅	厚さ	備	考
SK 1	130	80	33	形状は楕円の十字形。貯蔵穴の可能性がある。	
SK 2	115	90	70	形状は楕円。貯蔵穴の可能性がある。	
SK 3	360	190	120	大型の土器。発掘の直後は不明。土師器が出土。	
SK 4	370	145	104	大型の土器。遺物の直後は不明。骨組が出土。	
SK 5	65	60	51	底面に小骨。	
SK 6	45	40	29		

(長さ、幅は、それぞれ最大値を表す)

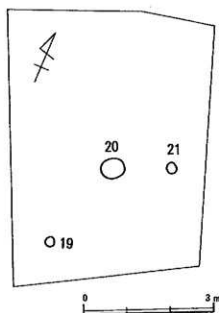
第6表 14トレンチ土器計測表

〔8トレンチ〕 4.7m×6.2mのトレンチから、3個の柱穴状の遺構が検出された。単発的なもので埋土は、灰茶褐色である。2トレンチ、7トレンチの柱穴とは性格が異なる。

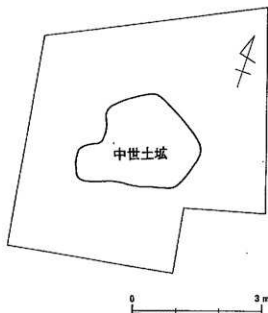
〔9・11～13トレンチ〕 遺構は、検出されなかった。9トレンチは4.0m×5.6m、11トレンチは4.8m×5.2m、12トレンチは4.4m×4.8m、13トレンチは2.0m×6.0mを設定した。12トレンチから、中国産の青磁碗(14C～15C中葉)が出土した。

〔10トレンチ〕 丘陵地の中央部に設定した5.7m×6.0mのトレンチから、中世の土塚が検出された。2.1m×2.9mの不定形な掘り込みで、厚手の土師系土器が出土した。さらに、中国産の白磁皿(14C～15C)が出土した。

〔14トレンチ〕 2トレンチと7トレンチの東側に設定した15m×17mのトレンチから39個の柱穴と、6基の土塚(SK1～6)が検出された。3個の柱穴(56・57・58)を全掘し、さらに土塚を半載したが、SK4の埋土からは、中国産の青磁皿(15C～16C初頭)が出土した。



第16図 8トレンチ実測図



第17図 10トレンチ実測図

No.	規模(cm)
19	22×24
20	50×45
21	26

第7表 8トレンチ柱穴計測表

第V章 鬼池城跡調査の成果

第1節 城跡地について

① 御領城跡と同様に「慶安四年の差出」から欠落した城跡で、海岸沿いの丘陵地に「城」という字名が残っている。元来、鬼池の地は、建暦二年(1212)の「志岐文書」に地名の記載があり、町内でも古くから開発されたところである。

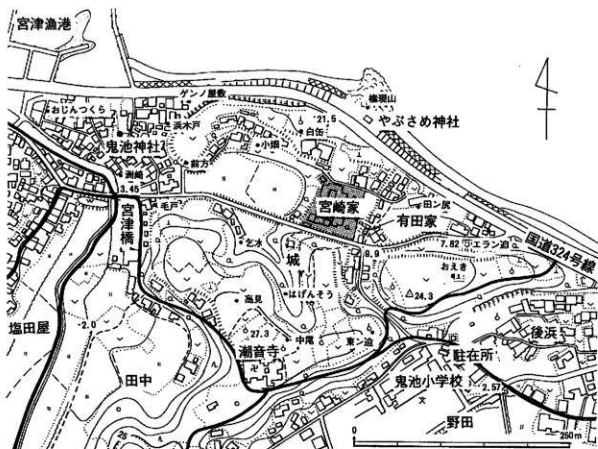
② 城跡地は、標高15~20mの丘陵地で、馬蹄形をしており、東西の長さ270m、南北幅300m、東側に基底部がある。中央部は長さ150m、幅60mの低地となっており、近年まで水田として利用されていた。西端の開口部は、幅30mを測る。小型化した古代山城の様相を呈する。特異な縄張りで、類例は、球磨郡錦町の岩城跡に限られる(注)。現在の家屋列に見る様に、当時の董集落も丘陵地内に形成されていたものと思われる。江戸時代の豪商であった宮崎家は、城跡地の基底部を敷地とした。

③ 城跡地の北側斜面は、かつて、そのまま海岸線に下っていた。明らかに海上を意識した城の造りである。所在地は天草下島の最北端にあたり、早崎海峡を隔てて長崎島の島原半島に相對する。海上交通の要所で、今日、近くの鬼池港から、口ノ津(長崎県)とを結ぶフェリーが就航している。この地区の港が古くから開港されていた事は、想像に難くない。当初から、鬼池城と港は、密接な繋がりがあったものと思われる。

(注) 参考文献：「熊本県の中世城跡」熊本県教育委員会 1978



第18図 鬼池城跡周辺字図



第19図 鬼池城跡周辺地形図

④ 馬蹄形をした城跡地は、〔A区〕海岸に面する北側区域、〔B区〕東側の基底部、〔C区〕内陸部側の南側区域、〔D区〕中央部の低地の4区域に分けられる。

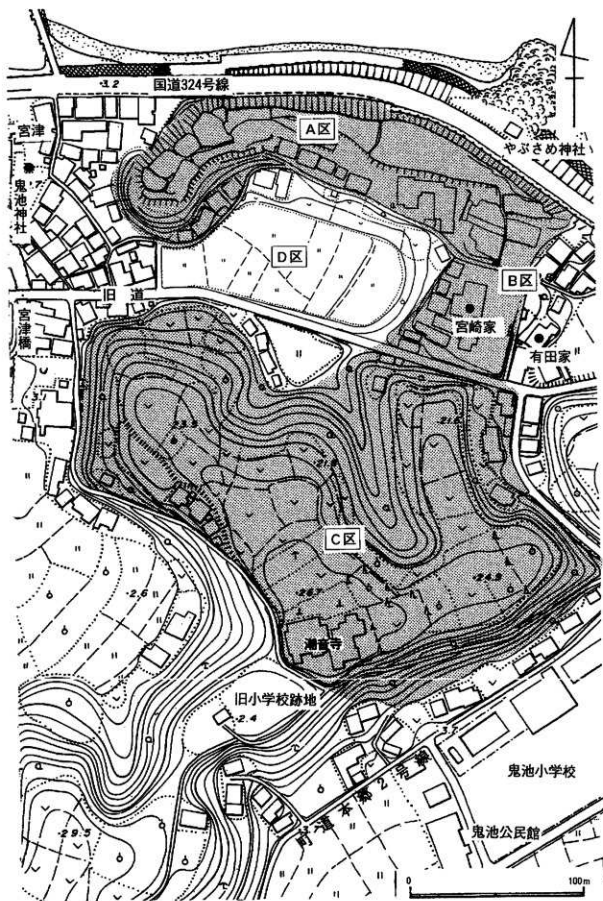
〔A区〕標高15～21mの尾根筋は、丘頂城が帯状をなしている。土塁の様に見える箇所もある。大方、畑地となっているが、荒地も目立つ。斜面部を含めて、全体的に削平度合いが低く、自然地形が卓越する区域である。城外ではあるが、家屋が建て込む西端裾部の平地には、『鬼池神社文書』で知られる鬼池神社がある。

北側斜面部は、本来、そのまま海岸線に下る地形であったが、今日、国道324号の道路工事で寸断され、大きな崖面が形成されている。一方、丘陵地の南側裾部は、住宅地となっているが、小道沿いに形成された細長い家屋列は、かつての籠集落を彷彿させる区割りとなっている。

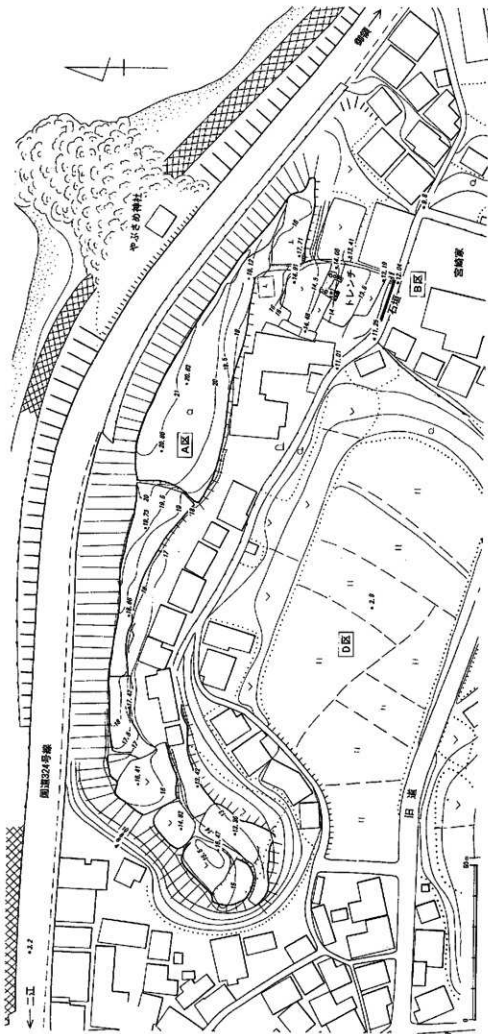
〔B区〕江戸時代の豪商であった宮崎家の広い敷地がある。標高14.5m、位置的にも館の存在が伺われる区域である。一帯は削平され、小道沿いの畑地縁には、(伝)鬼池城時代の石垣も残っている。ここには、「宮津城(鬼池城の別称)」と記された標柱が建つ。なお、有田義明氏宅の庭先に建つ大型の六地藏石幢は、かつては半田地区にあったものである。

〔C区〕標高25～27m弱の丘陵地である。丘頂城には広い平地が卓越し、城地としてのまともまりに欠けるが、確かに、この区域も字「城」の範囲内である。南端部の一角は、潮音寺の境内となっている。

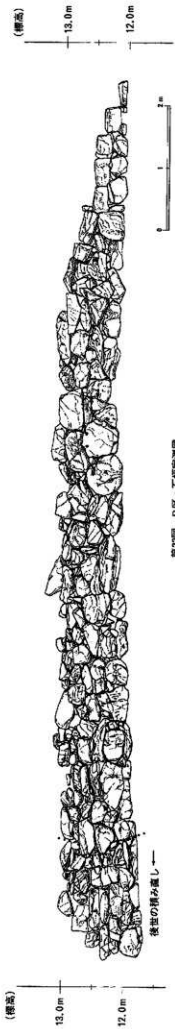
〔D区〕かつては、そのまま海岸線へ繋がっていたと思える程の低地である。幅30mの狭い西端の開口部には、水門の様な遺構が埋没している可能性がある。



第20図 鬼池城跡・城域図



第21図 鬼池城跡・A区測量図



第22図 B区・石垣測量図

第2節 試掘調査結果

B区内の畑地で、(伝)鬼池城時代の石垣を実測し、一部区画を試掘した。

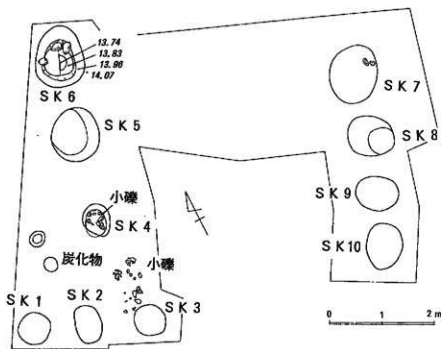
〔石垣〕長さ16m分を実測した。高さ1.2m、自然石をバランス良く積み上げた「野積み石垣」である。石垣の裏側を調査したが、グリ石は検出されなかった。江戸時代の中葉頃を下限とする石垣であろう(29頁・第22図)。隣接する宮崎家の石垣は、江戸時代後期のもので、端的に面取した大きな切り石を、透き間無く積み上げている。

〔トレンチ〕東西方向に2.6m×7.7mのトレンチを設定したが、遺構が検出されたので、東端を2.5m、西端を3.7m程南側へ拡張した。最終的に10個の土坑と2個の小柱穴が検出された。15世紀末から16世紀中葉と、16世紀末から17世紀初頭の染付け碗(中国産)が出土した。土坑は、建物の掘形や礎石の地梁穴の可能性ある。

〔SK1~4〕この4個は、やや小型の土坑で、短径52cm~長径72cmの範囲に収まる。埋土はオリブ灰色土。SK1~3は、1.2mの等間隔で、東西方向に並んでいる。列外のSK4を掘り下げたが、深さ24cm、底部の大きさ40cm×50cm、掘り拳大の小礫が6個出土した。SK2の埋土にボタンが混入しており、明治時代以後の遺構である。

〔SK5・6〕SK6を半載したが、底部は段掘りされていることが判明した。上段部は深さ24cm、長径78cm。下段部には深さ10cm、直径24cmの柱穴状の掘り込みがある。埋土はオリブ黄褐色土。

〔SK7~10〕1.1mの等間隔で、南北方向に並んでいる。埋土はオリブ黄褐色土。



No.	長径	短径
SK1	66	60
SK2	72	52
SK3	66	60
SK4	64	54
SK5	106	92
SK6	118	98
SK7	112	90
SK8	92	74
SK9	82	66
SK10	86	70

(単位:cm)

第8表
B区トレンチ土坑計測表

第23図 B区・トレンチ実測図

第VI章 出土遺物

第1節 御領城跡出土遺物

〔御領城時代の遺物〕

6は、中国産の染付皿で、16C前半～中葉。基筋底皿で、景德鎮窯で焼かれている。外器面に蕉葉文様。外底面にハマ烙着痕。152は、直径1cmの鉛弾で、重さ5.43g。

〔廃城後の遺物〕

*17Cの遺物

21は播鉢で、13条までの条線を確認。22は鉢で、復元底径5.8cm。

*17C後半～18C遺物

23は叩き成形の播鉢で、条線は13本まで確認できる。器面に鉄釉がかかる。24は陶器碗で、17C末～18C前半に肥前内野山窯で焼かれている。

*18Cの遺物

7～12は、18C後半に肥前の波佐見窯で焼かれた染付碗。7は見込みに蛇ノ目釉剥ぎ。8は外器面に唐草文様、内器面に菊花文様、高台内に渦福字銘。見込みには、五弁花コンニャク判。10・11は、見込みに蛇ノ目釉剥ぎ、五弁花コンニャク判。9～11は、外器面に丸文様。12は段重か蓋物。25は肥前系の瓶で、外器面に刷け目。

*18C～19Cの遺物

1は肥前系の白磁瓶であろう。26は叩き成形の播鉢で、条線は17本まで確認できる。器色はアメ釉色。13～20は、肥前系の染付である。13は皿。14～17・20は碗。18・19は碗の蓋。13は内器面に四方棒模様、見込みに草花・縹文様。焼成時に圧を受けて、一部が窪む。16は外器面に井ゲタ。16・17は、見込みに蛇ノ目釉剥ぎ。18は腰部に連弁模様、見込みに宝珠文様。19は高台内に銘、見込みに火焰宝珠文様。20は見込みに山水文様がある。

*19Cの遺物

5は肥前系の白磁で、急須であろう。上げ底で、薄壁。28は九州産の小碗で、焼切っている。2は肥前系の白磁であろう。1820年～19C末。3・4は、肥前系の白磁で、19C～幕末。3は型打成形の稜花皿、4は見込みに蛇ノ目釉剥ぎがある。

*近世窯跡(御領皿山焼)の遺物

29・34～90は、窯跡から出土した遺物(製品)である。年代は1820～60年代に限定される。同時に、窯具(91～128)や土錘(129～147)が出土した。明治時代をまたずに、廃窯となったものと思われる。

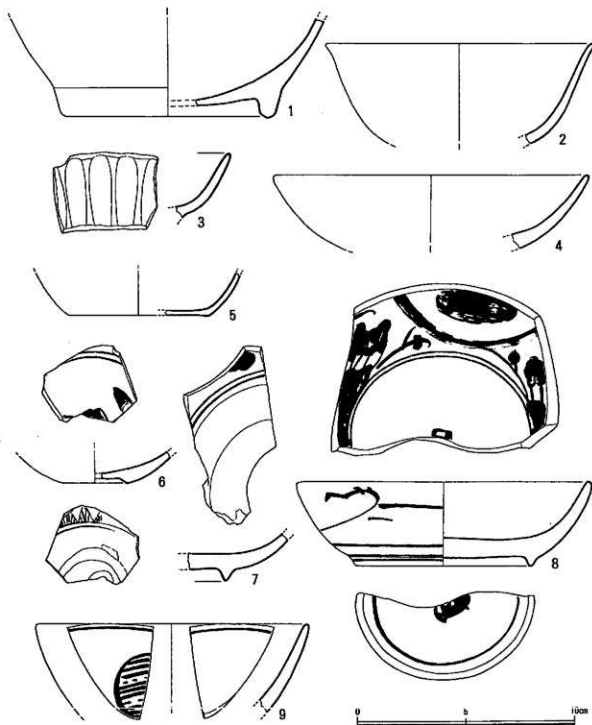
34～75は染付けで、1820～60年代のものである。34・35の小杯と67の碗は磁器で、素焼きの状態。器色は34・35が乳褐色。67は褐色。染付文様は、多様で、窯の特色が表われている。

36~46は小碗。この中で、38・40・41は湯呑用。38は外器面に山水文様。40は見込みにハマ熔着痕。41は外器面に丸文様。36は焼成不良。39は外器面に草花・蝶文様と、「竹村山人」の人名を記す。42は外器面に格子文様。43は見込みに「寺」の文字。44は外器面に山水文様。46は見込みに「寿」の文字。47~74は碗。47は、外器面に源氏香と草花文様。48・49は内器面に雷文帯。51は外器面に蝶文様。52は外器面に扇文様。53は外器面に山水文様、見込みにハマ熔着痕。54・71は、見込みに松竹梅文様。55は見込みに花文様。57は外器面に葉状文様。58は外器面に「山人」の文字。「竹村山人」が欠落したもの。59は外器面に「つる草」文様。60は外器面に樹木文様。61は外器面に「よろけ稿」文様。62は外器面に格子目文様。見込みに菱形文様と蛇ノ目軸剥ぎ。63・64・65・66は、外器面に扇、草花、蝶文様。65・66は、見込みに岩波文様。66は失敗製品。68は外器面にコウモリ文様、内器面に四方樺文様。69は外器面に雲輪文様。70は型打成形による輪花形で、外器面に丸文様。71・72は、蛇ノ目凹形の高台。71は外器面に唐草文様、内器面にウロコ文様。72は外器面と見込みに草花文様。72~74は、見込みにハマ熔着痕。73は見込みにコウモリ文様。74は見込みに山水文様。75は段重か蓋物で、器面全体に文様。

76~90は染付けで、19世紀初から幕末のものである。76は碗。77~81・90は皿。82は皿か鉢。83・84は、鉢。85は蓋物。86・87・29は碗。88は段重。89は急須の蓋。89・90は磁器であるが、素焼きの状態。76は外器面に山水文様、内外器面に雷文帯。77は型打成形による輪花形で、内器面に崩れた雷文様。79は内器面に「ひょうたん」文様。見込みにハマ熔着、蛇ノ目凹形の高台。81は内器面に氷裂梅花文様。82は見込みに蝶文様、焼成時に破損品が付着。83は型打成形で、内器面に山水文様。84は見込みに蘭文様、足付きハマ熔着痕。85は外器面に樹木・鳥・山水文様。87は広東形で、見込みに足付きハマ熔着痕。89は上部に有孔。90は蛇ノ目凹形の高台。29は失敗製品。

※その他

91~114は窯具で、ハマ(焼台)。115~117も窯具で、トチン(支柱)。118は陶器。119~122はトチン。123は燭台、124~128はトチン。129~131は大型の土錘、132~147は小型の土錘である。148は、先の大戦における銃弾。149・150は鉄器。151は硯。152は、2トレンチのローム層土に接する表土の最下部から出土した鉛の鉄砲玉。153は、城跡地の北側に地藏堂を建立(1979年5月)した際、出土した刀の鐔で、江戸時代初期頃のものである。154は窯具で、大型トチンの底部である。155・156は軒丸瓦。157は平瓦である。



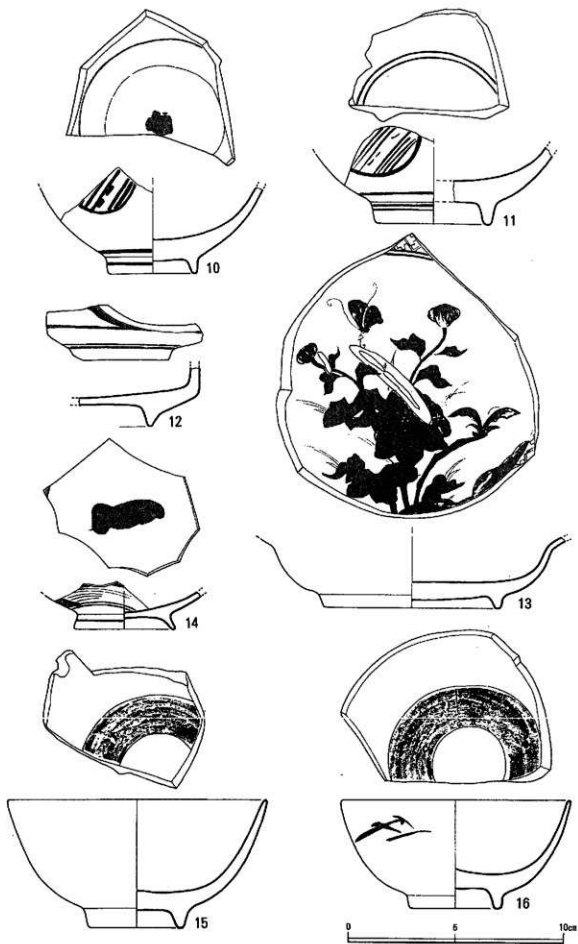
第24図 御領城跡出土遺物(1)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
1	白磁(?) 甌 肥前系 18C前半 ~19C	体部下位 9.0mm 中位 4.0mm 底部端部 8.0mm 中央 3.0mm	復元底径 9.6cm 高台高 0.7cm		【釉色】 外:白灰青色 内:灰白色 【焼成】 不良
2	白磁(?) 碗 肥前系 1820年~19C末	体部下位 4.5mm 中位 3.5mm 上位 2.0mm	体部は内弯し、口縁部で 外弯する。		【釉色】 薄い白黄緑色 【焼成】 焼切っている

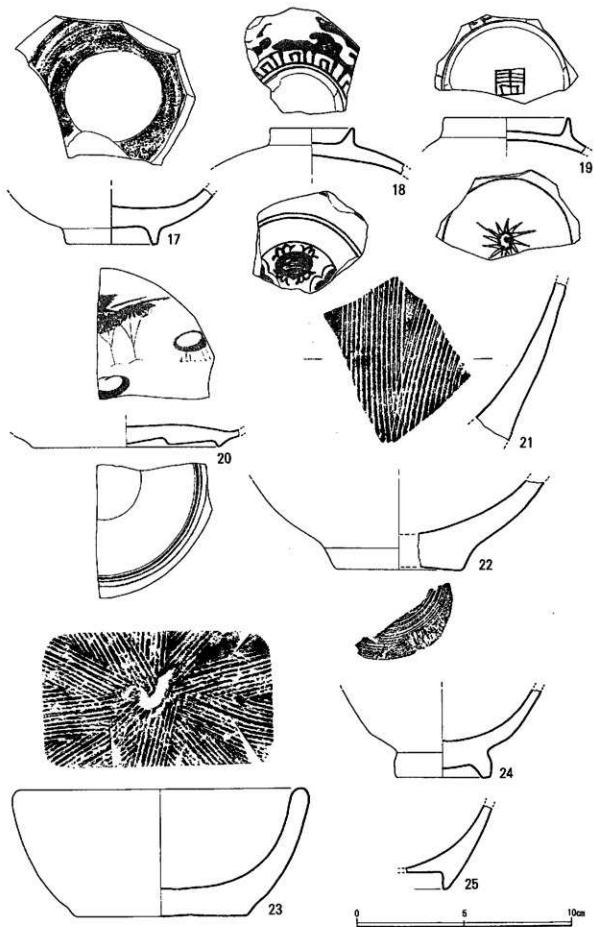
第9表 御領城跡出土遺物観察表(1)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
3	白磁(?) 椀花皿 肥前系 19C～幕末(?)	体部下位 4.0cm 中位 3.5cm 上位 3.0cm	型打成形	—	〔釉色〕 白色 〔胎土色〕 灰色 〔器面〕 薄い貫入あり
4	白磁(?) 皿 肥前系 19C初～幕末	体部下位 7.0cm 中位 5.0cm 上位 2.5cm	復元口径 14.5cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	—	〔釉色〕 乳白色 〔器面〕 薄く細かい貫入
5	白磁(?) 急須(?) 肥前系 19C	体部下位 2.5cm 中位 3.0cm 底部中央 2.0cm	底部は上げ底で、薄壁	—	〔釉色〕 白灰色 〔器色〕 外：桃白色 内：乳白色 〔器面〕 貫入あり
6	染付 皿 中園(景徳園) 16C前半～中葉	体部下位 6.5cm 中位 4.5cm 底部中央 3.0cm	莖竹底皿 〔外底面〕 ハマ切着痕	〔外器面〕 蕉葉文様 2条の界線 〔内器面〕 文様 2条の界線	〔器色〕 薄青黄色 〔具須〕 薄青色
7	染付 皿 肥前(波佐見窯) 18C後半	体部下位 7.0cm 中位 5.0cm 底部端部 7.0cm	高台高 0.4cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔内器面〕 文様 2条の界線	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 薄青白色
8	染付 皿 肥前(波佐見窯) 18C後半	体部下位 10.0cm 中位 6.0cm 上位 3.5cm 底部端部 8.0cm 中央 9.0cm	復元口径 13.6cm 底径 8.2cm 器高 3.8cm 高台高 0.4cm	〔外器面〕 唐津文様、3条の界線 〔内器面〕 菊花文様、2条の界線 〔見込〕 五弁花コンニャク青 〔高台内〕 通幅字銘	〔器色〕 灰白色 くすんだ灰白緑色 〔具須〕 薄黒色
9	染付 碗 肥前(波佐見窯) 18C後半	体部下位 6.0cm 中位 4.5cm 上位 3.0cm	復元口径 12.5cm	〔外器面〕 丸文様、1条の界線 〔内器面〕 口縁部に1条の界線	〔器色〕 灰色 〔具須〕 薄青黒色
10	染付 碗 肥前(波佐見窯) 18C後半	体部下位 9.5cm 中位 4.0cm 底部中央 10.0cm	底径 4.2cm 高台高 0.55cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔外器面〕 丸文様、2条の界線 〔内器面〕 1条の界線 〔見込〕 五弁花コンニャク青	〔器色〕 灰白青色 〔具須〕 薄青黒色
11	染付 碗 肥前(波佐見窯) 18C後半	体部下位 10.0cm 中位 5.0cm 底部端部 10.0cm	復元底径 5.4cm 高台高 1.0cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔外器面〕 丸文様、3条の界線 〔見込〕 2条の界線 五弁花コンニャク青	〔器色〕 灰白青色 〔具須〕 薄青白色
12	染付 段重かき物 肥前系 18C後半	体部下位 5.0cm 底部端部 10.0cm 中央 4.0cm	体部は直立気味に立ち上がる。	〔外器面〕 文様、3条の界線	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 青黒色
13	染付 皿 肥前系 18C後半 ～19C初	体部下位 6.5cm 中位 3.0cm 上位 3.0cm 底部端部 6.5cm 中央 8.0cm	体部上位は大きく外寄する。 底径 8.1cm 高台高 0.4cm	〔内器面〕 2条の界線 上位に四方博文様 〔見込〕 草花・露文様 〔見込〕 焼成時に圧を受けて一部が窪む	〔器色〕 灰白青色 〔具須〕 青黒色 〔見込〕
14	染付 碗 肥前系 18C後半～19C初	体部下位 4.0cm 底部端部 5.0cm 中央 2.5cm	底径 4.6cm	〔外器面〕 文様、3条の界線 〔内器面〕 2条の界線 〔見込〕 文様	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 青黒色
15	染付(?) 碗 肥前(波佐見窯) 18C後半 ～19C初	体部下位 7.5cm 中位 5.0cm 上位 2.0cm 底部中央 8.5cm	復元口径 11.9cm 復元底径 4.4cm 器高 5.8cm 高台高 0.8cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔外器面〕 ロク口成形成	〔器色〕 灰白色
16	染付 肥前系 18C後半 ～19C初	体部下位 9.0cm 中位 3.5cm 上位 2.0cm 底部端部 7.0cm 中央 9.0cm	復元口径 10.6cm 底径 4.2cm 器高 4.9cm 高台高 0.9cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔外器面〕 井ヶケ	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 灰オリーブ色
17	染付 碗(?) 肥前(波佐見窯) 18C後半～19C初	体部下位 9.0cm 中位 5.0cm 底部中央 9.5cm	底径 4.2cm 高台高 0.7cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	—	〔器色〕 灰白色

第10表 御領城跡出土遺物観察表(2)



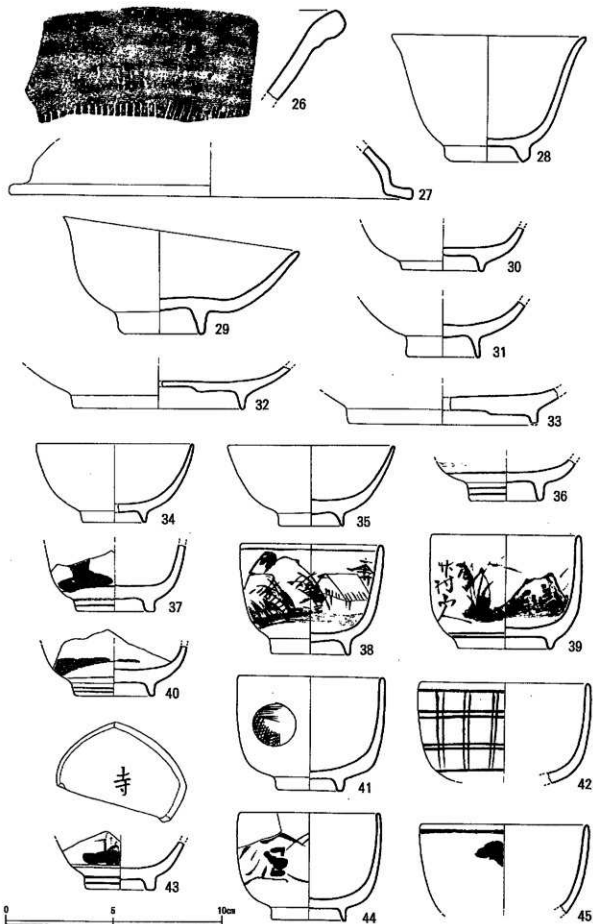
第25図 御領城跡出土遺物(2)



第26図 御領城跡出土遺物(3)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
18	染付 碗の蓋 肥前系 18C後半~19C初	体部上位 6.5mm 中位 5.0mm 上部中央 5.5mm	復元上径 3.9cm 高台高 0.6cm	(外器面) 4条の界線 腰部に連升文様 (見込) 宝珠文様、3条の界線	(器色) 白色 (呉須) 灰青黒色 (胎土) 細かい貫入あり
19	染付 碗の蓋 肥前系 1780年~19C前半	体部上位 5.0mm 上部中央 4.0mm	広東形 上径 5.9cm 高台高 6.0cm	(外器面) 1条の界線 高台内に鉄あり (内器面) 1条の界線 (見込) 火燒宝珠文様	(器色) 灰白青色 (呉須) 灰青黒色 (器面) 貫入あり
20	染付 皿 肥前系 18C末~19C前半	底部端部 5.5mm 中位 8.5mm 中央 7.0mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 8.5cm 高台高 0.2cm	(外器面) 3条の界線 (見込) 山水文様	(器色) 灰白青色 (呉須) 薄青黒色
21	摺鉢 17C	体部下位17.0mm 中央 9.0mm	糸線の一単位は13条まで確認できる	(外器面) ロクロ成形	(器色) 褐色 (焼成) 堅緻
22	陶器 鉢 17C	体部下位13.0mm 中位10.0mm 底部端部17.0mm	復元底径 5.8cm	—————	(器色) 明乳橙色 (出土) 3トレンチ
23	摺鉢 17C後半 ~18C	体部下位14.0mm 中位 9.0mm 上位 8.5mm 底部中央13.0mm	叩き成形 糸線の一単位は13本まで確認できる 口径 13.2cm 底径 7.6cm 器高 5.8cm	—————	(器色) 外: 暗小豆色(鉄軸) 内: 明小豆色(鉄軸)
24	陶器 碗 肥前(内野山楽) 17C末~18C後半	体部下位 7.0mm 中位 5.5mm 底部中央12.0mm	底径 4.3cm 高台高 0.4cm	—————	(器色) 外: オリーブ青色(御嶽焼) 内: オリーブ灰色(清瀬焼) (胎土) 乳褐色
25	陶器 鉢 肥前系 18C	体部下位12.0mm 中位 6.0mm 底部端部 7.0mm	高台高 0.7cm	(外器面) 刷け目	(器色) 外: 黄灰色 内: 灰黄色 外器面のみ施釉
26	摺鉢 18C~19C	口径部 10.0mm 体部上位 6.5mm	叩き成形 糸線の一単位は17本まで確認できる	—————	(器色) アメメ色 (焼成) 堅緻
27	陶器 鍋の蓋(?) 18C後半~19C	口径部 5.0mm 体部 5.0mm	口径部の幅 1.2cm	(内外器面) 鉄軸がかかる 口径部のみ無釉	(器色) 暗茶褐色
28	陶器 小碗 九州産 19C	体部下位 4.5mm 中位 3.0mm 上位 2.5mm 底部中央 3.0mm	高台端は尻上りに削り取られている 口径 9.0cm 底径 3.4cm 器高 5.7cm 高台高 0.7cm	—————	(器色) 白灰色 (焼成) 透切っている (器面) 貫入あり
29	陶器 碗 無銘焼 1820~60年代	体部下位 5.5mm 中位 4.5mm 下径 2.5mm 底部中央 5.0mm	復元口径 10.9cm 底径 3.5cm 器高 4.7cm 高台高 1.1cm	—————	(器色) 乳褐色 (焼成) 不良 *尖散製品
30	白磁(?) 小碗(湯呑用) 御嶽焼 1820~60年代	体部下位 7.0mm 中位 4.0mm 底部端部 4.0mm 中央 3.0mm	底径 4.0cm 高台高 0.65cm	—————	(釉色) 薄い白青色 (焼成) 不良
31	磁器の蓋(茶碗?) 碗 御嶽焼 1820~60年代	体部下位 6.0mm 中位 4.5mm 底部端部 4.5mm 中央 6.0mm	底径 3.4cm 高台高 0.9cm	—————	(器色) 乳白色 (焼成) 不良 (出土) 3トレンチ
32	磁器の蓋(茶碗?) 皿 御嶽焼 1820~60年代	体部下位 6.0mm 中位 3.0mm 底部端部 4.5mm 中央 2.0mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 7.9cm 高台高 0.8cm	—————	(器色) 白褐色 (焼成) 不良
33	磁器の蓋(茶碗?) 皿 御嶽焼 1820~60年代	体部下位 6.5mm 底部端部 9.5mm 中央 5.5mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 8.6cm	—————	(器色) 白褐色 (焼成) 不良 (出土) 3トレンチ

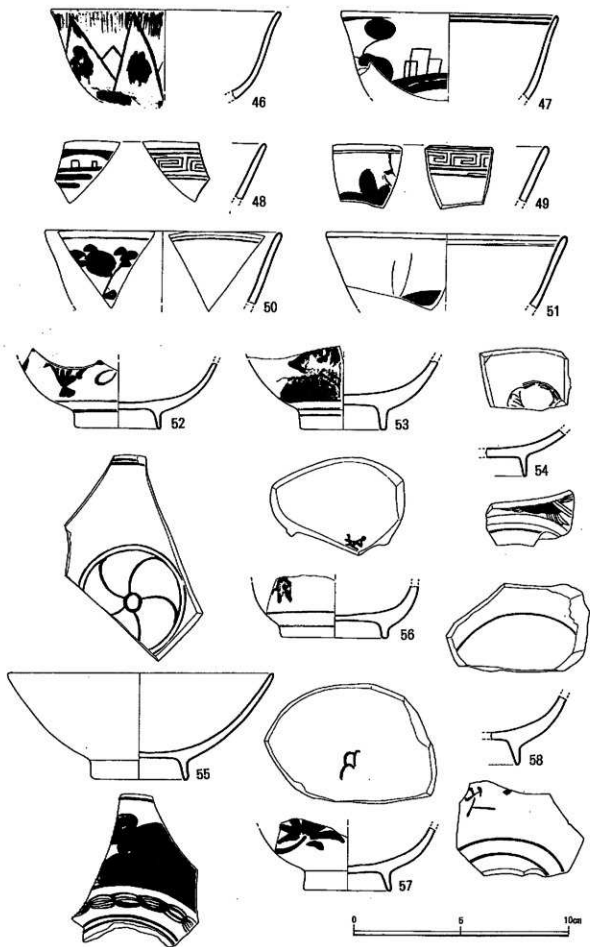
第11表 御領城跡出土遺物観察表(3)



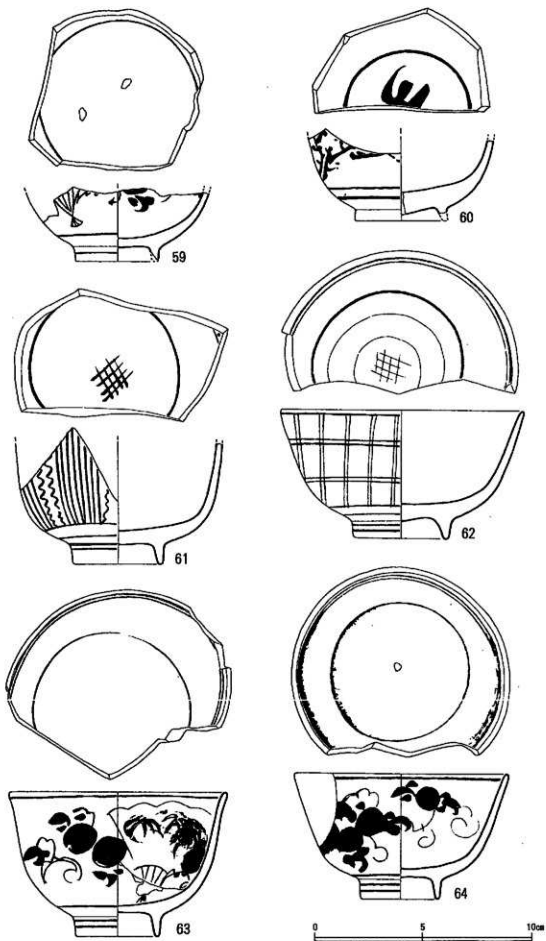
第27図 御領城跡出土遺物(4)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
34	磁器の茶焼き 素地(?) 小杯 御領焼 1820 ~60年代(?)	体部下位 4.5cm 中位 3.5cm 上位 1.5cm 底部中央 3.0cm	茶焼き素地に施釉した状 蓋 復元口径 7.2cm 復元底径 3.0cm 器高 3.6cm 高台高 0.4cm	_____	〔器色〕 乳褐色
35	磁器の茶焼き 素地(?) 小杯 御領焼 1820 ~60年代(?)	体部下位 6.0cm 中位 3.0cm 上位 2.0cm 底部中央 6.0cm	茶焼き素地に施釉した状 蓋 復元口径 7.6cm 復元底径 3.0cm 器高 3.7cm 高台高 0.5cm	_____	〔器色〕 乳褐色
36	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 6.0cm 底部中央 5.0cm	底径 3.5cm 高台高 0.8cm	〔外器面〕 文様、3条の界線	〔器色〕 乳白灰色 薄青黒色 〔焼成〕 不良
37	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 6.5cm 中位 3.5cm 底部中央 6.0cm	底径 3.5cm 高台高 0.55cm 高台の皿付き幅 0.5cm	〔外器面〕 文様、3条の界線	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 薄青黒色
38	染付 小碗(湯呑用) 御領焼 1820~60年代	体部下位 4.5cm 中位 4.0cm 上位 2.5cm 底部中央 4.5cm	復元口径 6.6cm 底径 3.4cm 器高 5.0cm 高台高 0.5cm	〔外器面〕 山水文様、1条の界線 〔内器面〕 上位に1条の界線	〔器色〕 乳白褐色 〔具須〕 薄青黒色 〔焼成〕 不良
39	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 8.0cm 中位 4.0cm 上位 2.5cm 底部中央 4.5cm	復元口径 6.9cm 底径 4.3cm 器高 5.2cm 高台高 0.5cm	〔外器面〕 草花・蝶文様 〔竹村山人〕の文字(入 名?)、3条の界線 〔内器面〕 2条の界線	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 薄青黒色 *失敗製品
40	染付 小碗(湯呑用) 御領焼 1820~60年代	体部下位 6.5cm 底部中央 6.0cm	底径 3.5cm 高台高 0.6cm 〔見込〕 ハマ烙着痕	〔外器面〕 文様、3条の界線	〔器色〕 白灰色 一部、棕色 〔具須〕 薄青黒色 〔出土〕 3トレンチ
41	染付 小碗(湯呑用) 御領焼 1820~60年代	体部下位 6.0cm 中位 3.5cm 上位 2.5cm 底部中央 3.5cm	体部は直立気味に立ち 上がる。 復元口径 6.7cm 底径 2.9cm 器高 5.2cm	〔外器面〕 丸文様 〔外底面〕 高台脇に他とは異なる 削り。	〔器色〕 乳白黄色 〔具須〕 薄黒緑色
42	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 4.5cm 中位 3.5cm 上位 2.0cm	復元口径 8.0cm	〔外器面〕 格子文様	〔器色〕 乳白褐色 〔具須〕 黒青色 〔焼成〕 不良 〔器面〕 貫入あり
43	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 4.5cm 底部中央 5.5cm	底径 3.2cm 高台高 4.5cm 高台の皿付き幅 0.5cm	〔外器面〕 4条の界線 山水文様(?) 〔見込〕 「寺」文字	〔器色〕 白灰色 〔具須〕 青黒色
44	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 5.0cm 中位 2.5cm 上位 1.5cm 底部中央 4.5cm	復元口径 6.4cm 底径 3.4cm 器高 4.9cm 高台高 0.55cm	〔外器面〕 山水文様	〔器色〕 灰緑黄色 〔具須〕 灰オリブ色 〔焼成〕 不良 〔器面〕 不純物が付着
45	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.0cm 上位 2.5cm	復元口径 7.9cm	〔外器面〕 文様、1条の界線	〔器色〕 白灰色 〔具須〕 薄青黒色 〔焼成〕 焼切っている 〔出土〕 3トレンチ
46	染付 小碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.5cm 上位 2.5cm	復元口径 7.9cm	〔外器面〕 「寿」字文様	〔器色〕 白青色 〔具須〕 薄青黒色
47	染付 碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 2.5cm 上位 2.0cm	端反形 復元口径 10.0cm	〔外器面〕 源氏香に草花文様(?) 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 薄青黒色
48	染付 碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.0cm 上位 2.5cm	端反形	〔外器面〕 文様 〔内器面〕 雷文様	〔器色〕 灰白色 〔具須〕 青黒色

第12表 御領城跡出土遺物観察表(4)



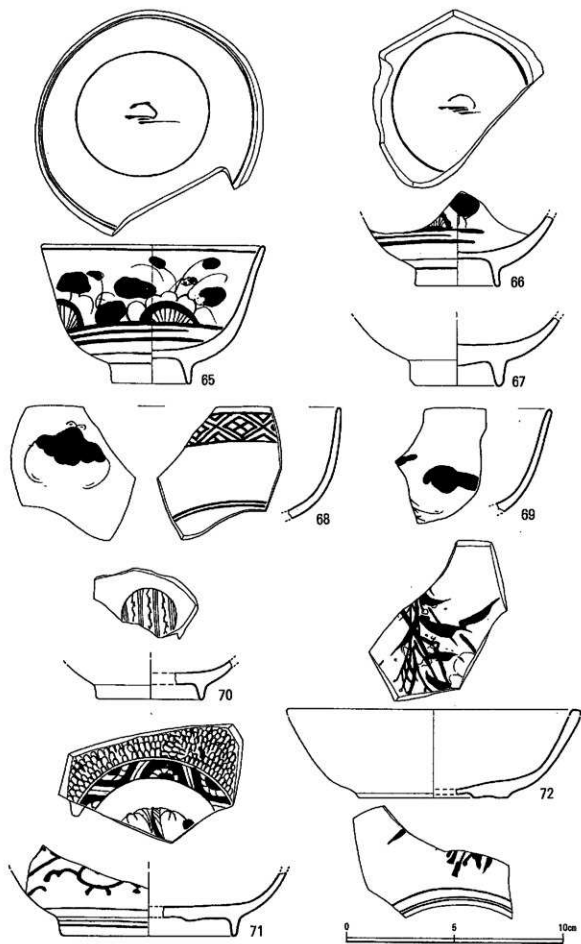
第28図 御領城跡出土遺物(5)



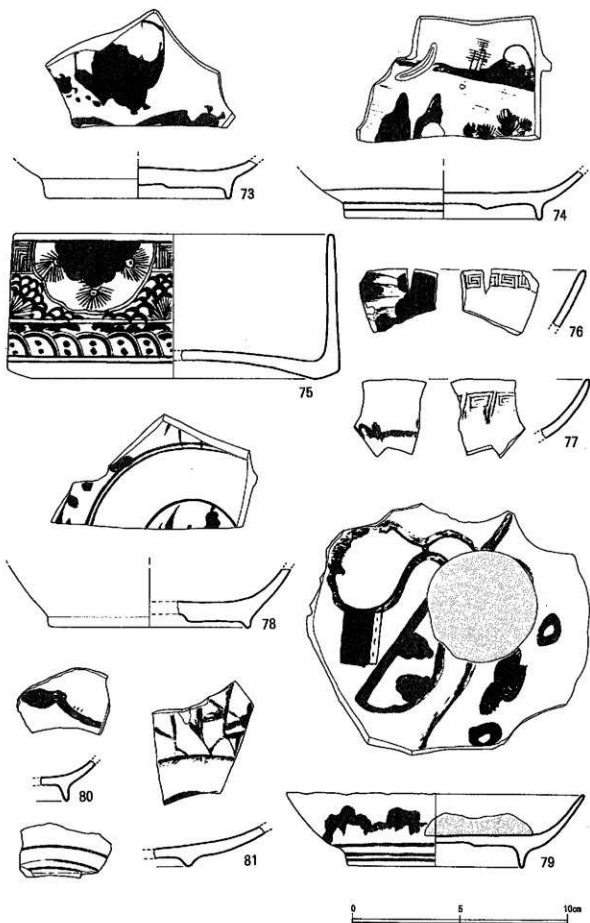
第29圖 御領城跡出土遺物(6)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
49	柴付 碗(?) 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.5mm 上位 3.0mm	_____	〔外器面〕 花文様、1条の界線 〔内器面〕 上位に雲文様	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 薄青黒色
50	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.0mm 上位 3.0mm	端反形(?) 復元口径 10.8cm	〔外器面〕 草花文様、1条の界線 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔器色〕 乳白褐色 〔呉須〕 緑黒色
51	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部中位 3.5mm 上位 3.0mm	端反形(?) 復元口径 11.2cm	〔外器面〕 幾文様(?), 1条の界線 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔器色〕 薄白黄色 〔呉須〕 薄黒青色
52	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 5.5mm 中位 2.5mm 底部中央 3.5mm	底径 4.0cm 高台高 0.85cm	〔外器面〕 扇文様、1条の界線 〔内器面〕 1条の界線	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 薄黒青色 〔焼成〕 良好
53	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 8.0mm 中位 5.0mm 底部中央 4.5mm	底径 4.0cm 高台高 1.1cm 〔見込〕 ハマ烙着	〔外器面〕 山水文様(?) 3条の界線	〔器色〕 白灰青色 〔呉須〕 白青黒色 〔焼成〕 不良
54	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 4.0mm 底部端部 4.0mm	高台高 0.8cm	〔外器面〕 文様、2条の界線 〔見込〕 松竹梅文様	〔器色〕 白灰色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 3トレンチ
55	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 5.0mm 中位 3.0mm 上位 2.0mm 底部中央 2.0mm	復元口径 12.2cm 底径 4.2cm 器高 4.9cm 高台高 1.0cm	〔外器面〕 5条の界線 草花文様(?) 〔内器面〕 2条の界線 〔見込〕 花文様	〔器色〕 白灰色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 やや良好 〔見込〕 真入り
56	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 7.0mm 中位 4.5mm 底部端部 4.0mm 中央 2.5mm	復元底径 5.0cm 高台高 0.8cm	〔外器面〕 文様、歪な界線 〔見込〕 文様	〔器色〕 白黄色 〔呉須〕 薄青黄色 〔焼成〕 不良
57	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 5.0mm 中位 4.0mm 底部端部 4.0mm 中央 3.0mm	復元底径 4.0cm 高台高 0.8cm	〔外器面〕 葉状文様 〔見込〕 文様	〔器色〕 白灰色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 良好
58	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 8.0mm 中位 5.5mm 底部端部 3.5mm	高台高 1.0cm	〔外器面〕 2条の界線 「山人」の文字(人名?) 〔内器面〕 1条の界線	〔器色〕 白灰色 〔呉須〕 薄青黒色 〔焼成〕 不良
59	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 6.0mm 中位 4.0mm 底部中央 4.0mm	復元底径 3.9cm	〔外器面〕 1条の界線 扇(?)、つる草文様 〔内器面〕 1条の界線	〔器色〕 白黄褐色 〔呉須〕 黒緑色 〔焼成〕 やや良好 〔器面〕 細かい貫入
60	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 10.0mm 中位 4.0mm 底部端部 9.0mm 中央 11.0mm	復元底径 4.2cm	〔外器面〕 樹木文様、2条の界線 〔内器面〕 1条の界線 〔見込〕 文様	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 黒緑色 〔焼成〕 不良
61	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 7.5mm 中位 4.0mm 底部中央 6.0mm	端反形 底径 4.2cm 高台高 0.9cm	〔外器面〕 3条の界線 よるけ横(スグレ)文様 〔内器面〕 2条の界線 〔見込〕 菱文様	〔器色〕 灰白青色 〔呉須〕 青色 〔焼成〕 良好
62	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 7.0mm 中位 4.0mm 上位 2.0mm 底部中央 8.0mm	端反形 復元口径 11.2cm 底径 4.4cm 器高 5.8cm 高台高 0.8cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	〔外器面〕 格子目文様 下位に3条の界線 〔内器面〕 3条の界線 〔見込〕 菱文様	〔器色〕 灰白青色 〔呉須〕 薄白青色 〔焼成〕 良好
63	柴付 碗 御領焼 1820~60年代	体部下位 8.5mm 中位 4.0mm 上位 2.0mm 底部中央 3.0mm	端反形 復元口径 10.0cm 底径 3.8cm 器高 6.5cm 高台高 1.0cm	〔外器面〕 4条の界線 扇、草花、幾文様 〔内器面〕 3条の界線	〔器色〕 白褐色 〔呉須〕 薄黒色 〔焼成〕 不良

第13表 御領城跡出土遺物観察表(5)



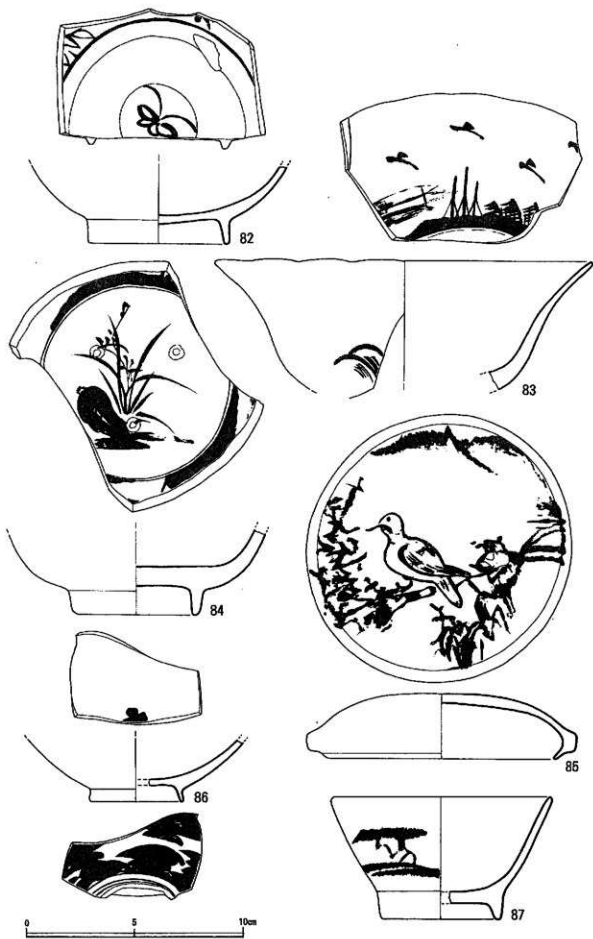
第30図 御領城跡出土遺物(7)



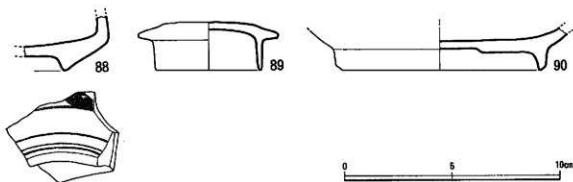
第31図 御領城跡出土遺物(8)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
64	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 5.0mm 中位 3.0mm 上位 2.0mm 底部中央 6.5mm	端反形 復元口径 9.9cm 底径 3.6cm 器高 5.7cm 高台高 1.0cm	〔外器面〕4条の界線 扇(?)、草花、蝶文様 〔内器面〕3条の界線	〔器色〕灰白色 〔呉須〕白青緑色 〔焼成〕良好 *内器面に不純物が 多量に混入
65	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 7.5mm 中位 4.0mm 上位 2.5mm 底部中央 6.5mm	端反形 口径 10.3cm 底径 3.7cm 器高 6.3cm 高台高 1.1cm	〔外器面〕3条の界線 草花、蝶文様 〔内器面〕3条の界線 〔見込〕岩波文様	〔器色〕白灰青色 薄青色 〔焼成〕良好 焙室物あり
66	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 8.0mm 中位 5.5mm 底部中央 3.0mm	底径 3.9cm 高台高 1.2cm	〔外器面〕2条の界線 草花文様(?) 〔内器面〕1条の界線 〔見込〕岩波文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕薄黒色 *失敗製品
67	磁器の素焼き 素地(?) 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 8.0mm 中位 5.0mm 底部端部 7.5mm 中央 9.5mm	素焼き素地に施した 状態 底径 3.8cm 高台高 0.9cm	〔外器面〕文様の痕 〔内器面〕界線の痕	〔器色〕陶白色 〔胎土〕レンガ色 〔出土〕3トレンチ *失敗製品
68	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 4.0mm 上位 2.0mm	—	〔外器面〕コウモリ文様 〔内器面〕2条の界線 四方博文様	〔器色〕灰白黄色 〔呉須〕黒緑色 〔焼成〕不良
69	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 4.0mm 上位 2.5mm	—	〔外器面〕雲龍文様(?)	〔器色〕白黄色 〔呉須〕黒青色 〔焼成〕不良 〔出土〕3トレンチ
70	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 6.0mm 底部端部 5.0mm	型打成形による輪花形 復元底径 5.0cm 高台高 0.6cm	〔見込〕丸文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕薄青色
71	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 5.0mm 中位 3.0mm 底部端部 5.5mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 8.1cm 高台高 0.8cm	〔外器面〕 唐草文様、3条の界線 〔内器面〕ウロコ文様 〔見込〕松竹梅文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕外：黒青色 内：薄黒青色 〔焼成〕不良
72	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 5.0mm 中位 3.0mm 上位 5.0mm 底部端部 7.5mm 中央 2.5mm	蛇ノ目凹形高台 復元口径 13.6cm 復元底径 6.9cm 器高 4.0cm 〔見込〕ハマ焙室痕	〔外器面〕 草花文様、3条の界線 〔見込〕草花文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕薄黒色 〔焼成〕やや不良
73	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 4.5mm 底部中間 9.0mm 中央 8.0mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 8.6cm 高台高 0.4cm 〔見込〕足付ハマ焙室痕	〔見込〕コウモリ文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕青黒色 〔焼成〕やや良好
74	染付 碗 御領焼 1820～60年代	体部下位 5.0mm 底部中間 7.0mm 中央 5.0mm	型打成形による輪花形 蛇ノ目凹形高台 復元底径 9.2cm 高台高 0.7cm 〔見込〕ハマ焙室痕	〔外器面〕3条の界線 〔見込〕山水文様	〔器色〕灰白黄色 〔呉須〕薄黒色 〔焼成〕良好 〔器面〕貫入あり 〔出土〕3トレンチ
75	染付 段重か蓋物(?) 御領焼 1820～60年代	体部下位 7.0mm 中位 4.0mm 上位 3.0mm 底部端部 8.0mm 中央 4.0mm	体部は直立する 底部は上打底 復元口径 14.8cm 復元底径 12.8cm 器高 6.5cm	〔外器面〕 器面一杯に文様	〔器色〕灰白色 〔呉須〕青黒色 〔焼成〕良好
76	染付 碗(?) 御領焼 19C初～幕末	体部上位 3.0mm	—	〔外器面〕山水文様 〔内器面〕上位に雷文帯	〔器色〕外：灰白色 内：白黄色 〔呉須〕青黒色 〔器面〕貫入あり
77	染付 皿 御領焼 19C初～幕末	体部中位 3.5mm 上位 3.0mm	型打成形による輪花形	〔外器面〕文様 〔内器面〕 上位に扇れた雷文帯	〔器色〕白灰青色 〔呉須〕薄青色 〔焼成〕良好 〔器面〕貫入あり
78	染付 皿 御領焼 19C初～幕末	体部下位 8.5mm 底部端部 9.5mm 中央 6.5mm	蛇ノ目凹形高台 復元底径 9.3cm	〔内器面〕 文様、3条の界線	〔器色〕灰白色 〔呉須〕灰青黒色

第14表 御領城跡出土遺物観察表(6)



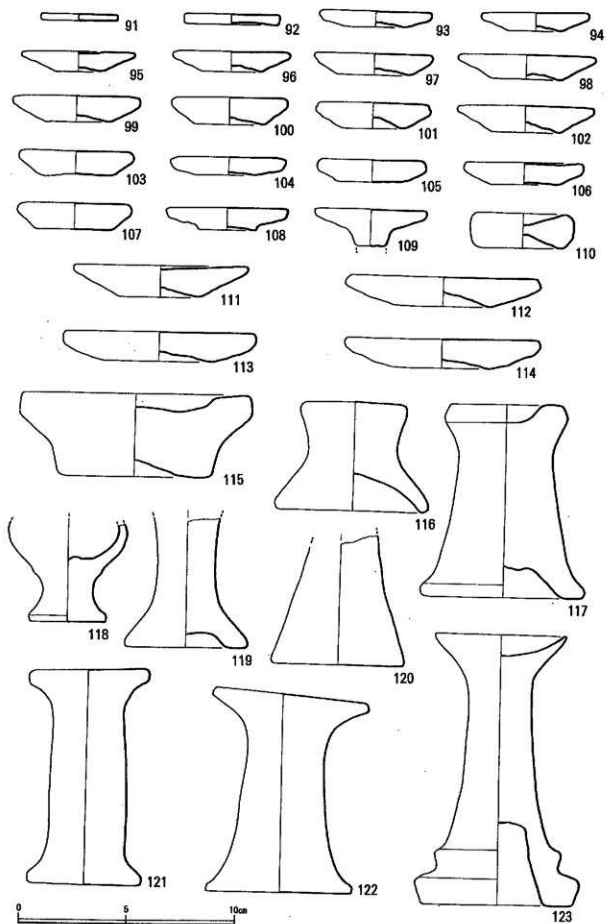
第32図 御領城跡出土遺物(9)



第33図 御領城跡出土遺物(0)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
79	染付 皿 御領焼 19C初～幕末	体部下位 6.5mm 中位 3.0mm 上位 2.0mm 底部端部 5.0mm 中央 2.5mm	蛇ノ目凹形高台 型打成形 復元口径 13.8cm 底径 8.1cm 底径 8.1cm 器高 3.3cm 〔見込〕ハマ焼着	〔外器面〕 文様、3条の界線 〔内器面〕 ひょうたん文様	〔器色〕白青色 〔具須〕薄青黒色 〔焼成〕良好 〔器面〕貫入あり
80	染付 皿 御領焼 19C初～幕末	体部下位 4.5mm 底部端部 3.5mm	高台高 0.7cm	〔外器面〕3条の界線 〔内器面〕文様	〔器色〕乳白褐色 〔具須〕黒青色 〔焼成〕不良
81	染付 皿 御領焼 19C初～幕末	体部下位 6.0mm 中位 4.5mm 底部端部 4.5mm	—————	〔内器面〕水梨梅花文様	〔器色〕白灰青色 〔具須〕薄青黒色 〔焼成〕良好 〔器面〕貫入あり
82	染付 鉢 御領焼 19C初～幕末	体部下位 5.5mm 中位 3.5mm 底部中央 4.5mm	〔見込〕蛇ノ目軸割ぎ 焼成時に破損片が付着 底径 6.4cm 器高 1.3cm 高台高 1.1cm	〔内器面〕 文様、1条の界線 〔見込〕縹文様	〔器色〕灰白青色 〔具須〕薄青黒色
83	染付 鉢 御領焼 19C初～幕末	体部下位 8.0mm 中位 4.5mm 上位 2.0mm	型打成形 復元口径 17.4cm	〔外器面〕文様 〔内器面〕山水文様	〔器色〕白青色 〔具須〕青黒色 〔焼成〕良好
84	染付 鉢 御領焼 19C初～幕末	体部下位10.0mm 中位 6.0mm 底部中央 9.0mm	型打成形 底径 5.5cm 高台高 1.3cm 〔見込〕足付ハマ焼着痕	〔外器面〕文様 〔見込み〕蘭文様	〔器色〕白青色 〔具須〕青黒色 〔焼成〕良好 *83と同類
85	染付 蓋物の蓋 御領焼 19C初～幕末	体部中央 4.0mm 肩部上位 5.0mm 下部 3.0mm 端部 6.0mm	口径 10.4cm 器高 3.0cm	〔外器面〕 樹木・鳥・山水文様 〔内器面〕 ロクロ成形痕	〔器色〕白灰青色 〔具須〕薄青色 〔焼成〕やや良好 〔出土〕3トレンチ
86	染付 前 御領焼 19C	体部下位 6.0mm 中位 4.0mm 底部端部 3.5mm	復元底径 4.3cm 高台高 0.7cm	〔外器面〕3条の界線 器面一杯に文様 〔見込〕文様	〔器色〕灰白色 〔具須〕薄青黒色 やや不良
87	染付 碗 御領焼 19C前半	体部下位 4.5mm 中位 3.5mm 上位 3.0mm 底部端部 6.0mm	広底型 復元口径 10.1cm 復元底径 5.5cm 器高 5.6cm 高台高 0.7cm 〔見込〕ハマ焼着痕	〔外器面〕雲文様	〔器色〕灰白色 〔具須〕灰オリープ色
88	色絵 紋蓋(?) 御領焼 18C後半～19C前半	体部下位 7.0mm 底部端部 6.0mm 外底端 10.0mm	高台高 0.5cm	〔外器面〕 文様、4条の界線	〔器色〕白灰青色 〔具須〕紅色、薄青 〔焼成〕良好
89	蓋部の装束と蓋紐(?) 急須蓋 御領焼 19C	体部中央 3.0mm 端部 4.0mm	上部に有孔 上径 6.5cm 口径 5.0cm 高台高 1.8cm	〔外器面〕上部に界線	〔器色〕乳白褐色 〔出土〕3トレンチ
90	蓋部の装束と蓋紐(?) 皿 御領焼 19C～幕末	体部下位 5.0mm 底部端部 6.0mm 中央 3.0mm	蛇ノ目凹形高台 底径 9.2cm 高台高 0.8cm	—————	〔器色〕乳白褐色

第15表 御領城跡出土遺物観察表(7)

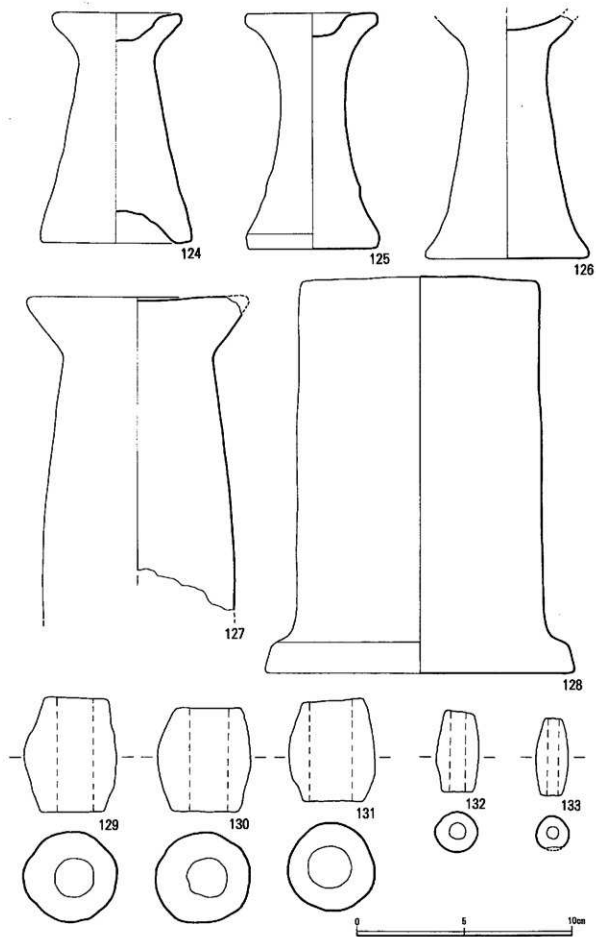


第34図 御領城跡出土遺物(1)

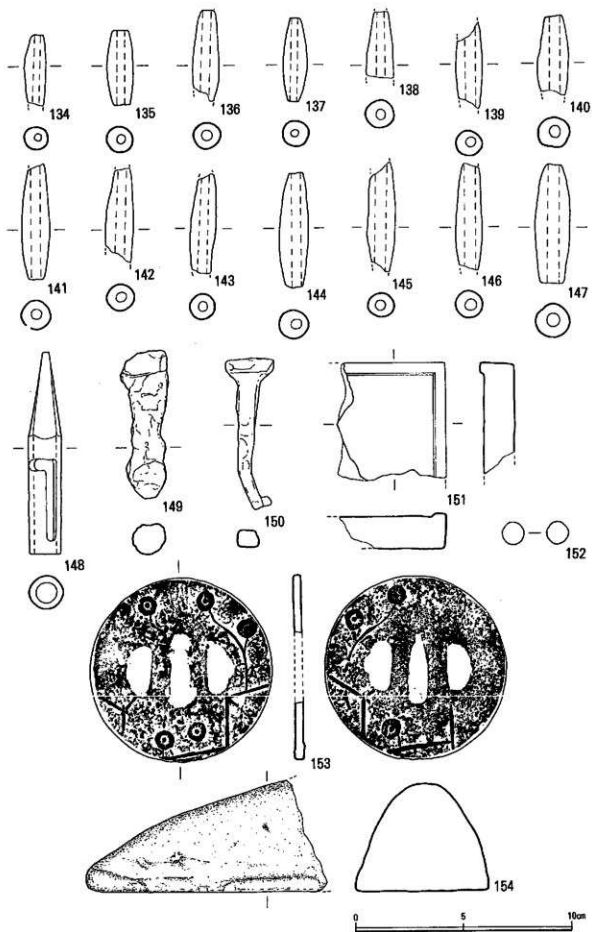
番号	器種	形態	備考
91	ハマ (焼台)	直径 3.5cm 高さ 3.0cm 重さ 6.84g	(出土) 3トレンチ
92	ハマ	直径 4.3cm 高さ 5.0cm 重さ 15.18g	(出土) 3トレンチ
93	ハマ	直径上位 5.2cm 下位 2.6cm 高さ 7.0cm 重さ 26.87g	わずかに釉薬の痕が残る。
94	ハマ	直径上位 5.0cm 下位 2.5cm 高さ 8.0cm 重さ 27.49g	多少、欠ける。 わずかに釉薬の痕が残る。 (出土) 3トレンチ
95	ハマ	直径上位 5.3cm 下位 2.4cm 高さ 9.0cm 重さ 27.78g	(出土) 3トレンチ
96	ハマ	直径上位 5.4cm 下位 2.8cm 高さ 9.0cm 重さ 30.60g	(出土) 3トレンチ
97	ハマ	直径上位 5.5cm 下位 3.3cm 高さ 1.0cm 重さ 39.25g	わずかに釉薬と高台の熔着痕がある。
98	ハマ	直径上位 6.4cm 下位 3.3cm 高さ 1.1cm 重さ 54.48g	多少、欠ける。 わずかに釉薬と高台の熔着痕がある。
99	ハマ	直径上位 5.9cm 下位 2.8cm 高さ 9.0cm 重さ 47.28g	わずかに釉薬の痕が残る。 (出土) 3トレンチ
100	ハマ	直径上位 5.3cm 下位 3.2cm 高さ 1.2cm 重さ 42.58g	多少、欠ける。 かすかに釉薬の痕 (出土) 3トレンチ
101	ハマ	直径上位 5.0cm 下位 2.6cm 高さ 1.2cm 重さ 41.82g	—————
102	ハマ	直径上位 6.3cm 下位 3.2cm 高さ 1.2cm 重さ 49.52g	かすかに釉薬の痕が残る。 (出土) 3トレンチ
103	ハマ	直径上位 5.2cm 下位 3.3cm 高さ 1.1cm 重さ 40.12g	(出土) 3トレンチ
104	ハマ	直径上位 5.0cm 下位 2.0cm 高さ 8.0cm 重さ 31.56g	(出土) 3トレンチ
106	ハマ	直径上位 5.0cm 下位 3.0cm 高さ 1.0cm 重さ 32.51g	多少、欠ける。
106	ハマ	直径上位 5.5cm 下位 3.4cm 高さ 1.0cm 重さ 38.47g	(出土) 3トレンチ
107	ハマ	直径上位 5.2cm 下位 3.5cm 高さ 1.2cm 重さ 41.80g	多少、欠ける。

番号	器種	形態	備考
108	ハマ	直径上位 5.5cm 下位 2.7cm 高さ 1.0cm 重さ 27.52g	4分の1欠ける。 (出土) 3トレンチ
109	ハマ	直径上位 5.2cm 下位 1.8cm 高さ 1.6cm 重さ 30.94g	欠損 (出土) 3トレンチ
110	ハマ	直径上位 4.2cm 下位 4.0cm 高さ 1.6cm 重さ 53.15g	(出土) 3トレンチ
111	ハマ	直径上位 8.0cm 下位 3.6cm 高さ 1.4cm 重さ 84.0g	多少、欠ける。 (出土) 3トレンチ
112	ハマ	直径上位 8.8cm 下位 4.3cm 高さ 3.6cm 重さ 106.17g	4分の1欠ける。
113	ハマ	直径上位 8.8cm 下位 5.0cm 高さ 1.3cm 重さ 114.0g	(出土) 3トレンチ
114	ハマ	直径上位 9.0cm 下位 4.5cm 高さ 1.3cm 重さ 111.0g	5分の1欠ける。 (出土) 3トレンチ
115	トチン (支柱)	直径下位 10.6cm 上位 7.0cm 高さ 1.3cm 重さ 368.83g	—————
116	トチン	直径下位 7.0cm 上位 5.0cm 高さ 5.0cm 重さ 159.95g	多少、欠ける。 (出土) 3トレンチ
117	トチン	直径下位 7.5cm 上位 5.2cm 高さ 8.6cm 重さ 399.04g	(出土) 3トレンチ
118	陶器	直径下位 3.5cm 重さ 61.74g	上部が欠損。
119	トチン	直径下位 5.6cm 重さ 104.81g	上部が欠損。 (出土) 3トレンチ
120	トチン	直径下位 6.0cm 重さ 175.43g	上部が欠損。 (出土) 3トレンチ
121	トチン	直径下位 5.3cm 上位 5.4cm 高さ 5.6cm 重さ 230.58g	—————
122	トチン	直径下位 6.7cm 上位 7.0cm 高さ 9.0cm 重さ 311.24g	多少、欠ける。
123	燗台	直径下位 7.1cm 上位 6.2cm 高さ 12.3cm 重さ 295.11g	上面、下面とも 多少、欠ける。
124	トチン	直径下位 6.9cm 上位 5.8cm 高さ 10.4cm 重さ 312.95g	(出土) 3トレンチ
125	トチン	直径下位 6.1cm 上位 6.2cm 高さ 10.7cm 重さ 317.95g	上面で、周縁が少 し欠ける。

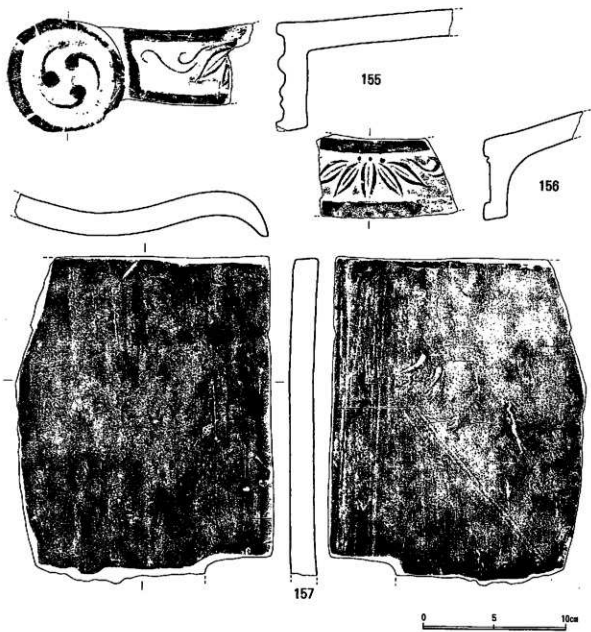
第16表 御領城跡出土遺物観察表(8)



第35図 御領城跡出土遺物(2)



第36図 御領城跡出土遺物(13)



第37図 御領城跡出土遺物(14)

番号	器種	形態	備考
126	トチン	直径下位 7.5cm 重さ 458.74g	上部が欠損 〔出土〕3トレンチ
127	トチン	直径上位 10.2cm 重さ 1015.60g	下部が欠損 〔出土〕3トレンチ
128	トチン	直径下位 14.2cm 上位 11.0cm 高さ 18.0cm 重さ 2559.82g	上部が欠損 〔出土〕3トレンチ
129	土垂(大)	長さ 5.2cm 幅 4.2cm 重さ 91.63g	表面は凸凹 〔出土〕3トレンチ
130	土垂(大)	長さ 4.7cm 幅 4.3cm 重さ 78.69g	表面は凸凹 〔出土〕3トレンチ
131	土垂(大)	長さ 4.7cm 幅 4.0cm 重さ 68.90g	表面は凸凹 〔出土〕3トレンチ
132	土垂(小)	長さ 3.7cm 幅 2.0cm 重さ 15.55g	〔出土〕1トレンチ
133	土垂(小)	長さ 3.5cm 幅 1.5cm 重さ 8.05g	—
134	土垂(小)	長さ 3.2cm 幅 1.0cm 重さ 3.62g	欠損 〔出土〕1トレンチ
135	土垂(小)	長さ 3.4cm 幅 1.2cm 重さ 7.02g	滑石製?
136	土垂(小)	長さ 4.1cm 幅 1.2cm 重さ 6.34g	欠損 〔出土〕1トレンチ
137	土垂(小)	長さ 3.8cm 幅 1.1cm 重さ 4.65g	〔出土〕2トレンチ
138	土垂(小)	長さ 3.0cm 幅 1.3cm 重さ 4.61g	欠損 〔出土〕3トレンチ
139	土垂(小)	長さ 4.0cm 幅 1.2cm 重さ 5.88g	両端が欠損 〔出土〕1トレンチ
140	土垂(小)	長さ 3.6cm 幅 1.4cm 重さ 6.04g	欠損 〔出土〕3トレンチ
141	土垂(小)	長さ 5.3cm 幅 1.3cm 重さ 8.72g	片端が欠損。
142	土垂(小)	長さ 3.6cm 幅 1.4cm 重さ 6.16g	欠損 〔出土〕3トレンチ
143	土垂(小)	長さ 4.6cm 幅 1.2cm 重さ 6.68g	両端が少し欠損。 〔出土〕3トレンチ
144	土垂(小)	長さ 5.2cm 幅 1.3cm 重さ 8.66g	—
145	土垂(小)	長さ 5.0cm 幅 1.3cm 重さ 7.23g	両端が欠損 〔出土〕3トレンチ
146	土垂(小)	長さ 4.7cm 幅 1.3cm 重さ 7.14g	両端が少し欠損。
147	土垂(小)	長さ 5.4cm 幅 1.6cm 重さ 13.27g	—

番号	器種	形態	備考
148	鉄斧	長さ 9.2cm 幅 1.5cm 重さ 73.21g	「T52」の割印 大戟で使用された。
149	鉄器	長さ 6.8cm 幅 2.2cm 重さ 31.16g	〔出土〕3トレンチ
150	鉄器	長さ 6.9cm 幅 2.2cm 重さ 26.25g	〔出土〕2トレンチ
151	硯(?)	長さ 5.4cm 幅 5.0cm 重さ 80.98g	〔出土〕1トレンチ
152	鉄砲玉	直径 1.0cm 重さ 5.43g	鉛玉 〔出土〕2トレンチ
153	刀の鐔	直径 8.4cm 幅 0.4cm 重さ 144.77g	江戸時代初期 〔出土〕城地北側壁
154	トチン 底部	長さ 11.0cm 幅 6.2cm 高さ 5.0cm 重さ 321.00g	〔出土〕3トレンチ
155	軒丸瓦	上弦高 5.5cm 文様区上弦高 3.5cm	〔色調〕 灰黒色 〔胎土〕 精良 〔製成〕 堅緻 〔出土〕 3トレンチ
156	軒丸瓦	上弦高 5.5cm 文様区上弦高 3.2cm	〔色調〕 灰白色 〔胎土〕 精良 〔製成〕 堅緻 〔出土〕 3トレンチ
157	平瓦	残存長 21.9cm 残存幅 17.4cm	〔色調〕 灰白褐色 〔胎土〕 精良 〔製成〕 堅緻 〔出土〕 3トレンチ

第17表 御領城出土遺物観察表(9)

第2節 古城山出土遺物

〔古城山時代の遺物〕

158～161は、中国産の青磁である。158・159は碗で、14世紀～15世紀中葉。160は皿で、14世紀末～15世紀。161は稜花形皿で、15世紀～16世紀初頭、14トレンチのSK4から出土した。163は中国産の白磁皿(?)で、14世紀～15世紀。166は中国産の染付けで、16世紀に景德鎮窯で焼かれたものである。200は中国産の天目碗で、14世紀～15世紀。212は須恵器で、11世紀～13世紀まで遡る。213～215は土師器で、214の外底面には糸切り痕が残る。213・215は14トレンチのSK3から出土した。216～223は土師系土器。224は土錘。

〔廃城後の遺物〕

*17世紀の遺物

201は肥前系の陶器皿で、灰釉がかかる。17世紀前半のもの。202は肥前系の播鉢で、器面一杯に条線が掻かれている。

*17世紀～18世紀の遺物

いずれも肥前系の染付けである。167は皿、168は瓶。

*17世紀後半～18世紀前半の遺物

いずれも肥前系の染付けである。169は碗、187は鉢であろう。203は皿で、見込みに蛇ノ目軸剥ぎが残る。170～172は、17世紀末～18世紀前半の碗。

*18世紀の遺物

いずれも肥前系である。164は白磁であろう。173は碗。174は瓶。205は壺で、二彩手の可能性がある。204は18世紀の碗で、内器面に刷け目がある。175～186は、18世紀後半のもので、175～182は碗、183～186は皿。182は波佐見窯で焼かれたもので、見込みに蛇ノ目軸剥ぎが残る。

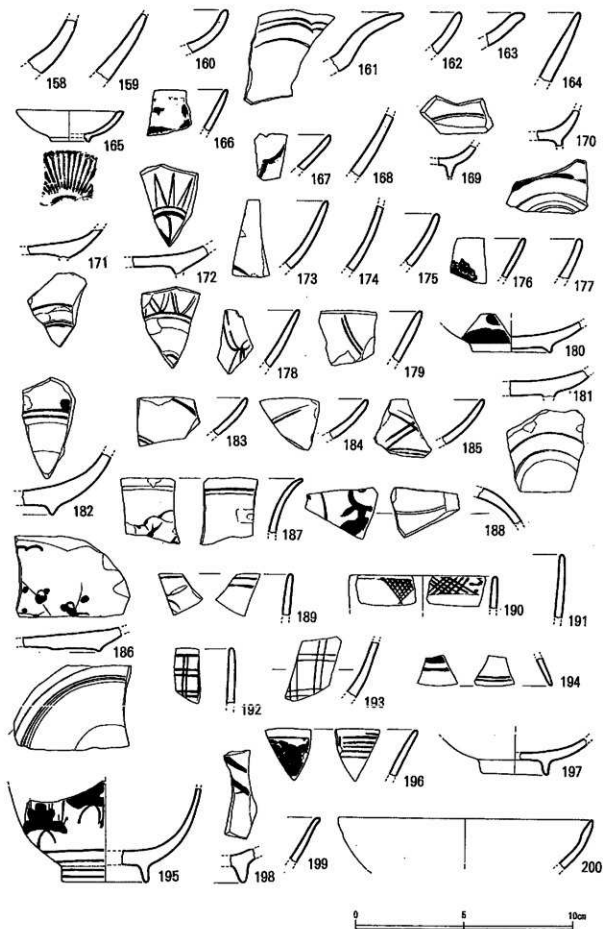
*18世紀～19世紀の遺物

いずれも肥前系である。206は叩き成形の壺壺類。207は鉢であろう。208・209は播鉢で、器面一杯に条線が掻かれている。189・190は1780～1810年代に限定される染付である。210は播鉢で、18世紀後半から19世紀。211は土瓶で、銅緑釉がかかる。165・191は18世紀末～幕末。165は白磁の紅皿で型押成形されている。191は湯呑用の染付小碗である。

*19世紀の遺物

162は肥前系の青磁の小碗。192～196は、1820～60年代に限定される肥前系染付で、192は湯呑用の小碗で、外器面に格子目文様がある。193～196は碗で、193は外器面に格子目文様、195は若松文様。197は19世紀初頭～幕末の肥前系染付碗であろう。198・199は瀬戸美濃系で、19世紀後半。199は色絵が剥落している。200には鉄釉がかかる。

*その他 225は鉄器、226は円礫で、14トレンチSK3から出土した。



第38圖 古城山出土遺物(1)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
158	青磁 中国 14C~15C中葉	体部下位 8.0mm 上位 5.0mm	体部は内弯する。 体部下位で肥厚する。	—	{色調} 暗灰オリブ色 {器面} 貫入あり {焼成} 良好 {出土} 12トレンチ
159	青磁 中国 14C後半 ~15C中葉	体部下位 7.0mm 上位 4.0mm	体部下位で肥厚する。	—	{色調} 明灰緑色 {焼成} やや不良
160	青磁 中国 14C末~15C	体部下位 5.0mm 上位 4.0mm	口唇部は内弯する。	—	{色調} 緑灰色 {器面} 貫入あり {焼成} 良好 {出土} 7トレンチ
161	青磁 中国 15C~16C初	体部下位 7.0mm 中位 5.0mm 上位 4.0mm	線花形 口縁部は大きく外弯する。	{内器面} 上位に波型の沈線。	{色調} 灰緑色 {器面} 細かい貫入あり {焼成} 良好 {出土} 14T・SK4
162	青磁 小瓶 肥前系 19C	体部下位 4.5mm 上位 4.0mm	—	ヒビ焼き	{色調} 灰青色 {器面} 貫入あり {焼成} 良好
163	白磁(?) 中国(元・明?) 14C~15C	体部下位 5.0mm 上位 3.5mm	口唇部は外弯する。	—	{色調} 白灰褐色 {焼成} 良好 {出土} 10トレンチ
164	白磁(?) 肥前系 18C	体部下位 6.0mm 上位 3.0mm	体部は直口気味。	—	{色調} 灰白色 {焼成} やや良好
165	白磁 紅皿 肥前系 18C末~幕末	体部下位 2.0mm 上位 3.0mm 口唇部幅 4.0mm	型押成形。 復元口径 5.0cm 復元底径 1.7cm 器高 1.4cm	内器面のみに施釉。	{色調} 白青色 {焼成} 良好
166	染付 碗 中国(景德鎮) 16C(?)	体部下位 3.0mm 口唇部 2.0mm	口縁直口気味。	{外器面} 文様 {内器面} 上位に界線。	{器色} 白灰色 {乳須} 薄青色 {焼成} 良好 {出土} 7トレンチ
167	染付 碗 肥前系 17C~18C	体部下位 3.0mm 口唇部 1.5mm	口唇部でやや外弯。	{外器面} 文様	{器色} 白灰色 {乳須} 薄青灰色 {焼成} やや良好 {出土} 7トレンチ
168	染付 碗 肥前系 17C~18C	体部下位 5.0mm 上位 4.0mm	—	外器面のみに施釉。	{色調} 外: 灰色 内: 乳白褐色 {焼成} 不良 {出土} 7トレンチ
169	染付 碗 肥前系 17C後半 ~18C前半	体部下位 3.5mm 底部端部 3.0mm	—	{外器面} 2条の界線 {内器面} 2条の界線	{色調} 白灰色 {乳須} 薄青色 {焼成} やや不良
170	染付 碗 肥前系 17C末 ~18C前半	体部下位 5.0mm 中位 3.0mm 底部端部 5.0mm	—	{外器面} 文様 {外底面} 2条の界線	{色調} 白色 {乳須} 青色 {焼成} 良好 {出土} 2トレンチ
171	染付 碗 肥前系 17C末 ~18C前半	体部下位 6.0mm 中位 3.5mm 底部端部 4.5mm	—	{外器面} 1条の界線 {外底面} 2条の界線	{色調} 白色 {乳須} 薄青色 {焼成} 良好 {出土} 2トレンチ
172	染付 碗 肥前系 17C末~18C前半	体部下位 5.0mm 底部端部 5.0mm	—	{外器面} 二重網目 {内器面} 網目 {見込} 菊花(?) {外底面} 満権文字	{色調} 白灰色 {乳須} 薄黒青色 {焼成} やや良好

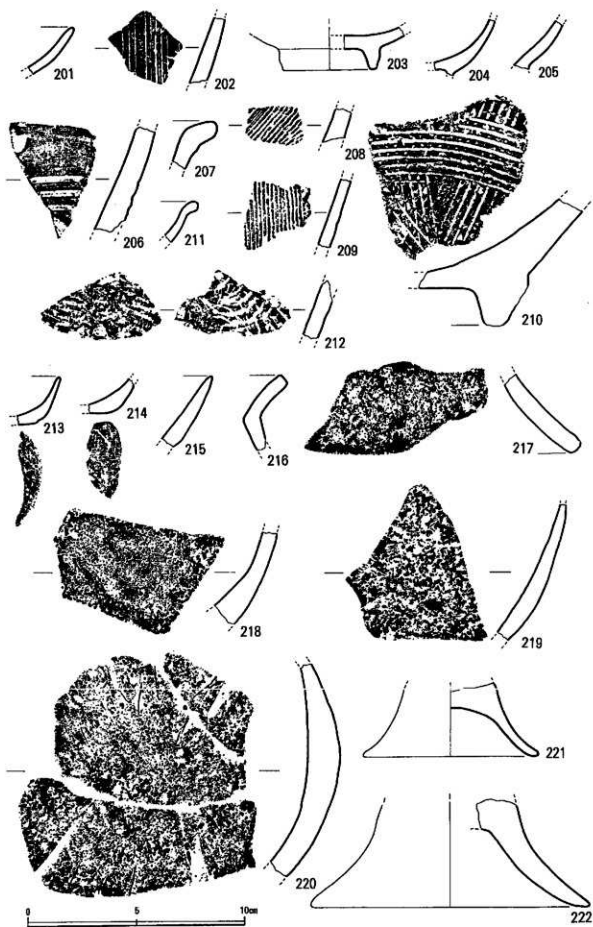
第18表 古城山出土遺物観察表(1)

番号	器 種	器 厚	形 態 の 特 徴	文 様 ・ 手 法 ・ 調 整	備 考
173	染付 襷 肥前系 18C	体部下位 4.0mm 上位 3.0mm 口唇部 2.5mm	体部は内湾する。	_____	〔色調〕 灰白色 〔焼成〕 やや不良
174	染付(?) 襷 肥前系 18C(?)	体部 3.5mm	体部は内湾する。	外器面のみ施釉。	〔色調〕 外：灰白色 内：乳白色 〔焼成〕 やや良好
175	染付(?) 襷 肥前系 18C後半	体部 3.0mm 口唇部 2.5mm	体部は内湾する。	_____	〔色調〕 灰白色 〔焼成〕 やや良好
176	染付 襷 肥前系 18C後半	体部 2.5mm 口唇部 1.5mm	口唇部でやや内湾する	〔外器面〕 コンニャク印判	〔色調〕 灰白青色 〔呉須〕 薄青黒色 〔器面〕 貫入あり 〔焼成〕 やや良好 〔出土〕 7トレンチ
177	染付 襷 肥前系 18C後半	体部 3.5mm 口唇部 3.0mm	口唇部でやや内湾する	_____	〔色調〕 灰白色 〔焼成〕 やや良好 〔出土〕 7トレンチ
178	染付 襷 肥前系 18C後半	体部 4.0mm 口唇部 3.0mm	体部はやや内湾する	〔外器面〕 二重網目	〔色調〕 灰白色 〔呉須〕 薄青黒色 〔焼成〕 やや良好
179	染付 襷(?) 肥前系 18C後半	体部 4.0mm 口唇部 3.0mm	口縁直口。	〔外器面〕 網目文様(?)	〔色調〕 灰白褐色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 不良 〔出土〕 2トレンチ
180	染付 襷(?) 肥前系 18C後半	体部下位 4.5mm 中位 3.5mm 底部端部 6.0mm	高台高 0.2cm	〔外器面〕 文様	〔色調〕 灰白青色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 やや良好 〔出土〕 7トレンチ
181	染付 襷 肥前系 18C後半	体部下位 6.0mm 中位 5.0mm 底部端部 7.0mm	_____	〔外器面〕 2条の界線	〔色調〕 白灰青色 〔呉須〕 青黒色 〔焼成〕 やや良好
182	染付 襷 肥前(波佐見系) 18C後半	体部下位 9.0mm 中位 5.0mm 底部端部 8.0mm	高台高 0.4cm (見込) 蛇ノ目釉剥ぎ	〔外器面〕 2条の界線	〔色調〕 灰白色 〔呉須〕 薄黒緑色 〔焼成〕 良好
183	染付 皿 肥前系 18C後半	体部 3.0mm 口唇部 2.5mm	口縁部で内湾する。	〔内器面〕 斜格子目文様	〔色調〕 灰白色 〔呉須〕 薄黒緑色 〔焼成〕 良好
184	染付 皿 肥前系 18C後半	体部 3.0mm 口唇部 2.5mm	口縁部で内湾する。	〔内器面〕 斜格子目文様	〔色調〕 灰白青色 〔呉須〕 薄青白色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 2トレンチ
185	染付 皿 肥前系 18C後半	体部 3.0mm 口唇部 2.5mm	口縁部で内湾する。	〔内器面〕 斜格子目文様	〔色調〕 灰白色 〔呉須〕 薄黒青色 〔焼成〕 良好
186	染付 皿 肥前系 18C後半	体部下位 6.0mm 底部端部 7.0mm 中央 5.0mm	蛇ノ目凹型高台	〔外器面〕 3条の界線 (見込) 梅樹文様	〔色調〕 白青色 〔呉須〕 濃青色 〔焼成〕 良好
187	染付 鉢(?) 肥前系 18C後半 ~19C前半	体部 3.0mm 口唇部 2.0mm	口縁部で大きく外湾する。	〔外器面〕 文様 上位に2条の粗界線 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔色調〕 白青色 〔呉須〕 薄青白色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 6トレンチ

第19表 古城山出土遺物観察表(2)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
188	染付 碗(?) 肥前系 18C後半 ~19C前半	体部下位 4.5cm 中位 3.5cm	蓋の可能性あり。 体部は内弯する。	〔外器面〕 仙雲祝寿文様 〔内器面〕 2条の界線	〔色調〕 白青色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 良好
189	染付 小碗(湯呑用) 肥前系 1780~1810年代	体部 3.0cm 口唇部 2.5cm	筒型。	〔外器面〕 七宝つなぎ文様(?) 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔色調〕 灰白色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 7トレンチ
190	染付 小碗(湯呑用) 肥前系 1780~1810年代	体部 3.0cm 口唇部 2.5cm	筒型。 復元口径 6.8cm	〔外器面〕 文様 〔内器面〕 四方障文様	〔色調〕 白青色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 やや不良
191	染付 小碗(湯呑用) 肥前系 18C末~幕末	体部 3.0cm 口唇部 2.5cm	筒型。	焼成不良により、文様 が消えている。	〔色調〕 白青色 〔須〕 不良 〔出土〕 13トレンチ
192	染付 小碗(湯呑用) 肥前系 1820~60年代	体部 3.0cm 口唇部 2.5cm	口縁直口気味。	〔外器面〕 格子目文様	〔色調〕 褐白色 〔須〕 薄黒青色 〔焼成〕 不良
193	染付 碗 肥前系 1820~60年代	体部下位 4.5cm 上位 3.0cm	端反形。	〔外器面〕 格子目文様	〔色調〕 灰白色 〔須〕 薄黒色 〔焼成〕 良好
194	染付 碗 肥前系 1820~60年代(?)	口唇部 2.5cm	蓋の可能性あり。 口縁部はやや外弯する	〔外器面〕 文様 〔内器面〕 2条の界線	〔色調〕 白青色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 2トレンチ
195	染付 碗 肥前系 1820~60年代	体部下位 6.0cm 中位 2.0cm 底部増部 6.0cm	復元底径 3.8cm 高台高 0.7cm	〔外器面〕 若松文様、4条の界線 〔内器面〕 1条の界線 〔見込〕 文様	〔色調〕 灰白色 〔須〕 薄青色、薄黒色 〔器面〕 貫入あり 〔出土〕 7トレンチ
196	染付 碗 肥前系 1820~60年代(?)	体部 3.5cm 口唇部 2.5cm	端反形。	〔外器面〕 文様、1条の界線 〔内器面〕 縹文様	〔色調〕 灰白色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 3トレンチ
197	染付(?) 碗 肥前系 19C初~幕末	体部下位 4.5cm 中位 3.5cm 底部増部 3.0cm	復元底径 3.2cm 高台高 0.6cm	—————	〔色調〕 白青色 〔器面〕 貫入あり 〔焼成〕 良好
198	染付 鉢 瀬戸美濃系 19C後半	底部増部 5.0cm	高台高 0.7cm	〔見込〕 文様	〔色調〕 白色 〔須〕 薄青色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 7トレンチ
199	色絵 小碗 瀬戸美濃系 19C後半	体部 3.0cm 口唇部 2.0cm	口唇部で外弯する。	色絵剥落。	〔色調〕 灰白色 〔焼成〕 やや不良
200	陶器 火目碗 中国 14C~15C	体部中位 3.0cm 上位 4.0cm 口唇部 2.0cm	口縁部で、やや「く」 の字形に内弯する。	鉄釉がかかる。	〔色調〕 暗褐色~暗緑褐色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 7トレンチ
201	陶器 皿 肥前系 17C前半(?)	体部 4.0cm	体部は内弯する。	灰釉がかかる。	〔色調〕 灰オリブ色 〔器面〕 細かい貫入 〔焼成〕 良好
202	播鉢 肥前系 17C	体部 7.0cm	ロクロ成形度 器面一杯に条線が掻か れている。	—————	〔色調〕 暗小豆色 〔焼成〕 良好
203	陶器 皿 肥前系 19C前半~18C後半(?)	体部下位 6.0cm 底部増部 6.0cm	復元底径 4.3cm 高台高 0.9cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ	—————	〔釉色〕 灰色 〔焼成〕 良好

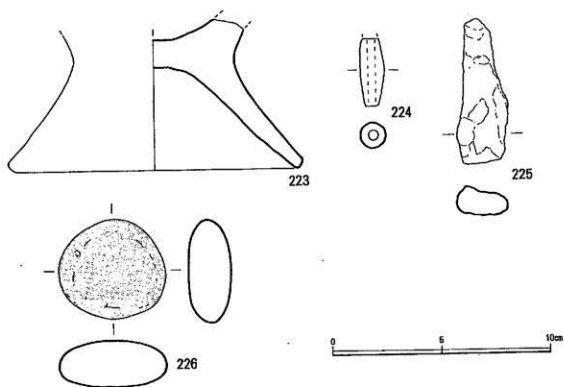
第20表 古城山出土遺物観察表(3)



第39圖 古城山出土遺物(2)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
204	陶器 前 肥前系 18C前半	体部下位 7.0mm 中位 3.5mm	_____	(内器面) 刷け目	{色調} 小豆色 外: 小豆色 内: 小豆色・乳白色 {焼成} 良好 {出土} 7トレンチ
205	陶器 前 肥前系 18C	体部下位 5.0mm 中位 5.0mm 上位 4.0mm	_____	二彩手(?) 外器面のみ施釉。	{色調} 灰黄色 外: 灰黄色 内: 青入り {器面} 青入りあり {焼成} 良好 {出土} 7トレンチ
206	甕系類 肥前系 18C~19C	体部下位 10.5mm 上位 9.5mm	叩き成形。	{外器面} 3本の沈線	{色調} 暗小豆色 {焼成} 整敷 {出土} 2トレンチ
207	鉢(?) 肥前系 18C~19C	体部 8.0mm 唇部 11.0mm 口唇部 7.0mm	口縁部で大きく外弯。	_____	{色調} 外: 灰小豆色 内: レンガ色
208	襷鉢 肥前系 18C~19C	体部 8.0mm	器面一杯に条線が掻か れている。	_____	{色調} 外: 灰小豆色 内: レンガ色
209	襷鉢 肥前系(?) 18C~19C	体部 5.0mm	ロクロ成形痕 器面一杯に条線が掻か れている。	_____	{色調} 外: 暗小豆色 内: レンガ色 {出土} 2トレンチ
210	襷鉢 肥前系 18C後半~19C	体部下位 17.0mm 底部 8.0mm	器面一杯に、横方位と 斜方位の条線が掻かれ ている。	_____	{色調} 外: 暗小豆色 内: レンガ色
211	陶器 土器 九州産 18C末~19C	体部 4.0mm	口唇部で屈曲している	銅緑釉がかかる。	{色調} 外: 暗緑白色 内: 白褐色
212	須恵器 壺系類 在地(?) 11C~13C(?)	体部 7.0mm	叩き成形。	{外器面} 格子目状叩き {内器面} 青海波状叩き	{色調} 灰色
213	土師器	体部下位 4.0mm 上位 2.5mm 底部端部 5.0mm	ロクロ成形痕 体部は薄敷。	_____	{色調} 乳白色 {出土} 14トレンチ SK 3
214	土師器	体部下位 7.0mm 中位 4.5mm 底部端部 4.0mm	体部下位は肥厚する。	{外器面} かすかに糸切り痕が 残る。	{色調} 鈍い橙色 {出土} 2トレンチ
215	土師器	体部下位 6.0mm 中位 5.0mm 上位 3.0mm	体部下位は肥厚する。	_____	{色調} 乳白色 {出土} 14トレンチ SK 3
216	土師系土器 壺	体部 7.0mm 頸部 6.0mm 口唇部 6.0mm	口縁部は直立する。	_____	{色調} 外: 明褐色 内: 灰褐色 {出土} 10トレンチ
217	土師系土器	体部 8.0mm 口唇部 8.0mm	_____	_____	{色調} 明褐色 {出土} 10トレンチ
218	土師系土器	体部下位 12.0mm 上位 7.5mm	_____	_____	{色調} 黒灰色 {出土} 7トレンチ
219	土師系土器	体部下位 8.0mm 中位 7.0mm 上位 4.5mm	_____	_____	{色調} 明褐色 {出土} 7トレンチ
220	土師系土器	体部下位 11.0mm 中位 15.0mm 上位 8.5mm	_____	_____	{色調} 明褐色 {出土} 7トレンチ
221	土師系土器	体部下位 4.0mm 中位 6.0mm 上位 8.0mm	復元底径 8.0cm	_____	{色調} 外: 橙褐色 内: 明褐色 {出土} 7トレンチ
222	土師系土器	体部下位 5.0mm 中位 10.0mm 上位 14.0mm	復元底径 12.7cm	_____	{色調} 外: 青褐色 内: 明褐色 {出土} 7トレンチ
223	土師系土器	体部下位 7.0mm 中位 10.0mm 上位 15.0mm	復元底径 13.0cm	_____	{色調} 白茶褐色 内: 灰褐色 {出土} 7トレンチ

第21表 古城山出土遺物観察表(4)



第40図 古城山出土遺物(3)

番号	器 種	器 厚	形 態 の 特 徴	文 様 ・ 手 法 ・ 調 整	備 考
224	土 錘	—————	長さ 3.1cm 幅 1.1cm 重さ 3.75g	—————	〔色調〕 暗橙赤色
225	鉄 器	—————	長さ 6.5cm 幅 2.2cm 厚さ 0.9cm 重さ 33.49g	—————	〔色調〕 灰白褐色 〔出土〕 7トレンチ
226	円 鏡	—————	長さ 5.0cm 幅 2.0cm 重さ 76.37g	—————	〔色調〕 暗灰色 〔出土〕 14トレンチ SK3

第22表 古城山出土遺物観察表(5)

第3節 鬼池城跡出土遺物

〔鬼池城時代の遺物〕

230・231は、中国産の染付けである。230は景德鎮窯で焼かれており、碗であろう。15世紀末～16世紀中葉で、外器面に唐草文様が描かれている。231は福建省・広東省系の窯で焼かれており、皿であろう。16世紀末～17世紀初頭。248は九州内で焼かれた播鉢で、13世紀～15世紀まで遡る。234は肥前系の染付碗で、17世紀前半頃のものの。

〔鹿城後の遺物〕

*17世紀の遺物 いずれも肥前系である。232・233は、天草島原の乱頃の染付皿で、内器面につる草文様が描かれている。241は陶器で、17世紀前半。249・250は播鉢で、249には、器面一杯に条線が掻かれている。240・242は肥前内野山窯で焼かれた陶器で、17世紀中葉～末。240は碗、242は皿で、見込みに蛇ノ目釉割ぎが残る。251は播鉢で、17世紀後半。

*17世紀後半～18世紀前半の遺物 いずれも肥前系である。227は白磁皿であろう。型打成形されている。235は染付碗である。243・244・246は陶器である。243・246は肥前内野山窯で焼かれている。243の内底面と246の外器面には、銅緑釉がかかる。245は片口鉢で、鉄釉がかかる。

*18世紀の遺物 いずれも肥前系である。228は白磁碗で、236は染付皿で、18世紀中葉～末。

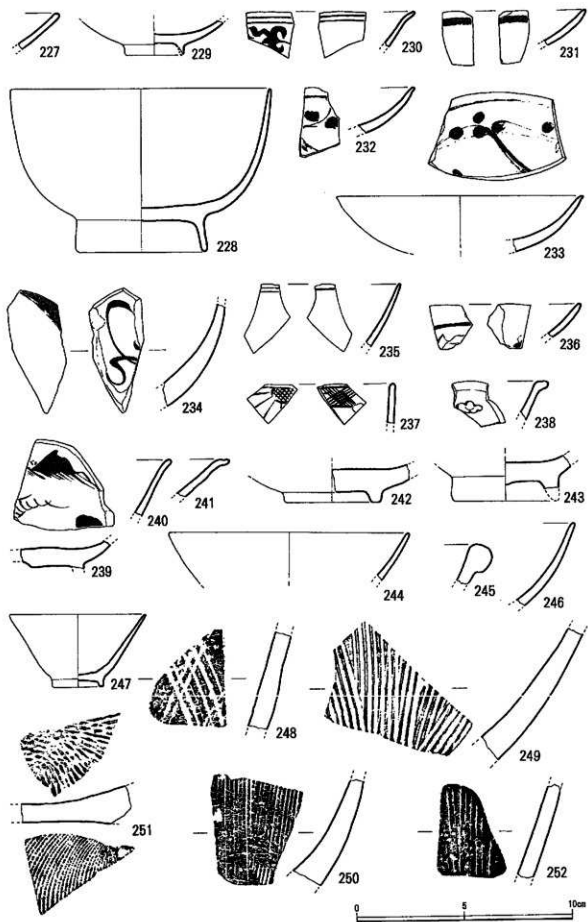
*18世紀～19世紀の遺物 いずれも肥前系である。237・238は染付けで、237は湯呑用の小碗、238は型打成形された「鳥水入れ」であろう。252は播鉢で、器面一杯に条線が掻かれている。253は叩き成形の壺甕類で、内器面に格子目状の叩きが残る。

*19世紀の遺物 229は瀬戸美濃系の白磁小杯であろう。239は染付皿で、高台は蛇ノ目凹型。

*その他 247は陶器の小杯で、天草・水の平焼きである。254～256は鉄釘で、256はB区トレンチのSK5から出土している。257～261はいわゆる「おはじき」と呼んでいる小石である。

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
227	白磁(?) 皿 肥前系 17C後半 ～18C前半(?)	体部中位 2.5mm 上位 2.5mm	型打成形。	_____	〔色調〕 白灰色 〔焼成〕 やや良
228	白磁 碗 肥前系 18C(?)	体部下位 5.5mm 中位 3.0mm 上位 2.0mm 底部中央 7.0mm	復元口径 12.1cm 復元底径 5.7cm 器高 7.5cm 高台高 1.5cm	_____	〔色調〕 白灰色 〔焼成〕 良好 *一般的でない。
229	白磁(?) 小杯 瀬戸美濃系 19C	体部下位 4.5mm 中位 3.5mm 底部端部 5.0mm	復元底径 2.7cm	_____	〔色調〕 白青色 〔焼成〕 良好
230	染付 碗(?) 中国(景德鎮) 15C末 ～16C中葉	体部 2.5mm 口唇部 2.0mm	口唇部で外寄する。	〔外器面〕 唐草文様 上位に2条の界線 〔内器面〕 上位に2条の界線	〔器色〕 灰白青色 〔興復〕 青白色 〔焼成〕 やや良好

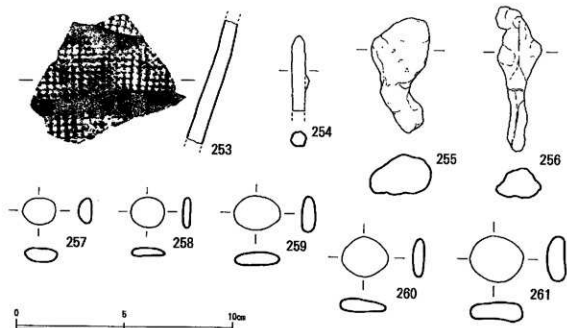
第23表 鬼池城跡出土遺物観察表(1)



第41図 鬼池城跡出土遺物(1)

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
231	染付皿(?) 中国(朝鮮系?) 16C末~17C初	体部 3.0cm 口唇部 2.0cm	口唇部で内弯する。	〔内外器面〕 上位に3mm幅の線	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 青白色 〔焼成〕 良好
232	染付皿 肥前系 1630~40年代	体部中位 4.5cm 上位 2.0cm 口唇部 1.5cm	体部は内弯し、口唇部でかすかに外弯する。	〔内器面〕 つる草文様 上位に1条の界線	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 薄青黒色 〔器面〕 貫入あり 〔焼成〕 良好
233	染付皿 肥前系 1630~40年代	体部中位 6.0cm 上位 4.5cm 口唇部 2.0cm	復元口径 11.3cm 体部は内弯し、口唇部でかすかに外弯する。	〔内器面〕 つる草文様 上位に1条の界線	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 薄青黒色 〔器面〕 貫入あり 〔焼成〕 良好
234	染付碗 肥前系(?) 17C前半(?)	体部下位 9.5cm 中位 7.5cm 上位 4.0cm	体部下位が肥厚する。	〔外器面〕 文様 〔内器面〕 曲線文様	〔器色〕 灰白青色 〔呉須〕 薄青黒色 〔焼成〕 やや良 〔出土〕 B区トレンチ
235	染付碗 肥前系 17C後半 ~18C前半	体部中位 2.5cm 上位 1.5cm 口唇部 1.0cm	体部はやや内弯する。	〔外器面〕 上位に2条の界線 〔内器面〕 上位に1条の界線	〔器色〕 灰白青色 〔呉須〕 薄青白色 〔器面〕 貫入あり 〔焼成〕 やや良好
236	染付皿 肥前系 18C中葉~末	体部中位 3.0cm 上位 2.5cm	口縁部はやや内弯する	〔内外器面〕 文様	〔器色〕 灰白色 〔呉須〕 薄青白色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 B区トレンチ
237	染付小碗(湯呑用) 肥前系 1780~1810年代	体部上位 3.0cm 口唇部 3.0cm	筒型。	〔外器面〕 菊花(?)文様 〔内器面〕 四方様文様	〔器色〕 灰黄色 〔呉須〕 薄青黒色 〔焼成〕 不良
238	染付鳥水入れ(?) 肥前系 18C末~幕末	体部中位 4.0cm 上位 3.0cm	型押し成形(?) 口唇部幅 0.6cm	〔内器面〕 花文様 内器面のみ施釉	〔器色〕 白青色 〔呉須〕 淡青色 〔焼成〕 やや良 〔出土〕 B区トレンチ
239	染付皿 肥前系 19C~幕末	体部下位 6.0cm 底部端部 8.5cm 中央 7.0cm	蛇ノ目凹型高台	〔外器面〕 3条の界線 〔見込〕 山水文様	〔器色〕 白青色 〔呉須〕 青白色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 追地
240	陶器碗 肥前(内野山麻) 17C	体部中位 3.0cm 上位 3.0cm	口唇部で外弯する。	—————	〔色調〕 くすんだ乳白褐色 〔器面〕 細かい貫入 〔焼成〕 やや良好
241	陶器皿 肥前系 17C前半	体部上位 3.5cm 口唇部 2.5cm	溝縁皿(?)	—————	〔色調〕 暗灰色
242	陶器皿 肥前(内野山麻) 17C中葉~末	体部下位 9.0cm 底部中央11.0cm	復元底径 4.5cm 高台高 0.5cm 高台畳付き幅 0.5cm 〔見込〕 蛇ノ目輪割ぎ 〔見込・高台〕 砂目	〔内底面〕 銅緑釉 〔外器面〕 透明釉	〔器色〕 外: 灰乳色 内: 曇オリーブ色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 B区トレンチ
243	陶器皿 肥前(内野山麻) 17C後半 ~18C初	体部下位 7.0cm 底部中央10.0cm	復元底径 5.0cm	〔内底面〕 銅緑釉	〔器色〕 内: 緑灰色 〔焼成〕 乳白色
244	陶器皿(?) 肥前(内野山麻?) 17C後半 ~18C前半	体部中位 2.5cm 上位 2.0cm	体部はやや内弯する。 復元口径 11.0cm	透明釉	〔色調〕 灰白褐色 〔焼成〕 良好 〔出土〕 B区トレンチ
245	片口鉢 肥前系 17C後半~18C	体部上位 7.0cm 口唇部 12.0cm	—————	鉄釉	〔色調〕 小豆色 〔焼成〕 良好

第24表 鬼池城跡出土遺物観察表(2)

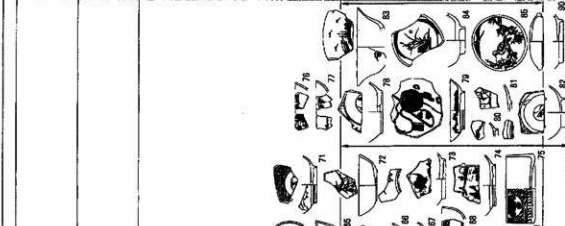
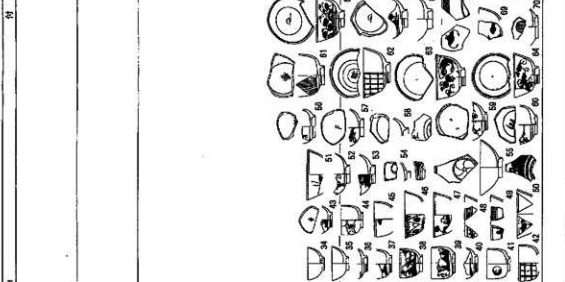
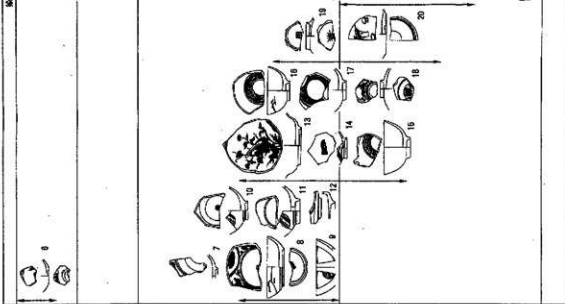
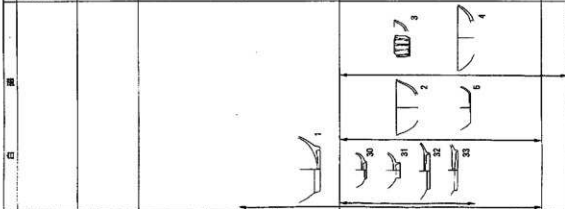


第42図 鬼池城跡出土遺物(2)

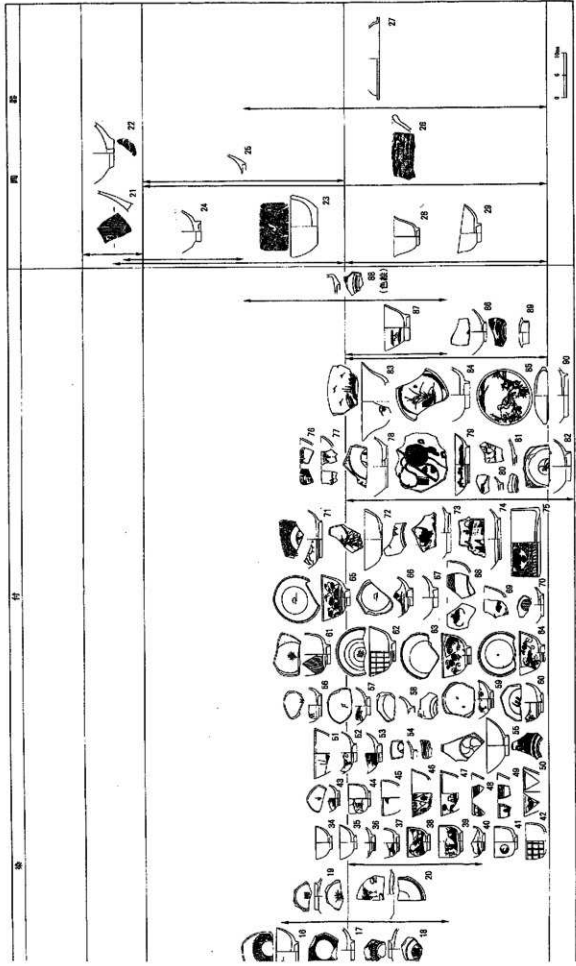
番号	器 種	器 厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備 考
246	陶器 碗 肥前(内野山高 17C後半 ~18C前半	体部下位 4.5mm 中位 3.5mm 上位 2.5mm	体部は内湾する。	(外器面) 銅緑釉 (内器面) 透明釉	(色調) 外: 濃オリーブ灰色 内: 灰白褐色 (器面) 細かい貫入 (焼成) 良好
247	陶器 小杯 熊本(水原の平埴)	体部下位 4.0mm 中位 2.5mm 上位 1.5mm 底部端部 4.0mm 中央 2.5mm	底部に刻印。 口径 6.3cm 底径 2.4cm 器高 3.3cm 高台高 0.3cm	ワラ灰釉	(色調) 灰白青色 (器面) 不純物の付着 が目立つ
248	漆鉢 九州産(?) 13C~15C	体部 7.5mm	条線の一単位は5本が 確認される。	—————	(色調) 灰黒色 (胎土) 白色粒が混入
249	漆鉢 肥前系 17C前半~中葉	体部下位10.3mm 中位 7.5mm	ロクロ成形。 内器面一杯に条線が掻 かれていた。	—————	(色調) 外: 明小豆色 内: 灰小豆色 (焼成) 堅緻
250	漆鉢 肥前系 17C	体部下位10.2mm 中位 8.0mm	ロクロ成形。 条線は磨滅している。	—————	(色調) レンガ色 (焼成) 堅緻 (出土) B区トレンチ
251	漆鉢 肥前系 17C後半	底部端部10.1mm 中央 8.0mm	ロクロ成形。 平底。	—————	(色調) 外: 褐灰色 (焼成) 堅緻
252	漆鉢 肥前系(?) 18C~19C	体部 7.0mm	内器面一杯に条線が掻 かれていた。 全体的に磨滅している。	—————	(色調) 褐灰色 (出土) B区トレンチ
253	漆鉢類 肥前系 18C~19C	体部 7.0mm	叩き成形。 内器面に格子目状の叩 き。	—————	(色調) 外: 灰小豆色 中: レンガ色 (焼成) 堅緻
254	鉄器	直径 6.0mm	長さ 3.4cm 幅 0.6cm	重さ 3.58g	(出土) B区トレンチ
255	鉄器	最大厚 18.0mm	長さ 5.4cm 幅 2.6cm	重さ 25.13g	—————
256	鉄器	最大厚 14.0mm	長さ 6.8cm 幅 2.0cm	重さ 16.02g	(出土) 8区トレンチ SK5
257	おはじき	中央部 6.0mm	長さ 1.5cm 幅 1.2cm	重さ 1.89g	(出土) B区トレンチ
258	おはじき	中央部 3.0mm	長さ 1.5cm 幅 1.4cm	重さ 1.43g	(出土) B区トレンチ
259	おはじき	中央部 6.0mm	長さ 2.2cm 幅 1.6cm	重さ 3.37g	(出土) B区トレンチ
260	おはじき	中央部 5.0mm	長さ 2.1cm 幅 1.8cm	重さ 3.47g	(出土) B区トレンチ
261	おはじき	中央部 8.0mm	長さ 2.4cm 幅 2.1cm	重さ 7.30g	(出土) B区トレンチ

第25表 鬼池城跡出土遺物観察表(3)

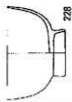
18 中 英 27 中 英 19 中 英



2020年 中国建筑工业出版社



土器	白磁	赤土	陶器	漆器
11C				
12C				
13C				
14C				
15C				
16C				
初				
中				
末				
17C				
初				
中				
末				
18C				
初				
中				
末				
19C				
初				
中				
末				
墓末				



0 5 10cm

第七章 ま と め

各城跡の試掘では、地山(ローム層土)と接する表土の最下部から、輸入陶磁器片が出土した。一般的に、遺跡の時期決定は、遺物包含層や遺構からの出土遺物が基準となるが、丘陵地や山稜の高所に築かれた中世城跡の場合は、表土下は直ぐに地山で、遺物の出土しない遺構も数多い。しかも、上代遺跡と比べた場合、遺物の出土量が全体的に少なく、土師系土器や瓦質土器の様な中世雑器だけの場合は、時期の細分が出来ない難点がある。したがって、表土から出土した場合でも、輸入陶磁器の様に時代を特定できる遺物は、中世城の実年代を推定する上で、十分な基準資料になり得るというのが、調査者の持論である。

1. 御領城跡

(1) 御領城跡からは、16世紀前半～中葉の染付皿(中国・景德鎮窯)と小型の鉄砲玉が出土しており、城の実年代は、この頃と推定される。籠集落内に築かれた平域的なもので、地形的は独立しており、城地として、はっきりとした「まとまり」がある。城と集落が一体化した、典型的な総構えの「里の城」である。芳證寺の境内は、館の中心的な建物があった場所と思われる。寺門の位置は、おそらく大手口の址であろう。城地の西側区域には、「堀」の字名が残っており、寺地・西側崖下の現遺は、濠が埋没した跡と思われる。しかし、何分、町中の中世城跡で、全体像の把握は、極めて困難な状況にある。

(2) 天草長岡家系譜(池田家文書)には、細川興秋に関する興味深い記述がある。興秋は、細川家二代目の忠興の次男で、母は明智光秀の女ガラシャ(玉子)。長男の忠隆が早逝したため、家督を相続すべき人物であった。しかし、興秋は、キリシタンであった上に、自由奔放に生き、大阪夏の陣で豊臣側に加担したため、陣後に忠興から自害を命じられている。

ところが、これは表向きのもので、系図によれば生きながらえて、細川家の黙認の上、秘密裏に天草の御領で余生を送ったと思われる。事実とすれば、御領城跡が、芳證寺の境内となる前は、切支丹寺があったので、興秋が、これを頼ったのであろう。細川家にとって、御領城跡は隠さねばならぬ場であり、「慶安の差出」から欠落している最大理由は、ここにありかと思われる。系譜自体は、江戸後期の編纂であるが、今回の調査で、史料的な価値が高いと判断した。

(3) 御領窯跡は、「ものわら」から出土した陶磁器の精査から、1820～1860年頃に納まる近世窯である事が判明した。実際、芳證寺に伝わる染付けの大皿底には「御領邑芳證寺山 月圭画之中里熊吉製 戊年七月吉祥日」との書き込みがある。窯跡からの出土品の中に「竹村山人」と記されているのは、絵付けをした住職の号名であろう。天草陶石を使用した肥前窯の模倣窯であるが、呉須の発色は今一つで、造りにシャープさが欠けている。大皿が製造された「戊年」の干支を、出土した陶磁器の年代と照合すると、嘉永三年(1850)であることがわかる。さらに、

この時期に該当する芳證寺の「竹村山人」住職は、15世の「黙旨澄道」である事が判明した。在職期間は、嘉永二年(1849)から明治九年(1876)までである。

2. 古城山

古城山は、御領城の前身となる新発見の中世城である。芳證寺関連文書の調査により、字野頭・野首の地域が古城山である事が判明した。城の実年代は、14世紀から15世紀と推定される。この時期の青磁(碗・皿)、白磁、天目碗が出土した。この中で、青磁の稜花皿は、遺構からの出土である。他に須恵系土器、土師系土器、土錘、常滑の中世遺物があった。遺構としては、柱痕、土壇、道路跡が検出された。

周辺地に、「釜」と「牟田」の地名が残る事から、『志岐文書』の「天草六ヶ浦」の一つで、これまで場所が特定出来なかった浦牟田に関連する中世城跡であった可能性が高い。縄張りは、自然地形が卓越しており、この点からしても、早期の城跡といえよう。

3. 鬼池城跡

鬼池城跡からは、15世紀末から16世紀中葉と、16世紀末から17世紀初頭の染付け(碗と皿)が出土した。城跡の実年代は、前者が上限で、後者が下限と推定される。この城跡も『慶安の差出』から欠落している。

地形的には、馬蹄形をした縄張りが大きな特色である。城跡の所在地は、天草下島の最北端で、早崎海峡を隔てて長崎県島原半島に相対する所である。海上交通の要地で、戦国時代に、この城を拠点として、海外貿易が行われていた可能性は非常に高い。

建暦二年(1212)の『志岐文書』に鬼池の記載(天草六ヶ浦の一つ)があり、町内でも古くから開発された所であるが、この時代に見合う輸入陶磁器は、出土しなかった。

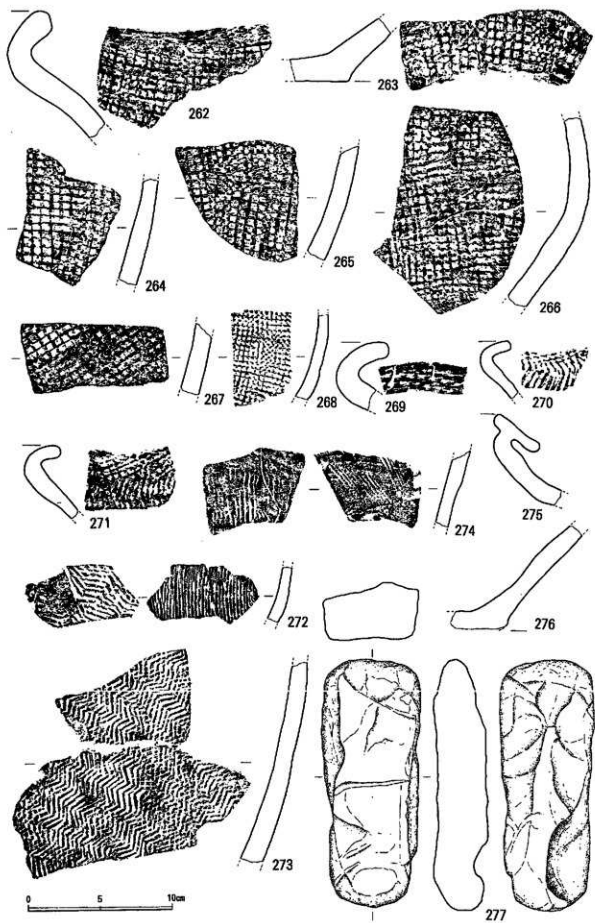
〔付記1〕 古城山表採遺物

262~277は、古城山から出土した遺物である。14トレンチの南側一帯が耕作された際に、出土したという(山本 繁氏の示唆)。報告書の脱校後に所在が明らかになった。

275・276は、備前の壺と甍片で、277は砥石。それ以外は須恵器である。いずれも古城山時代のもので、時期的には、14世紀代と推定される。

番号	器種	器厚	形態の特徴	文様・手法・調整	備考
262	須恵器	口縁部 19mm 胴部 16mm	大甍。 頸部は「く」の字に大きく外弯。	〔外器面〕口縁部は強いナデにより、凹面を呈する。 胴部は、やや不明な5mm四方の叩き。 〔内器面〕胎曲部に強いナデ。 横ナデ。2mmの沈線。	〔器色〕灰色。
263	須恵器	胴部 11~13mm 外底端 20mm 底部 12mm	大甍。平底。 体部の立ち上りは、直線的に大きく開く。	〔外器面〕強いナデ。 〔外器面〕4×5mm四方の叩き。 〔内器面〕横ナデ。	〔器色〕灰色。
264	須恵器	胴部 8~10mm	甍。 胴部は、やや薄壁。	〔外器面〕4×5mm四方の叩き。 〔内器面〕横ナデ。	〔器色〕灰色。
265	須恵器	胴部 12~13mm	甍。	〔外器面〕4mm四方の叩き。 〔内器面〕横ナデ。指頭圧痕。	〔器色〕灰色。
266	須恵器	胴部 11~15mm	大甍。 265と同一個体の可能性がある。	〔外器面〕3×5mm四方の叩き。 〔内器面〕ナデ。	〔器色〕灰(褐)色。
267	須恵器	胴部 7~8mm	甍。 胴部は、やや薄壁。	〔外器面〕4×5mm四方の叩き。 〔内器面〕ナデ。	〔器色〕灰(白)色。
268	須恵器	胴部 7mm	小型甍。 胴部は薄壁。	〔外器面〕3mm四方の細かい叩き。 〔内器面〕ナデ。	〔器色〕灰色。
269	須恵器	口縁部 12mm 胴部 18mm	甍。 頸部は、大きく外弯。	〔外器面〕米粒大の刺突文。 横ナデ。 〔内器面〕横ナデ。	〔器色〕白灰色。 ※口唇部端と胴部にススの付着。
270	須恵器	頸部 6mm 胴部 11mm	小型甍。 頸部は、大きく外弯。	〔外器面〕三角波状の叩き。 〔内器面〕横ナデ。	※二次焼成 〔器色〕灰桃色。
271	須恵器	頸部 8mm 胴部 14mm	小型甍。 頸部は、大きく外弯。	〔外器面〕細かい刺突文。三角波状の叩き。 〔内器面〕強い横ナデ。	※二次焼成 〔器色〕灰桃色。
272	須恵系土器	胴部 7mm	胴部は薄壁。	〔外器面〕三角波状の叩き。 〔内器面〕極細線の掻目。	〔器色〕灰黒色。
273	須恵器	胴部 12~14mm	大甍。	〔外器面〕三角波状の叩き。 〔内器面〕器面が剥落。	〔器色〕灰黒色。
274	須恵系土器	胴部 9mm	撞鉢。	〔外器面〕縦位の叩き。 凹面は沈線状。指頭圧痕。 〔内器面〕横ナデ。条線。	※二次焼成 〔器色〕灰白色。
275	備前	頸部 7~9mm	甍。 頸部は、大きく外弯し、垂れた様な嗜好となる。	〔外器面〕横ナデ。 〔内器面〕ナデ。	〔器色〕灰小豆色。
276	備前	体部 12~13mm	甍の底部。	〔内外器面〕ナデ。 強い指頭圧痕。 〔外底面〕粗い仕上げのナデ。	〔器色〕灰小豆色。
277	砥石	長さ 170mm 幅 60~68mm 厚さ 33mm	重さ 751g	片面のみの使用。	〔石色〕褐灰色。

第29表 古城山表採遺物観察表



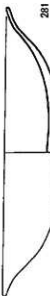
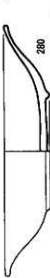
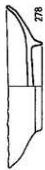
第43图 古城山表探遺物実測図

【付記2】 舞鶴皿焼の小皿と大皿

278～281は、第11章第3節「近世漆器(舞鶴皿焼)の調査」の項で取り上げた、舞鶴地区の山本 久氏氏の「小皿」2点と「芳隆寺の火皿」2点である。

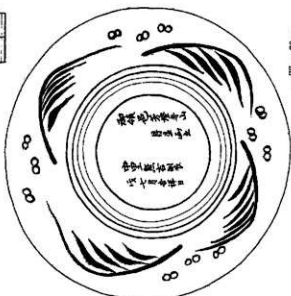
番号	器名	器形	器径の寸法	文様・形状・模様	備考
278	舞鶴小皿	鉢型 口径 20mm 底径 15mm 高さ 10mm 底厚 5mm	口径 20mm 底径 15mm 高さ 10mm 底厚 5mm	〔内面〕「舞鶴の松竹」(鳥居) 漆器用。〔外面〕「芳隆寺の火皿」(鳥居) 漆器用。外に磨光文様。	
279	舞鶴小皿	鉢型 口径 20mm 底径 15mm 高さ 10mm 底厚 5mm	口径 20mm 底径 15mm 高さ 10mm 底厚 5mm	〔内面〕上記に磨光文様。鳥居(鳥居) 漆器用。外に磨光文様。	
280	舞鶴大皿	鉢型 口径 210mm 底径 150mm 高さ 100mm 底厚 5mm	口径 210mm 底径 150mm 高さ 100mm 底厚 5mm	〔内面〕磨光文様。〔外面〕「芳隆寺の火皿」(鳥居) 漆器用。外に磨光文様。〔内面〕「芳隆寺の火皿」(鳥居) 漆器用。外に磨光文様。	
281	舞鶴大皿	鉢型 口径 210mm 底径 150mm 高さ 100mm 底厚 5mm	口径 210mm 底径 150mm 高さ 100mm 底厚 5mm	〔内面〕磨光。〔外面〕磨光。〔内外磨光〕280と同様。〔内面〕磨光。	

第20表 舞鶴皿焼複製表



280

281

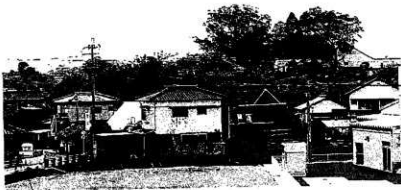


279

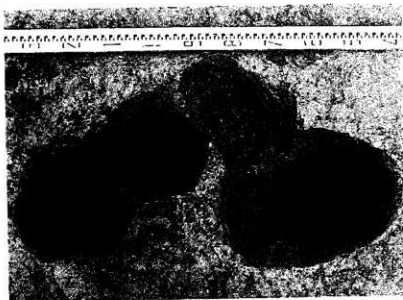
278



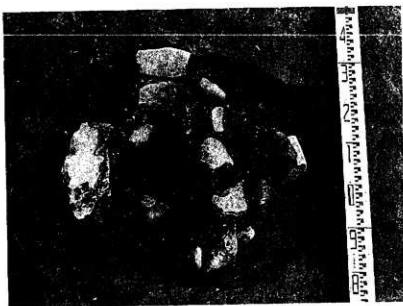
写 真 图 版



図版 1
御領城跡の高台を
北側から望む



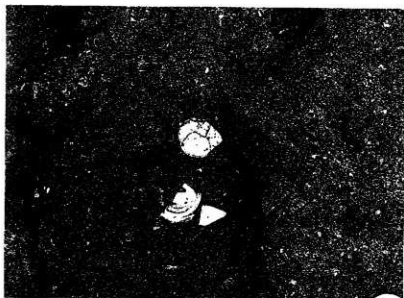
図版 2
御領城跡〔1トレンチ〕
柱穴 6・7・8・9



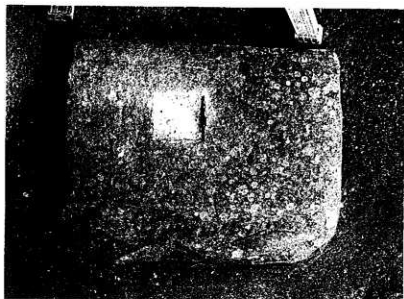
図版 3
御領城跡〔1トレンチ〕
柱穴 11



図版 4
御領城跡〔3トレンチ〕
近世窯跡



図版 5
御領城跡〔3トレンチ〕
近世窯跡遺物出土状況



図版 6
芳證寺 門礎石



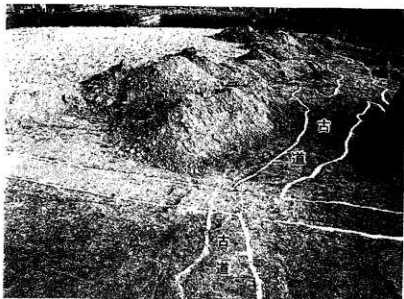
図版 7
古城山〔2トレンチ付近〕



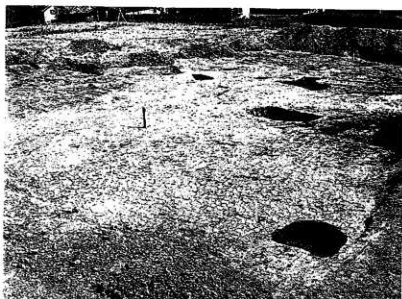
図版 8
古城山
丘陵地を南側から望む



図版 9
古城山〔2トレンチ〕



図版10
古城山〔7トレンチ〕



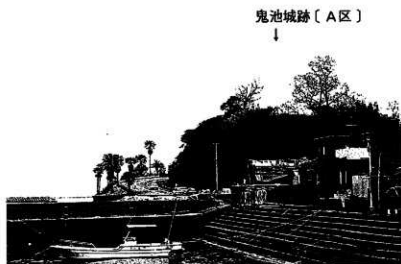
図版11
古城山〔14トレンチ〕



図版12
古城山〔14トレンチ〕
S K 3・4



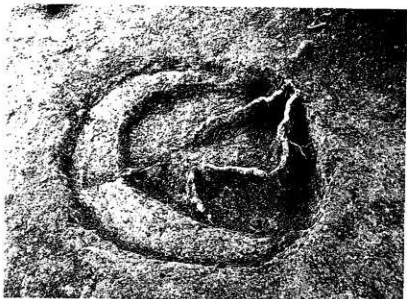
図版13
鬼池城跡遠景
東側から望む



図版14
鬼池城跡遠景
西側から望む



図版15
鬼池城跡〔D区〕
迫地



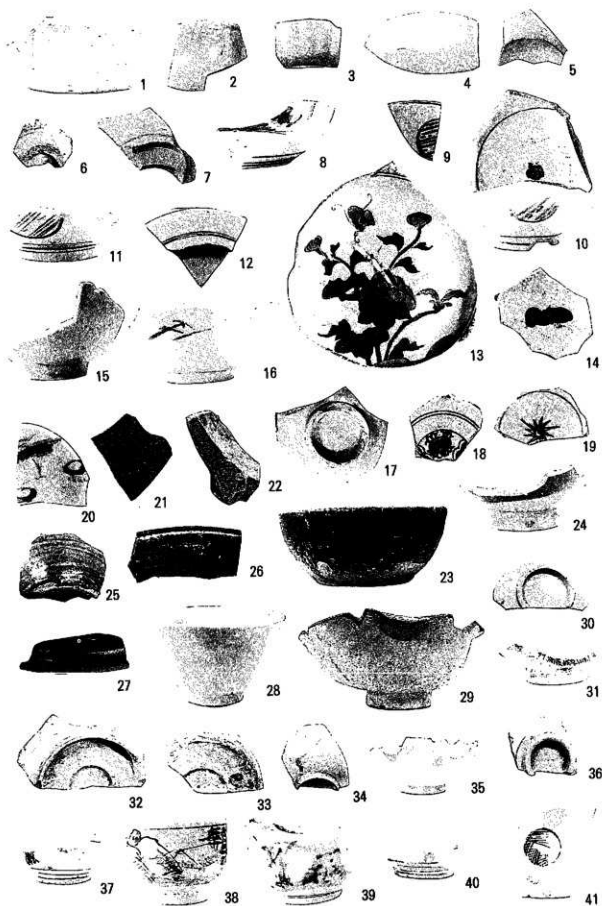
図版16
鬼池城跡〔B区〕
トレンチ SK5



図版17
鬼池城跡〔B区〕
トレンチ 南側



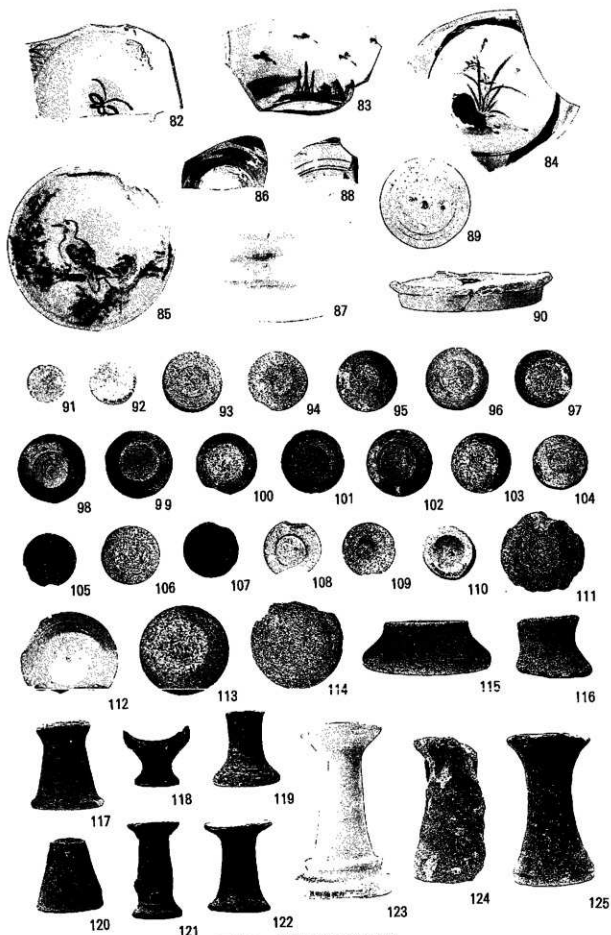
図版18
鬼池城跡〔B区〕
(伝)鬼池城時代の石垣



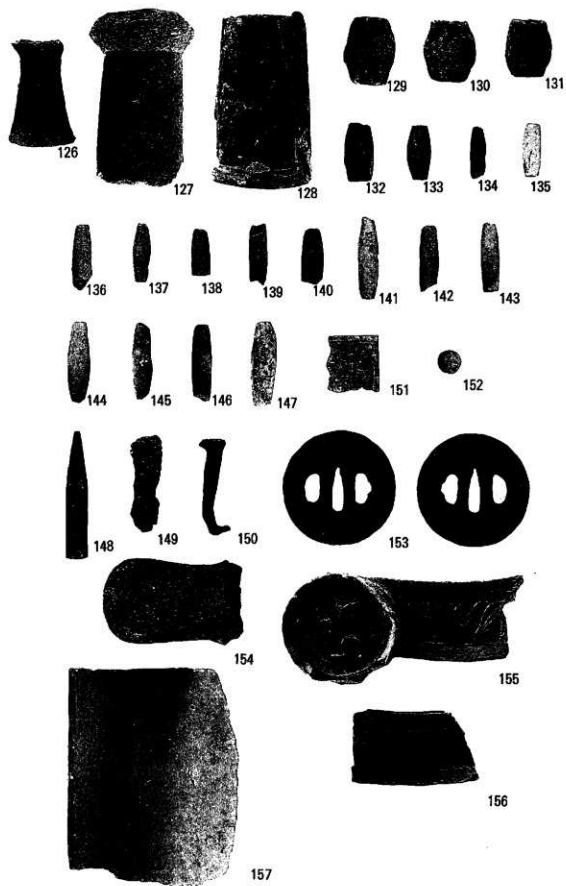
圖版19 御領城跡出土遺物(1)



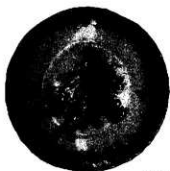
図版20 御領城跡出土遺物(2)



図版21 御領城跡出土遺物(3)



図版22 御領城跡出土遺物(4)



278



279

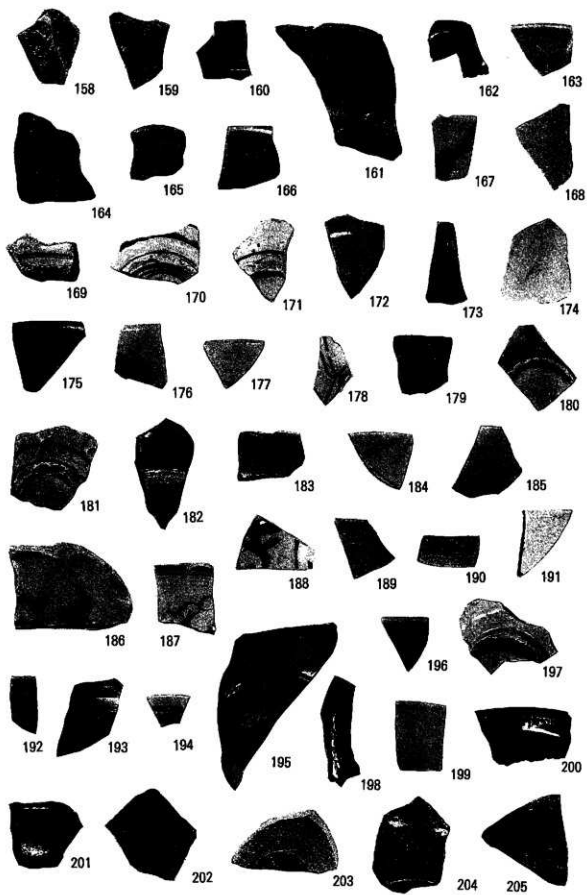


280

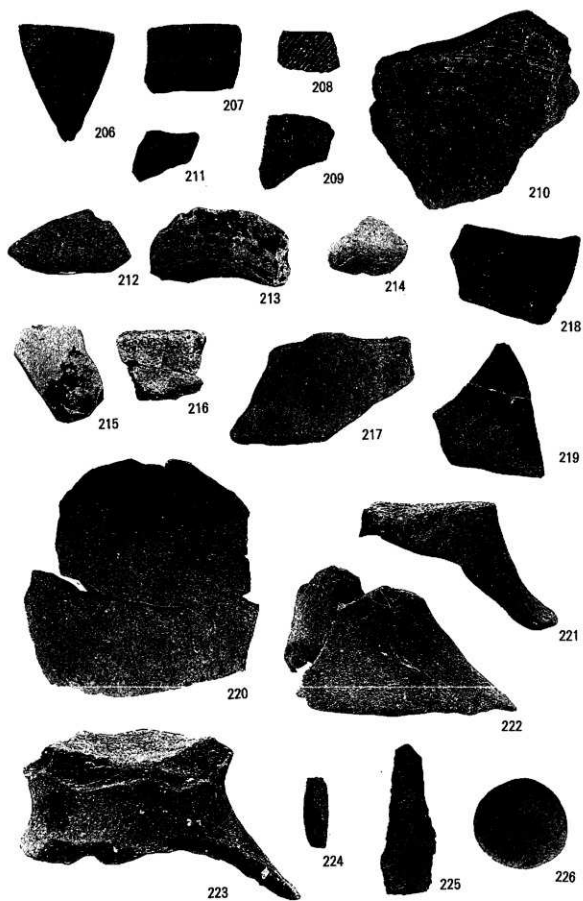


281

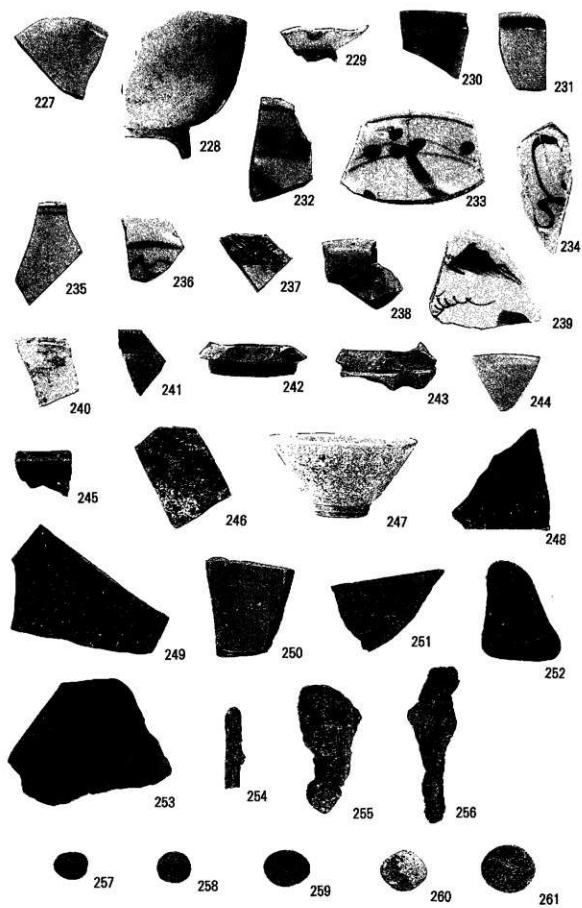




图版24 古城山出土遺物(1)



図版25 古城山出土遺物(2)



圖版26 鬼池城跡出土遺物



十二代 (天保) 十五年 大宮司 因幡正

八月十一日

藤原正信

十三代 明治五年 祠掌

宮崎盛穂

九月二十五日

十四代 明治三十四年 社掌

宮崎多

五月三十一日

十五代 昭和二年 社掌

宮崎善光

五月二十七日

〔二〕 鬼池神社社領証文

志岐^(三)之内鬼池村神田之事

天神 十五社明神へ為神田荒地参反遺候
開可令社領者也

谷田十郎右衛門尉

(一六三六)
寛永拾六年

新海牛右衛門尉

二月廿五日

谷田三右衛門尉

鬼池村神主

重兵衛

D 鬼池神社文書

〔一〕 鬼池神社歴代神主

鬼池神社（五和町大字鬼池二〇八九番地）
神主

一代	元曆	藤兵衛	①
二代	寛元	権十郎	②
三代		福屋甚十郎	③
四代		式部	④
五代	寛永十六年 <small>(一七三九)</small>	重兵衛	⑤
六代	正徳四年 <small>(一七二四)</small>	藤原経宗	⑥
七代	三月二十六日 宝曆五年 <small>(一七五五)</small>	伊豆守 藤原経信	⑦
八代	七月五日 寛政四年 <small>(一七五二)</small>	(正) 若狭守	
九代	七月八日 文化六巳歳 <small>(一八〇九)</small>	重兵衛	
十代		甚之丞	
十一代	文政二年 <small>(一八一九)</small> 七月朔日 天保五年歳 <small>(一八三四)</small>	大宮司 因幡正 藤原経正	⑧

代にいたし候故寺内も見かけ能なり申候、道国入院の時旧借古銀五貫目被引渡、今の錢廿貫目にて候処に、不能料間忘然として思案いたし居候然に、大嶋子村不作之年田地多般下直に売れ候由を開き、口ノ津・長崎へ銀元をこしらへ、四十八反の田地を三年切に買四十八俵つ、の上米を取り、米の直段高直に候に付、三年の内に旧借銀悉く拂なり、本戸延命寺・内野松山淨円方に拂、

一、前住光隣鑑司の時火災有之候て諸堂悉焼いたし、かりに建立し客殿を、諸堂出来候得とも、實に浅間敷事なり、今の茶堂食堂は其時の客殿なり、道国是を引直し用ゆ、三世快元和尚此客殿にて江湖被置候、

其後殿堂建立の所願有之候得共、因縁時不到、廿五年住職の後法を道国に傳付し退院、不聞齊に引込、廿五年住庵し、行年八十二歳にて、元文二巳三月廿四日涅槃に入給ふ也

(以下略)

齊に上り候得は洗足を待兼被成候様に相見へいそき近くに
より言葉を申候得は、少御氣色をとりなわし、扱々そなた
には逢まいとおもいしにおうてうれしい、八代よりかへり
候へはそなたはおらず、薪はなし、火のきへた事で有たよ
と被仰、しばらく御咄申承り、先ちと御休み可被遊と申候
得は、次第く御よわり脈も絶へ、寂早御りん終間是有
間敷と見かけ、医者朴庵も間は有御座間敷由被申候、
天草郡嶋原御支配に成候て神社佛閣辻堂等迄屋敷書上ケ候

様に被仰付候時、古城山は鈴木伊兵衛殿御代に被付置、御
證文は無御座候、廻り式百間と書出し候処に、東西南北何
十間有か書上候様に御役所より申來候故、是又書上候也、
間敷は道国失念いたし候、大庄屋方へひかへ可有之候、加
様に書上ケ候上は末代動き不申候と存、小串松林庵おり地
の田地まで書上け置き候也

一、享保九辰年古城山畑打開き候者ども召寄拙僧行脚に罷
出申也、存命にて帰り可申も相知れ不申候間、のくび開
畑皆々取上申也と、此己後は年々寺に相断り候て、所を
替へ作り可申由申渡し候、後來口説力無之、如此申付候、
一、三世快元和尚の代に城内与惣兵衛畑五畝、代銀古銀に
而百四拾匁に買取、本庭道無居士祠堂に被付置、道無娘
長崎嶋原町妙智尼百目出す。四十匁は寺より出す。今の
客殿の後土手より内也、土手は道国普請の初めなり。殿
堂の後にはひかへの山無之候ては不宜候故、掘上げかしの

み実置にいたし風火の難を除く。

一、三世快元和尚の代に、城内三左衛門・久五郎屋敷拂出
し、畑三畝、古銀九拾匁にて買取被付置也、

一、同三世代、城内角左衛門屋敷畑古銀六拾匁にて買取被
付置候

一、四世道国代に城内角左衛門弟安兵衛屋敷畑沓杖四つ鏡
式百式拾匁にて買取、其子の孫市に相渡す、寺内に入置
也、

一、四世道国代に犬崎成右衛門畑一枚、寄峰淨雲信士祠堂
に入置也

一、四世道国代同前淨悦畑一枚古銀拾五匁にて買取付置也
一、四世道国代薬師道ち石段の下五郎介屋敷少し、古銀拾
匁にて買取、薬師道石段を建立

一、四世道国代、六田源右衛門屋敷、古銀六拾匁にて致所
望、今の筑山の下に筑込なり、今新道の坂下に岩の有る
処より地藏尊の立給ふ処までは江藏らの屋敷内にて有之
候処に、大庄屋彦八代に村役人頭百姓中以相談寺内に入
れ置也、

一、芳證寺境内は御證文の通り、寺屋敷・東西式拾四間、
南北三十卷間、此外薬師堂屋敷、東西拾式間、南北拾間、
同所廻り畑式反六畝支配と有之候、依之に寺内せまく三
世快元和尚氣毒に被存、手に入所有之候得は金銀を不惜
買入被申候、四世道国も同前の心にて候、加様に三代四

同村伝兵衛、銀耆貫目、大庄屋五郎左衛門、銀五百目、
彦八後室銀五百目、口ノ津与兵衛銀耆貫、其外他宗自宗
の衆中、二百目、三百目、五拾め、三十め、五匁、三匁、
書付候て、客殿へ張付被掃候、道国達てじ退いたし候得
共、今度はぜびく御とまり可被下、此志の金銀有切
に御普請被成候而、其上にては御心にまかせ可申と、達
て相留被申候に付任其意候、銀高拾耆貫七百目有り、五
日、七日の内に皆済いたすなり、

一、茶堂、食堂は古客殿なり、四間梁七間也、新客殿小屋
入の後、五月十五日に引直し候、屋ね天井かもしより上
のかべもそのま、にて、北に四間半東に三間半引なわし
候、其日大雨にて候、普請中の大事は是なり。

一、享保四亥年客殿内普請大形に仕寄候て、大庫裡、方丈
一同に仕掛、庫裡は四間梁に七間、方丈は三間に六間半、
下やともに方丈棟梁は富岡善兵衛、大庫裡棟梁は肥前七
右衛門、大工共手わけをいたし、旦那中不知様に石すへ
の時ようく知候様にいたし候、其の六月三日に大きく
りも方丈もわたまし致候、其外味噌蔵・馬屋・下陣頭・
上の陣頭・湯との等致候

一、享保五年子の八月、開山堂、御靈屋、旦那の位牌堂一
所に作り込め可申と存、無二無三に罷出、御領村、鬼池
村、才津村、茂木根、広瀬、本村、新休、下川内、本泉
まで托鉢いたし候処に初五斗入三十六俵有之候、是を以

て開山堂、二間半に四間の堂成就せり、然とも大普請の
事に候得は、借錢五六貫め有之候故、

一、同年子の暮、拾貫目講を存立、借錢相拂、残錢にてそ
こかしこの内普請等いたし居候処に、又々七貫目余の借
錢に相成り候、一錢にても借錢残候ては建立のかひなし
と存、又々

一、享保七年寅の暮二十貫目の頼母子講を存立、拾貫目拂
候は、元利ともに可仕舞と心得、拾貫目は掛銀に可残
置と心決定いたし、申出し候へは、諸人あざけり笑なり。
前方の拾貫目講だにも人数に入者少し、増て廿貫目と言
講は前代未聞にして他国にも不承、まして天草にて誰か
可入哉と人々笑けり、然れとも十日の内に天草にて拾人
の人数をそろへ嶋原へ渡り、口ノ津玉峰寺へ物語いたし
候得は、了非和尚被申候は、中々嶋原にては相叶申事
にては無御座候、御咄も御無用と達て留め被申候得共、御
城下に参候て致相談候得は、五六日の間に人数相究り罷
帰り候、

十月廿一日に天草の講を盛り、十一月六日に嶋原春雲寺に
て取立、首尾能振舞等相仕舞居候所に、その夜半過に天草
より飛脚到来し、不聞齊大病にて日奈久より御帰り被遊、
跡の事も相知れ不申と申來り驚き、其の明け七日の晩天に
仲間中に申断り、錢急々取立、諸事相仕舞、八ツ時分に嶋
原出船いたし、暮六ツ時分に黒崎へ当着いたし、直に不聞

陀寺・圓通寺杯のように祈願所にも無之、何之由所も無之候間、天草郡中は可致托鉢候、拾人の大庄や衆中へ被仰可被下候は、村々小庄屋衆中へ一宿つ、のやどを御借り被下候様に御頼み可被申候、左候は、拙僧相廻り相對に可仕候と申候得は、夫は易き御事にて候、追付大庄屋中富岡へ寄合の筈に御座候、其時分罷越相頼み可申と相談相極め、御領村且中、巨外勤化相仕舞、夫より惣兵衛被付添、鬼池村・才津村・茂木根・広瀬村の奉加いたし候、銀高七貫五百目余有り、三年の取立にいたし候処に、取立埒明不申候て、かり銀にて普請いたし、銀の歩にくられ迷惑いたし候、且又惣兵衛大庄屋衆中へ相頼み被申候得は、御奉加の儀は不存申候、一宿つ、の御やとの儀は村々小庄屋中へ相頼可申、易き御事にて御座候と請合被申、組々その廻状有之候、夫より道国振錫を郡中へ立出、秋冬中に仕舞候、

正徳六丙申春、地形高さ老丈余、長二十七間、幅四間半、千万男女の信力を以て運土を築石、同年の秋冬衆寮三間に六間、老間に六間の大ひさし、かわら下地に付て大工棟早喜六左衛門、新左衛門、小工ともに六人召寄て令む作ら一、享保二丁酉の正月八日より客殿普請に取かり、同二月廿七日に小屋入大工、肥前国牛津寺町陳内七右衛門、五郎右衛門・九郎兵衛、地下棟梁、二江村伊兵衛・広嶋權左衛門弟清四郎、富岡善兵衛弟四郎・坂瀬川市左衛門、二江彦八・内野弥兵衛・本戸儀平次以上大工小工廿老人

を入込、七月盆前に立るなり、屋ふき中国の文四郎を棟梁として大勢の屋ふきとも入込、八月成就せり。

一、同年八月、宝銀七貫五百目講と初百俵講兩日にていたし、作料等を拂なり

一、同年九月、長崎へ渡り勤化の相談致候得共、将明不申、十月中戻りいたし、東向寺の泰林和尚の五則相仕舞、亦々長崎へ渡り歳越に致逗留、唐人阿蘭陀の大通路・小路を頼み、少々の得銀玉て帰る。

一、享保三戌年石段上段老間半に十五段、下段式間半に十三段、ふみ面ら老尺一寸けあけ六寸、かつら石ともに石は六田九郎平衛山より寄進、六月成就せり、是は長崎の奉加銀にていたすなり、石屋半助いたす也

一、客殿外廻り大形に出来候得共、内普請難成、寂早方便の手も尽候故、日本国托鉢に廻り、江戸へ参候て托鉢いたし、命あらば立帰る、是非可致成就と大願を發し、六拾六部のおいをこしらへて十月十一日を發足の日限に心内に相極め、諸旦那且外まで廻文をまわし、五百人計召寄説法いたし根本建立の次第、彦八夙願のわけ、是までの入目四拾貫目入候致致算用、帳面下書付読聞せ暇乞いたし自他宗親切に被取持候衆中へ礼謝申入、石飯をにぎり酒老歪つ、振舞候処、聞者肝涙を流し、思いの志、第一番に他宗なれとも大嶋清兵衛・銀三百め、肥前本庄町商人仁右衛門、銀四拾目、御領村加介、銀四十目、

木は寺より可切る、其跡は手から次第に打開き何に成共作り可被申候、其中には櫓を植込可申し、作られ候間は作り可申と相ふれ候へは、暫時に切りあけからいも等を作り申也。

一、道国此山に住するより建立の志を起し、日夜思索工夫いたすといへども如し蚊力擔山を、于茲檀越大庄屋中村彦八と言人在り(彦八郎：茂直)

正徳三癸巳六月參詣し、薬師講の相談相済、其上にて彦八被申候は、以時節を寺建立思召被立候は、共に願を同じて建立可仕と、道国不堪雀躍に、則ち對話して云く、吾も亦少年より此のおもいあり、因縁時到り、我れこの山に住す、然れとも入院後、間もなく、殊に世間から悪敷致延慮、不申出候、建立仕候は、如何様にいたし候て可然哉と申候得は、彦八被申候は、堂のさしず様子は不存候、夫は和尚の了簡次第に可仕と、道国云く、唯今の通りにては西に向夏はあつし、冬は寒くして不宜、門境南にかへ坂下かねのてに折り道作り候は、殊外風景も能く見へ、前には帶湖水を、遠近の山色往還の片帆を眺め可然御ざ候半と申候得は、彦八被申候は、其のもくろみは和尚可被成、内証は拙者存可申とても建立仕るからは、寺見よき様に可被成候、当秋より且中致相談、少々つつ、初出し合、年々左様に仕候て相廻

し打立可申し、又船を作り精出し商売仕候て、其利分は皆建立に入れ可申、五貫目、拾貫目入増申候とも、それは拙者可存申、随分かつかう宜様に可被成し、夏早八たんの船作り可申と存、船板材木等用意仕候、と被申候、道国と彦八と建立の願の初め也。

正徳四年六月十二日請侍し本末の尊宿并に大衆を歎佛供養し、薬師祭礼を始、弥建立の志を厚し候処に、

正徳五乙未春二月彦八忽ち大病指発り無覚束存候、彦八存命にて無之候得は、蔵屋敷道ちの事埒明不申候得は、惣して寺内仕なわし難成と存、病中少し快候節を見合候て、極相談、未の二月下旬、内門急に切り明け并杉三間、馬場廿九間植置候、然る処に彦八病氣重り、同年七月廿七日に死去被致、別而残念不少候、依之建立も存立事難成、忘然として十方に暮候得共、餘り残念に存候故、才津庄屋惣兵衛に頼み、彦八念願に御替り被下かしと申談候得は、惣兵衛被申候は、兼て彦八夙願の次第も承居申候、我々も残念に存候、然とも彦八名代に替り申事は不及事に御座候得共、随分拙者精一盃は肝煎可申上候、御領村之儀は少延慮御座候間、貴和尚御手前より且中へ御相談可被成候、鬼池村・才津村・茂木根広瀬は因縁御座候間、拙者存可申と被申候、又惣兵衛被申候は、大普請の思召にて候得は、当組計にては相調申間敷と存候、郡中は如何被思召候哉と、道国申候は、天草郡の儀は何ぞ芳證寺に付て因縁無御座候、阿弥

于今芳證寺へ有之候也、依之御両親の立日は九日にて候ゆへ、七月施餓鬼も九日にて候得共、九日にいたし候ては、新米出来兼候故、三世元和尚の時、七月十七日に替り申也、芳證寺は郡中最初の寺にて一番結構になるべき筈の寺に候得共、学和尚無欲清浄成る人にて、末々の事も不被思召由、学和尚御咄にて候、おれはいかい馬鹿で有たよ、快元等かようにかしかふ有つたならば此寺は郡中一ばんの寺であらうものを、おれはいかいはかで有つたよと被仰候、右か様のわけにて候故、郡中一ばんの小地にて山林とても少く、境内もせまく候、依之鈴木伊兵衛殿御代に、芳證寺は山林少く候間、何方なりとも見立可申由被仰付候により、古城山のくびと言廻寺付に被仰付候、然れども学和尚御氣付無之故證文不被取置候故、在家より銘々作の辺は我か山と言て六人にて立込、寺山と言は頂上に少し計に成候処に、先住光麟鑑坊の時公事被致候得共御證文無之故何の證據も無之言立被申事不相叶被指置候、又三代萬崎和尚の時公事被申出候得共不叶被指置候、然処に四代道国大庄屋彦八に申談候は、古城山の境を打度存候、一日午御太儀山に御登り候て界を御さし可被下しと申候得は、彦八被申候は、我々も不存候と、道国申候は村役人中御同道被成候て相知れ候通りに御さし可被下候、左候は、登り可申と十人計同道にて相知れ候分、境さしまわし候得は、六人にて支配の山出入り多く候て寺山は少計になり居候、其日遊山して帰る、

其晩六人の衆中寺によび申候て、今日は古城山に登り境さしてもらい申候得は、山の出入り多く御座候て山なりあしく御座候、申兼候得とも大切な先祖より被立置候山にて御座候得共、山のなり悪敷候間、各々の山の内のなりよき様に御寄進被成被下間敷哉、左様に候は、禪山仕立申度候、為菩提にも成り可申、如何と申候得は、皆々被申候は、左様なる儀にて御座候は、如何様に成共可被成候、御寄進可申候、先住光麟様の時公事を被仰候、又三代老僧様の時も公事被仰候、中々利くつ被仰候ては我々聞き不申候と、尊前のように被仰候ては御寄進不申候ては叶かたく候と、道国云く、さてさて忝存候、左候は、明日各々午御太儀御出被成候て界御さしなわし可被下候と、皆々云く、夫には及申間敷候、宜様に可被成候と、道国いわく、左様にては無之候、午御太儀御出可被下しと申候得は、左様にて御座候は、可参由被申候に付、其明け日又々并当の支度にて罷登り廻り式百間にさしまわし、老人衆へ問て云、此の分に松を立て、十年に拂切に致し候は、何程か木柴可有之哉と、皆々云く、十年松を御立被成候間、拂切りに被成候は、錢百目が柴可有之哉、其上は有間敷由、皆々申候、道国申様には禮を植へ十年の後は毎年、百目式百目、十年過候には禮を取可申と笑遊びみきをす、めて皆々悦び帰り候、其の明け日人歩四十人相頼、式百間の処一日に堀切置き、界に禮うへ込候、中の松芝はきりかちに切りとれ、大

〔二〕 芳證寺四世密嚴道國老師御事蹟（芳證寺文書）

（原本は片仮名、平仮名交じりの文体であるが平仮名に統一した。また、返り点も省略した。）

天草御代官、小川藤左衛門殿家類なり、余宮五郎在門は、元來肥前国佐賀の人なり、藤左衛門殿江戸へ御引越の後年人となり大嶋子村に住居し、両親共に喚取酒屋と成しなり、妻は小嶋子村庄屋吉田想左門娘なり、子供十人、男子五人、女子五人有り、道國は其の六人目の子なり、萬英は七人目、國十一歳にして正覺寺へ登山し、十三歳にして儀丹和尚に隨侍にて東向寺に到る、十四歳にして芳證寺に到る、同年十四歳の冬十二月十四日、本師萬融元和尚に隨て剃髮す、密嚴と云、二十二歳にして関東行脚に出す、江戸芝青松寺會下に在り、三十三の夏應請而下野国芳賀ノ郡茂木床馬門村塩田山能持禪院十七世、風山良薫和尚の會下に於て破産す、萬英は大中寺會下梅松老和尚に隨侍し在りし所に、又々應請翌夏能持院良薫和尚の會下に於て破産す、國三十四の秋八月登山、永平寺一夜住職之事了る、參内頂戴御繪旨を、同年十月帰国し月圭山に住す、
正徳元年辛卯の臘月八日入室傳法早ぬ、天草禪浄土阿宗御建立之事は御證文之通り本山に委細書付在り、芳證寺中興、益峰學和尚は生国秋田の国の人なり、長崎暗臺寺一庭和尚の會下に在りし時、鈴木三郎九郎重成公天草御代官職に被

仰付、下向有りし時、暗臺寺為使僧快學和尚御渡海被成時に、重成公被仰けるは、天草郡中に寺院數ヶ所建立可致と存候、貴僧には共に建立の志さしなしかばと、學和尚答て云く、長崎江罷掃り暗臺寺へ致相談可參と、重成公被仰けるは此方より暗臺へは以て使者を可相斷、貴和尚は直に此方へ滯留可被成と、然らば左様に可仕と請合被成候、然る處に急に休め身を給ふ所なし、重成公被仰候は、御願村茶屋に休み玉もふべしと、芳證寺は元來邪宗發行の時切支丹寺にて候由、邪宗退じの後、三郎九郎重成公の茶屋に被成候由、じんの柱らの掘立にて、寺建立の後までその柱、抜捨て有しよし、快元和尚少年の時覚居候よし、兼々物語にて候、元來寺屋敷は中野の尾一つの筈にて、寺内広大に被仰付候得共、學和尚被仰けるは、身は物を書き不申候、庄屋近所に可被指置と違て御願被成候ゆへ、然らば城内今の所に可致、城内の百姓とも御立被成候て城内中は境内の筈に被仰付候得共、學和尚被仰候は、百姓共追立難儀いたさせ何に致し可申哉、左様に広くは入り申さぬと違て願われ候故、さて馬鹿の坊主だと被仰候て、今の御證文の通り之境内に成候よし、益峰學和尚の御物語直に道國小僧の時分度々承申候、重成公被仰候は、快學が寺は別而我か両親の菩提寺に可致と被仰て、山号寺号は御両親の御戒名、月山巖證心居士、圭碧貞芳大師の四つの文字を以て、月山山芳證寺と名付、重成公真筆にて月圭山のがくを御書被成、

去、乱後帰來而復安置如來此所者也、右古跡之靈佛故堂屋數式石之薬師領有之候、是又御證文之内二有之候

時 年号月日

此頃病中故鹿略二認遣申候、指引宜可披成

御建立之事ハ貴和尚御存事通、別不記

一、此書付無紛失文法宜披成、永代芳證寺へ御證文箱可被

收置、數代之後様子難知故乍鹿筆此便二遣申候

芳證寺殿使

溪林庵

(註) 溪林庵は明和年中六代国鼎健中隠居所也

C 芳證寺寺領証文と

芳證寺四世密嚴道国老師御事蹟

〔一〕 芳證寺寺領証文 (芳證寺文書)

覚

一、御領村芳證寺領、本村御領兩村之内高拾貳石、此内貳石者同村薬師領之事

一、寺屋敷、東西貳拾四間、南北三拾壹間、此外薬師堂屋敷、東西拾貳間、南北拾間、同所廻り畑貳反六畝支配之事

一、寺外之山林、小串村之内阿蘇官山長百八拾四間横貳拾間支配、但西東北者海岸岸切、南者塩浜切之事

右者此以前鬼理志丹依弘邪法、天草郡之寺社令断絶旨達 上聞、從正保貳酉年寺社領被仰付、因夫天草郡之内所々寺社被建立、住職之僧吟味、寺号院号等寺領地之高下等書註可差上之旨、井上筑後守・酒井紀伊守・伊丹順齋・杉浦内藏允・曾根源左衛門以證文相定訖、全可致寺納者也、為後鑑仍如件

鈴木三郎九郎 印

書判

(二六八) 慶安元年十二月十三日

芳證寺快学

實は長野五郎左衛門茂辰の弟也。茂辰の子幼若の故に、茂直を養ふて家を繼がしむ、仍ち大庄屋となる。法名、久雲元昌居士。正徳五乙未年七月廿七日卒。

茂相

始五市平、後半左衛門と稱す。五郎左衛門茂辰の嫡子也。茂直に無子。依而養弟の茂相をして家督を繼がしめ、火庄屋を勤めしむ。

丈助

(茂辰の二男也、茂直の弟として養はる、子孫なし。)

茂勝

(茂辰の三男、茂直の養弟たり) 中村五郎左衛門と稱し、後に兄茂相の養子となる。

女子

(茂辰の長女、茂直の養妹たり) 佐伊津村庄屋中村伴左衛門の妻となる。

女子

(茂辰の二女、茂直の養妹)

半右衛門

(茂辰の四男、茂直の養弟) 子孫なし。

(後略)

(二) 長興寺薬師如来縁起

(御尊見様)

若御順軒様御立寄被遊御尋被遊候へは、此應得と御推察御物語可被成、為念如此候、

覚

一、天草郡御領村禪宗芳證寺、同郡新休村東向寺未寺也、寺領拾貳石内貳石者薬師領、寺内寺外之山林等御証文有之候、寺外山林小串くろ崎山、野頭古城山、巻ヶ所伊豆殿寄附と為承候、

右者此以前鬼理志丹依弘邪法、天草郡之社令断絶旨達御上聞、正保二酉年寺社領被仰付、因夫鈴木三郎九郎殿天草郡之内所々寺社御建立有之候、芳證寺者最初にて、正保二乙酉年閏十一月入院住持人、快学は奥州

秋田之産

承應元年壬辰請固防瑞光寺十五代東向寺為開山、次勸請中華老和尚為芳證寺開山、誠快学和尚者芳證寺之為中興開山、以下住持之僧七代に而御座候、

拙寺支配、薬師如来縁起

一、肥後州天草郡御領村長興寺、薬師如来尊像者即毘首羯摩之所奉彫刻也、古老傳言、昔年奥州之老尼背負來此尊而安置此處、己後泰月和尚住此寺生像奥州也、不知年代久事、依鬼理志丹之乱、藏尊像土中、其身遍薩州

候を、宗専様被問召候て、大庄屋役被仰付候とて、さほど難有がり悦び申候事の笑止千萬よと、大いに御笑被成候由。

一宗専様御臨終の時分に、右之通り忠興公之御二男のよし御咄に付、中村の名を改め、長岡の長の字を取り候而、長野と改め申候。されども孫の宗左衛門興茂より、長野と名乗申候事。

△△松△英枝居子。(寛文)十庚戌年△月十七日卒。

二代

興茂 長野宗左衛門——○

父興季の家督を継ぎ大庄屋となる、幼名五郎太と云ふ。母は長崎町年寄高木勘兵衛の叔母、法名、潤相妙徳大妹、△△△年十一月七日卒。

或年天草郡中馬多く死し、農業成り難く申すにより江戸より金千兩程拝借いたし、薩摩國へ馬かひに参りし時、薩摩より五百石にて可被召出候旨、被仰聞候へども、五百石之知行より、天草の大庄屋相勸候方勝手宜敷旨申候而、被断申候由申傳候也。

法名、瑞龍庵一翁△△居士。(享保)六辛丑年九月十五日、行年八十歳にて卒す。禪宗芳證寺に葬る。

中村藤右衛門

佐伊津村庄屋となる。今の中村宗兵衛先祖なり。

△ 三代
○ 茂辰 長野五郎左衛門——△
父興茂の家督を継ぎ大庄屋となる、父の諱の一字を取り茂辰と名乗る也。法名、仁光了義居士。(寛永)七庚寅年五月廿五日卒。

三代

○ 茂辰 長野五郎左衛門——△

父興茂の家督を継ぎ大庄屋となる、父の諱の一字を取り茂辰と名乗る也。法名、仁光了義居士。(寛永)七庚寅年五月廿五日卒。

彌太郎 早世

兵四郎

半左衛門祖なり、今の中村千七郎先祖なり。

茂直

長野彦八郎と稱す。後に兄の五郎左衛門茂辰が養子となり、家を継ぎ大庄屋となる。系下にあり。

女子 大塚俊藏の曾祖母なり。

吉右衛門 加左衛門の祖父、子孫絶えたり。

僧曉雲 東禪寺住職、一向宗なり。

東禪寺圓瑞

西法寺圓乘

圓 兩 無子孫

四代

△ 茂直 長野彦八郎

一家傳曰、右宗專様御事、大坂より御浪人被成候而、尾州春日部郡小田井村に暫く御忍び被成、夫より直に肥後國天草郡御領村に御居住被成候て、宗專様と奉申候よし。

右禮而按するに、元和元年六月六日忠興公より松井右近に被仰付、山城國稻荷の東林寺にて興秋公を御切腹に被仰付候時之忠興公御意には、多田の満仲の御子に美女丸と申者有之候。其美女丸悪行をなし申候により、父仲光公より美女丸の首を打候様に其乳父仲光に被仰付候處、仲光其の子を以て美女丸の身代りとなし申たる事を御咄被成候て、勝れて見事なる金拵への太刀を右近に被下、此太刀にて興五郎が首を討候へとて御渡し被遊候とか。これによつて右近心得候而、興五郎様を御切腹の鉢にしなし、右近御通し奉りしなるべし。

一右之通宗專様死を御遭れ被成候事は、秀頼公大坂にて御死去被成候旨には候へども、當時薩摩の國谷山の木下名に御墓あり。御子孫あり、眞田左衛門佐の子孫もさつま又は肥後にも有之、秀次公の御墓、これ又薩摩にあり、興五郎と一同に米田大監物大坂に籠城すれども、後又細川家に仕へし類なり、怪しむべからず。

一御法名を宗專様と奉稱し事は、忠興公後には三齋宗立様と申奉り候ひければ、その宗の字を御取被成候而、宗專様と奉申候なり。

大庄屋初代
△興季 中村五郎左衛門——▲

幼名興吉。母者天草佐伊津村金濱ノ城主、關主水之女也。法名、月山妙雲大師。寛永十二乙亥年七月十日卒。家傳に云、右の關主水は、兵家彦之進と申し候ものなり、若年の時分數度の軍功有之しもの、よし。寺澤志摩守の手に属し、名を得たる武士なり。元和年中大坂へ出陣いたし終に不歸候に付、其女之ながし、中村半太夫養育いたしてゐたりしを宗專様被召寄、妾と被成候て一男子を生ませ給ふ。即ち興吉と名を御附け被成候。成長之後興季と名乗り申候。

禮而按するに興吉と名を御附け被成候は、即ち興一郎忠興公の御子が興一郎忠隆公、二男興五郎興秋公なり。依之興吉、興季と御名乗を相成候こと、相見え候。

一又云、寛永十八年巳の春、興季を江戸より天草の大庄屋役に被仰付候。依之興季より、某儀此度如此役儀を被仰付候へども、苗字無之候而は難相成御座候。某本姓は何と申候やと、宗專様へ御尋申上候へば、宗專様被仰候は、我等が家其系圖等無之ものにて候間、何となりと苗字は名乗り申し候様に被仰聞候ゆゑ、不得已事、母の育父中村半太夫の苗字を取り候て、中村五郎左衛門興季と名乗申候よし。

一右之通寛永十八年に、江戸より大庄屋役被仰付候により、五郎左衛門を始め家僕近隣之もの集り大悦び致し

一米田監物家記に云、慶長十年與五郎興秋公、江戸へ御出被成候様に被仰候處、興秋公曾て無御承引候間忠興公御立腹被成候而、御父子御間柄悪敷く被爲成候。されども右之通之首尾にて、江戸へ御下り不被成候而は不能成事ゆゑ、御用意等相調へ候うへ、長岡肥後（後河豊前之子忠直也。知行六千石、豊前小馬嶽）へ被仰候は、偏に頼みに被思召候間、與五郎様

へ御異見申上候而、江戸へ御供仕り居可申旨被仰候。肥後承り、唯今私一命は差上可申候へども、此度におゐては御免被仰付候様と再三御断申上候處、甚だ御立腹被成候も被仰候は、命より三世の忠意に存候、罷越し候而與五郎と江戸へ下り候様にと之御意によつて、肥後難奉辭此うへは不及力候間、奉得御意候。されども三度迄は御諫言可申上、其うへにも無御承引候は、興秋様之任御心と申捨て、即ち興秋様へ申上候に、何之支へもなく豊前御發足被成候而、京都建仁寺之塔中十加院へ御着被成。御逗留日を経て、江戸御下り御延引被成候間、肥後度々御催促申上候へども、與五郎様無御發駕、被爲成御座候ゆゑ、肥後強而御諫言申上候へば、興秋様被仰候は、明日は是非御發駕可被成候之由相極る。翌日御用意調へ候うへ、肥後罷出候へば、興秋様早や剃髮被成、十徳にて御對面被成被仰候は、肥後最早申分も有るまじく候、歸國仕り此通可申上と。御供衆も不殘被召出被仰出候は、何れも是迄御届申満足に存候、みなく歸國いたし相勸

候へと被仰聞候而、其ま、奥へ御人被成候。肥後も不及力、豊前へ罷下り、此段具に忠興公へ申上候處、以の外御機嫌悪敷被仰候は、肥後へ申附候時分、請け方あしく存候に付、其場を返し申間敷存候へども、其通にてざし置候とて、又飯河豊前宗祐も同罪也と、親子一同に閉門被仰付、同七月廿七日みなどにも、仕納に被仰付候。

一又云、右興五郎様江戸へ御下り不被成候儀は、右慶長九年内記様を御家督に御願被成、翌十年四月に從四位侍從に御叙任被成候。興秋公は御舎兄ながら無位無官にて、江戸へ御下り可被成様無之とて、右之通御逐電被成候よし。其節に尤成る事との風説、専ら御家中に流布せしとか。

又云、忠興公之御二男興秋主、初は長岡玄番頭殿之御養子に被爲成候而、玄番殿と御一所に御座候ひしが、玄番頭殿（元長）慶長六年十二月、豊前被御立退候以後は、中津の城に被召置候。同十年三月江戸へ證人に御越被成候道より御逐電ゆゑ、御浪人にて候ま、秀頼公に御味方有之、慶長十九年に大坂に御籠城被成候に付、兩御所様不届に被思召候へども、忠興公無二之御忠義によつて、與五郎様を御赦免可被成候との上意にて候へども、忠興公御承引不被成して、元和元年乙卯六月六日、松井石近に被仰付、山城國稻荷の東林院におゐて御切腹被仰付候。御最後之鉢神妙にて、人々感涙を催せりとなり。

干後、應内府秀頼公之命、人干坂城。(元和元年)坂城陥矣。興秋又遁而、在京師稻荷山東林寺、公伴松井右近白書焉。

家傳に云、宗專様御事、天正十一癸未御誕生。行年六十歳にて、寛永十九年壬午六月十五日、御病死被成候。御法名、長興寺殿慈徳宗專大居士、葬祇宗長興寺。本尊薬師如来、寺領高武石、並境内御證文有り、尤も芳證寺支配なり。

又云、宗專様御病氣にて、御大切に相見え候時分に被仰候は、我等は細川三齋二男にて候へども、様子有之親より勸氣を請け候而、如此世を忍び罷在候ゆゑ、當時迄苗字をも名乗不申、其方どもへも何とも不申聞候。右之通故此以後とても、長岡細川の苗字など、決而名乗不申候様相心得可申候。又我等平日着用いたし候九曜の紋、又は丸ノ内に二つ引兩の紋附け候事も、尚遠慮すべしと堅く被仰聞置候而、御寔去被成候旨申傳候事。

忠興公御年譜に云、慶長六年十二月中旬、幽齋公初而豊前中津へ御下向被成候御悦に、細川玄蕃殿忠興公の御會弟 與十郎興元也御名代興五郎様、小倉より中津へ御出被成。玄蕃殿は御風氣故、私を被遣候との口上にて候へども、忠興公御不審を被立、其方は玄番に逢申候かと被仰候へば、いや逢不申と御請被成候。明る日小倉より飛脚至來、玄蕃殿當所を御立退に候と、小倉に相殘る侍共より普置相添へ注

進申上候へば、忠興公御意に、丹後にては與十郎、松井佐藏より小身なるを相身代にして貳万五千石遣し候に、無理なる不足と被仰しなり。或記に云、玄蕃殿小倉の城へ被遣置候而、松井佐渡守と兩家老職なり。忠興公二男興五郎興秋を養子とせられ、是も小倉に御居住なり。玄蕃殿は陪臣となるを憤り、黒田甲斐守長政に内通し、小倉の大橋に黒田氏より船を被越候に、玄蕃殿其船に乘りて立退被申候。興五郎殿は、中津へ御名代に御越候節、直に中津へ御居住なり。

一又云、慶長九年甲辰の夏、忠興公小倉に被成御歴、御積り痛み火事に御煩ひ被成候が、内記忠利公興五郎 興秋弟を御家督に被成度との御事にて候處、兩御所様より御願之通被仰遣候て被仰出候は、忠興存命の内に内記對面いたし候様にと、岡田太郎左衛門を御使に被仰付、忠利公御同道にて、江戸より豊前へ御下向被成候。御證人已後、江戸より始め而上方へ御上り被成候。八月十二日に江戸發足なり。

一又云、慶長十年三月、内記様の御代りに、御二男興五郎様始め忠以、後に 興秋、又後興秋證人として江戸へ御下向之處道より御逐電被成候、依之長岡兵左衛門重政を、證人代りに御下し被成候。

右内記様は、慶長五年正月江戸へ御下り被成、慶長九年の秋御上り被成候。

〔六〕 天草一揆談合覺書（志岐文書二）

〔明治十年辛酉七月月中旬之比ト有之候書付一通入〕

従先武運屋刑様、小野・豊福岡所被下候御判、御一揆中者書移被召候、正文之支、愚身所請取申候、上使者楊藏司与申方にて候、詫磨重房、是も為、上使当郡江御渡海候刻、愚領於蒲牟田、御一揆中御参会時分、此御判到来候、明治十年辛酉年七月月中旬之比、

其時談合ニ、上津浦殿・宮地殿・天草殿・長嶋殿者御越候、自大矢野者名代合津方、栖本よりハ名代殿、自久玉者名代広瀬膳左衛門方、

B 天草長岡家系譜と長興寺薬師如来縁起

〔一〕 天草長岡家系譜（抄）
〔池田家文書〕

享和二年壬戌六月十五日、天草郡御領の大庄屋長岡五郎左衛門興道が求めに應じて、其家傳等を聞きしに、書寫しおくものなり。

肥後高橋司市 斎藤權之助 書判印

細川興秋朝臣七世孫長岡五郎左衛門

源興道謹撰之

細川興五郎源興秋入道宗專——△

足利義晴將軍二十四歳之藩胤、長岡兵部大輔源藤孝入道、二位法印幽齋玄旨之孫也。豊前宰相羽柴越中守源忠興入道、三齋宗立之第二子也。細川興一郎源忠隆之弟、肥後少將細川越中守源忠利朝臣之兄也。母者、明智日向守光秀之女也。慶長五年秋七月十七日、於大坂邸中自害焉。號秀林院殿。初興秋公之在小倉也、爲其叔父細川玄番頭（興元）所養、爲嗣矣。慶長六年冬、興元有故遺書、小倉矣。忠興公、因使興秋居豊、中津城也。（全）十年、公將使興秋賀江戶矣。興秋不肯焉。公強行之矣。興秋不得已而到于京師不行也。飯河肥後強之、興秋剃髮以遁矣。

警固、可令在国由被仰下云、

此条、弘圓不致朝夕奉公、令在国之条、承伏畢、不能巨細矣、

同状云、苟事由事、為奉敬上也、佛意追陳、悉以為枝葉之間、不能委細云、

此条、令載苟字之条、相當于其身者、自称之至無所詮之旨、載先陳之間、不能重言矣、

同状云、御下知之下、讒訴造意非御沙汰之限間、不能具陳云、

此条、掠給御下知之段、事旧畢、争寄事於彼御下知、可致非分蓋訴哉、比興也矣、

同状云、佛意及虛外非難之間、所令進覽所給御下文案也、其身為御家人、就外戚相伝之地、拝領御下文之段、宜足上裁之間、不能重言云、

此条、就外戚相伝之地、拝領御下文之由、自称之上者、非幢广局正流之条顯然也矣、

同状云、佛意乍令知行本主幢广局遺領本碓内宮路浦、忽背彼置文、致死骸敵对、令違背嚴重御下知、押取來迎寺免塩屋一字、致惣領敵对、剩佛意者重代御家人、弘円者募御家人号之由称之、不顧度、裁断御下知、他人和○之由掠之、或令称申佛随寄進之由、或对惣領地頭住持明心余流之由、吐惡口云、

此条、弘円号播广局置文、○者、來迎寺無惣領之号、讓

与于住持職於明心由所見也、爰掠給々人未補之闕所之地

住持職、对于本主子孫佛意致奸訴之上者、任傍例可被処其咎者哉、凡弘圓知行本碓村之段、他人和与之条勿論也、

争可及一口論哉、剩文応以來明心等敢不申子細之處、申付塩屋押取之不美於佛意之条、旁以死骸敵对之咎難通哉、

次以御恩地、雅私領之条、其咎、謹仰上裁、所詮弘圓对于佛意、不相番之旨載先訴之上者、佛意知行塩屋、云送

数十年之篇、云非御下知違背之段、不及御不審者也矣、以前条々、被并捐弘圓非撻蓋訴、為蒙有道御裁許、重被陳

如件、
元徳二年三月 日

〔五〕 足利直冬安堵御教書（志岐文書十二）

〔貞和五年十二月十九日立兵衛佐殿書付一通入〕

山鹿兵藤太郎隆弘申肥後国天草郡内志岐四箇浦并本碓・龜河・佐伊津沢張・鬼池・藉牟田等地頭職事、知行不可有相違之状如件、

貞和五年十二月十九日

〔花押〕

御不審限、凡掠上聞、雖申給御下知、申披子細之日、被召返之条法也、争上裁忽緒之由、可掠申哉矣、

同狀云、為御内御領、弘圓父祖代之御代官之条、載先段訖、寄進以前直令拝領御下文之条、不及子細、明文嚴重之上者、非相論之限云、

此条、弘圓父祖代之御代官事、寄進以前直令拝領御下文由事、兩条載于先陳之間、不能重言、但元久二年御下文者、為御恩地之旨所見也、何可号惡口哉矣、

同狀云、追進肝要只在此事歟、家弘非光弘子息者、為誰人之子哉、凡為親父讓与所領之間、依彼吹拳、為君被召^註、代、被成御下文等之間、致奉公之忠訖、而佛意不遵御下知違背罪科余、任雅意对惣領主吐惡口之条、為向後懲罰、罪科争可廻時日哉、其以無道也、是則只非弘圓私愁訴、專奉向公方及過言者也、其故者、帶○御下文以下証文、致奉公之条、豈虛誕之旨、非掠申之哉云、

此条、弘円祖父家弘^{信名}非光弘実子、為繼子令相伝得宗肥後国健軍郷、筑後国竹井庄御代官職、次第具載于先陳之間、不能重言、何為誰人子哉之由、可尋申哉、弘圓失為方之余、或称御下知違背、或号惡口、或非弘圓愁訴、奉向公方及過言之条、掠申虚誕、加重、非了見之条、還而招其咎者哉矣、

同狀云、佛意对惣領弘圓、可存随分礼儀之處、令超越傍輩礼法、押而家弘法師之由、載陳狀一篇之条、惡口專一也

云、

此条、私書札礼儀与公方進訴狀、文章可令各別之条法也、^註上裁、而令超越傍輩礼法者、如貴所可載殿字歟、比興申狀也矣、

同狀云、非光弘実子、為繼子者、所見何事哉、具載先段之上、如寬喜御下知者、下肥後国天草郡内志岐六ヶ浦住人等、可早任親父讓狀、以右兵衛尉家弘為地頭代官事、右任親父左衛門尉光弘之讓狀、為彼職可致沙汰云、任親父狀、可致沙汰之旨所見也、実証分明之處、以胸臆為繼子而非実子之旨、吐惡口云、

此条、雖非実子、得其讓之時、任親父讓之旨、被載御下文者定法也、家弘為光弘之繼子非実子之条、其証分明也、不及重言矣、

同狀云、志岐浦内檢以下由事、佛意非当浦惣檢使、為員外身及追口云、

此条、志岐浦内檢以下事、弘圓恐于上聞痛申、御注進之上者、以莫大内檢、号小所領之条、奉掠上罪可難通者哉矣、

同狀云、関東番帳御字由事、仰上裁之間、贖番帳之由、書訴狀之条、無其難云、

此条、不憚于上聞、不載御字之間、所申子細也、謹仰上裁矣、

同狀云、弘圓非朝夕奉公、在国由事、不知案内也、為異賊

壇屋哉、非提之至顯然也、縱種光在俗之上、現不義者、須申付住持職於他僧之處、恣掠給之、令顛倒堂會之衆、忽背本主索意、豈非死敵敵對哉矣、

同狀云、當寺者可為地頭進止之旨、弘圓預御下知訖、佛意追口非御沙汰限云、

此条、當寺者任幡广局索意、可為住持進止之上、令隱齋闕所御注進、掠給之衆、為罪科之子細、載先段畢矣、

同狀云、幡广局誠置之子細、佛意承伏訖、弘圓相統本主遺跡、拜領御下知之間、居置僧侶、訪追善之衆無他事歟、彼寺僧分事、弘圓言上之衆、何可背物儀哉、而佛意以弘圓員外之由、令載申之衆、惡口也云、

此条、幡广局誠置之子細、佛意承伏何篇哉、不實也、弘圓背本主索意、掠給佛隨寄進地之衆、冥照覽難測、居置僧侶是又不實也、弘圓非幡广局正統之上者、員外之衆何可為惡口哉矣、

同狀云、佛意乍令相傳幡广局分領内宮路、背文応狀、令違背御下知、成敵對於惣領弘圓、令拜留佛隨施入壇屋之衆、佛意死敵敵對云、

此条、佛意不令拜留佛隨施入壇屋之上、明心等文応以來、數十年、敢以不申一言子細之處、弘圓始而構申不實之衆、無謂之子細、載先段畢矣、

同狀云、弘圓惣領地頭職之衆、御下知文明也、當寺隨而地頭進止也、非地頭者誰人可申當寺事哉、委細載先段訖、文

応寄進置文者、本主幡广局狀水代龜鏡也、争可稱同様哉云、

此条、弘圓欲○給龜河村等之日者、申破種光相信任持職、擬競望佛意相伝壇屋之時者、假住持職号之衆、豈非互兩端哉矣、

同狀云、文応元年以來迄于明心・正戒・種光等、父祖三代、件壇屋等連綿相統知行之衆、正戒處給応長御下知炳焉之上者、争送六十余年之由、可通申哉、為卑記内之衆、更無御不審歟云、

此条、明心・正戒・種光三代之間六十余年、对于淨智、佛意不申一言子細之衆、載先陳畢矣、

同狀云、佛性壇屋者六ヶ所也、其内高根十万女分一字、宮路種則分一字、六ヶ字也、明心与種則相論、全非壇屋、意趣各別也、不足今相論准的云、

此条、於宮路浦者、文応以來明心等三代不申子細之衆、載字于段畢、明心与種則相論非壇屋事之由承伏畢、令拜領壇屋者、明心其時争可申子細哉、隨而御下知炳焉之上者、不能委細矣、

同狀云、多年確執之論敵也、被成御下知於一方之仁、為内通否、宜足御遺迹之間、不能委陳、次御下知掠給由事、任理運御成敗訖、掠給之由、佛意任雅意令申之衆、罪科也云、取

此条、号正戒所給御下知、令出帶之上者、内通之段、非

此条、元久・建曆御下文事、具載于先陳畢、而如御下文者、為御恩地之由所見也、以御恩地稱私領之間、被經閣東御注進、可被行其咎之旨令申之處、痛申御注進之条、弘圓奸曲顯然也、雖非今相論肝要、為彰弘圓私曲所令言上也矣、

同伏云、今相論者、非當御領事、弘圓別相伝本碓内宮路浦塩屋一宇事也、佛意背本主轉磨局文応寄遣置文、令違背鎮西御下知、令仰留惣領進止藤串、龜河來迎寺佛性新宮跡浦内塩屋之間、任証文被札返件塩屋於當寺、就誠句、可被付佛意分領於惣領弘圓由一段也、忝就私領相論、奉引懸各別得宗御領之条、有恐有憚、罪科何及予儀哉云、

此条、於文応寄進狀者、讓与住持職於明心之由所見也、更非惣領之号哉、面弘圓何給人未補陳雖掠給、來迎寺爭可懸情望於佛意別相伝塩屋哉、本主轉廣局為訪彼菩提建立當寺、語居僧侶之處、弘圓掠給當寺之間、堂舍悉以破壞、不斷動行之佛事又怠転之条背本主之案意之上、剩掠給當寺可宛給佛意相伝塩屋之旨、及奸訴之条、沙汰造罪科難遁、隨而明心等文応以來六十余年、敢以不申一言子細、爭始而可及掠訴哉矣、

同伏云、任相承之理、弘圓預鎮西連々御下知、當知行之上者、佛意追口非御沙汰之限伝、

此条、預鎮西御下知由事、何給人未補之陳、奉掠上聞、掠給御下知之子細、載于先陳先段畢矣、

同伏云、以何故可為闕所哉、地頭大藏太子号轉廣以開発重代私領内新開、令建立當寺、寄附料免之条、非御制之限、被付地頭訖、將又為闕所由事、何時何日被成闕東御教書哉、不実云、

此条、相論肝要此一段也、當寺闕所事、佛意亡浄智所給談讓所御下知分明也、仍先進之處、不申一口子細、令難伏之上者、弘圓掠給闕所地之条、更非御不審限矣、同伏云、弘圓令拜領度々御下知訖、佛意縱雖為可申子細之仁、非越訴覆勸者、非追口之限云、

此条、号弘圓拜領御下知者、龜河來迎寺住持職事歟、爰寄事於彼御下知、令競望佛意相承塩屋、剩可被付官路浦於弘圓之旨、及非分濫訴之間、所申子細也、何可為越訴之旨、可及非了見哉矣、

同伏云、不可依佛意讓訴、非闕所之上、弘圓所給度々御下知明鏡也云、

此条、當寺闕所之子細載于先段之間、不能重言矣、同伏云、轉廣局者地頭也、明心自地頭之手、得住持職訖、不現不義者、不可有子細之處、明心等死去之後、種光為在俗号住持、令成敵對於地頭弘圓之間、被退種光等、被付于地頭之上者、何限住持職之由、可令申哉、弘圓則不可依違于轉廣局知行例之間、勸其由緒給御下地訖、佛意今更難申異儀云、

此条、種光依為在俗、雖申給彼寺、爭可懸情望於別相伝

此条、佛意及慮外非難之間、所令進覽所給御下文案也、其身爲御家人、就外戚相伝之地、拜領御下文之段、宜足上載之間、不能重言、佛意追口非御沙汰限敷、凡御家人之子孫御内奉公之間、不論所領之有無、令拜領御下文等者先例也、況於令領知御家人領哉、粗載先訴之間、仰上裁者也十九焉、同状云、条々句之下云、弘圓以得宗御領志岐浦号私領、募重代御家人之号、或掠給他人和与本稻嶋、或令隱蜜先年闕所、御注進段、何給人未給之陳、掠領龜河村田島山野等、不願御制之篇、稱有佛隨寄進状、被付重代御家人佛意分領於仏陸、可全住持明心、余流之旨、讓訴之条、背物儀之上者、爲傍擊向後、預闕東御注進、被収公御内御代官職以下闕所地等、欲被行其身於重科云、取、詮、此条、巨細雖載于先段、佛意乍令分知行本主權广局遺領本碓内宮路浦、忽背彼局置文、致死骸敵对、令違背嚴重御下知、押取米迎寺免塩屋一字、致惣領敵对、剩佛意者重代御家人、弘圓者募御家人号之由称之、或不顧度、裁断御下知、他人和与之由称之、或加新義了見、令称申佛隨寄進之由、或对惣領地頭、住持明心余流之由吐惡口、或以得宗御領爲弘圓私領之由令申之旨、構申虚誕、或弘圓無指罪科之處、被収公御内御代官職以下、可被処其身於重科之由、及雜言之条、希代造意、無双惡口也、不実蓋訴企、重量訖、作沙汰之結構、云拾云恰、重科巨違敷是矣、

以前条々、大概如斯、所詮蓋陳之趣、子細雖多之、爲本訴同篇之上、重言依繁之所闕筆也、巨細期間答之時、早爲預御裁許、重言上如件、

元德元年十月 日

〔四〕宮地村地頭仏意重陳状案（志岐文書七）

〔元德二年三月日〕

肥後国天草郡宮路村地頭弥次郎入道佛意重弁申

兵藤左衛門入道弘圓不願他人和与御制、令掠本稻村、令隱蜜闕所御注進、何給人未補陳、掠給龜河村田島山野等余、令競望本主子孫佛意相伝塩屋、以得宗御領志岐浦称私領、剩可被付宮路浦於弘圓由、致奸訴上者、被経闕東御注進、爲傍擊向後、欲被行其答事、

右、如弘圓弥追進状者、以小所領奉寄附于上、云以前云以後、令拜領後下文等之間、品秩事、爲數御不審、令出帶被前後御下文等計也、以志岐浦寄附以後、爲弘圓私領之由令載何状文句哉、眼前奸曲立令露顯畢、今相論者、佛意押領塩屋、違背御下知、吐惡口事等也、何速自科、寄事於寄進以前御下文、取成私領之由、可加無尽了見、所存之企無比類、以何故可被経御注進哉、沙汰作造意罪科不可、取、詮、云々、

意趣各別也、不足今相論准的歟十三焉、

同狀云、对于種光致内通相論、掠給御下知云、取、詮、

此条、多年確執之論敵也、被成御下知一方之仁、為内通否、

宜足御遠迹之間、不能委陳、次御下知掠給由事、任運連御

成敗訖、掠給之由、佛意任雅意及公方惡口之条、罪科也、

上載忽緒之条、罪科何○乃子儀哉、十四矣、

同狀云、志岐浦者、自往代得宗御領也、弘圓父祖者、令

管領御代官職計也、而弘圓累代奉公懲勸之余、以小所領

号御内御領之由、可自称哉、号備進元久二年光弘押領御

下文者、不審也、被召出正文云、取、詮、

此条、為御内御領、弘圓父祖代、御代官之条載先段訖、寄

進以前、直令押領御下文之条、不及子細、明文嚴重之上者、

非相論之限、凡披見正文以前、对于御下文、及種々混雜之

条、惡口也、好招罪科歟十五矣、

同狀云、弘圓父祖代、為光弘繼孫云、取、詮、

此条、追進簡要、只在此事歟、家弘非光弘子息者、為誰人

之子哉、凡為親父讓与所領之間、依彼吹拳、為君被召仕之、

代々被成御下文等之間、致奉公之忠訖、而佛意不通御下知

違背罪科之余、任雅意对總領主吐惡口之条、為尚後懲肅、

罪科争可廻時日哉、甚以無道也、是則只非弘圓私愁訴、專

奉向公方、及過言者也、其故者、代々帝御下文以下証文、

致奉公之条、豈虛誕之旨、非称申之哉、早欲被処惡口罪科

是十六矣、

同狀云、弘圓祖父家弘法名信阿者、全非光弘實子、為繼

子、相伝得宗御領云、取、詮、

此条、佛意对總領弘圓、可存隨分礼儀之処、令超越傍輩礼

法、押而家弘法法之由、書載陳狀一箇之条、惡口專一也、

次非光弘實子、為繼子所見何事哉、具載先段之上、如寬喜

御下文者、下肥後国天草郡内志岐六ヶ浦住人等、可早任親

父讓状、以右兵衛尉家弘為地頭代官○事、右任父左衛門尉

光弘之讓状為彼變可致沙汰云、任親父状、可致沙汰之旨

所見也、実証分明之処、以胸臆為繼子、而非實子之旨、乍

吐大惡口、不出帝所見之上者、可被行不実之条、不可停

滯歟、次志岐浦内檢以下由事、佛意非当浦惣檢使、為員外

身及追口之条、左道也、次関東番帳御字由事、仰上裁之間、

顯番帳之由書訴状之条、無其難歟、次弘円非朝夕奉公在国

由事、不知案内也、為異賊警固可令在困由、被仰下之条、

御教書等嚴重之上者、佛意追口比奥也、次荷字由事、為奉

敬上也、佛意追陳、悉以為枝葉之間、不能委細十七、

同狀云、佛意重代之処、弘円非本主子孫、抑留繼母所得

証文等云、取、詮、

此条、御下知之下、讒訴造意、非御沙汰之限、不能只陳十八

矣、

同狀云、如永仁六年御下文案者、景光法名專阿帶亡母尼

妙蓮讓状、以相模国依智郷内令押領安堵御下文所見也、

不可依外戚相伝安堵御下文云、取、詮、

此条、不可依佛意譏訴、非闕所之上、弘圓所給度々御下知明鏡之上者、謹仰上裁六矣、

同状云、幡广局以住持職給与明心之由、弘圓雖稱之、明心無相違者、可限于彼一篇也云、取、詮、

此条、幡广局者地頭也、明心自地頭之手、得住持職訖、不現不義者、不可有子細之処、明心等死去之後、種光為在俗号住持、令成敵對於地頭弘圓之間、被退種光等、被札付于地頭之上者、何限住持職由、可令申哉、弘圓則不可依違于幡广局知行例之間、勸其由緒、給御下知訖、佛意令更難申異儀歟七焉、

同状云、号龟河。田田島等者、関東御公事〇処、弘圓令募住持職之由緒者、御制之大段、号御家人、致鼓竄者、難足由緒云、取、詮、

此条、当寺者可為地頭進止之旨、弘圓預御下知訖、佛意追口非御沙汰限八矣、

同状云、幡广局縱雖書与誠文、於寺僧分寄進状、偏可被訪追善故歟、弘圓非本主子孫、員外也、非寺僧之余流之間、不可相叶本主之案意云、取、詮、

此条、幡广局誠置之子細、佛意承伏早、弘圓相較本主遺跡、拜領御下知之間、居置僧侶、訪追善之条、無他事歟、彼寺僧分事、弘圓言上之条、何可有物儀哉、而佛意以弘圓員外之由、令載申之条、惡口也、是、九、

同状云、称有文応寄進状、尋搜誠文、令討論于本主之子

孫云、取、詮、

此条、佛意乍相伝幡广局分領内宮路村、背文応状、令違背御下知、成敵對於惣領弘圓、令抑留佛施入塩屋之条、佛意忘先人芳志之上者、死骸敵対、孝令違犯罪科巨違歟十矣、

同状云、弘圓欲令掠給龟河村等之日者、申破種光相伝住持職余流訖、擬令競望佛意相伝塩屋之時者、縱住持職号称有文応寄進状誠、以一事涉申兩様云、取、詮、

此条、弘圓惣領地頭職之条、御下知分明也、当寺隨而地頭進止也、非地頭者誰人可申当寺事哉、委細載先段訖、文応寄進置文者、本主幡广局状、永代龜鏡也、争可稱兩様哉十一焉、

同状云、文応以後、種則法名佛意二代知行送六十余年訖云、取、詮、

此条、文応元年以來迄于明心、正戒、種光等父祖三代、件塩屋等連綿相統知行之条、正戒所給応長御下知炳焉之上者、争送六十余年之由可通申哉、為年記内之条、更無御不審歟十二矣、

同状云、中嶽、加砥嶽、草積原相論之間、弘安、正応於談議所雖有其沙汰、明心以淨智知行塩屋、為文応寄進内之由、不申之云、取、詮、

此条、佛性塩屋者六ヶ所也、其内高根十万女分一字、宮路種則分一字、以上六ヶ字也、明心与種則相論、全非塩屋、

惡口并御下知違背以下重覺罪科子細事、
副進

三通 關東御下文 志疑六ヶ浦御代官事
右追陳狀端作云、

不帶品秩所給御下文、忘父祖代々御代官職号、以得宗御
領志岐浦稱私領、令拝領元久、建曆地頭職御下文旨、權
追進狀上者、被經關東御注進、欲被行重科云、取

此条、存外申狀也、如二答者、弘圓為重代御家人、令知行
本領否、不出帶御下知、御下文等者、難被經御沙汰之旨、
佛意掠申之間、以小所領、奉寄附于上、云以前云以後、令
拝領御下文等之間、品秩事、為散御不審、令出帶彼前後御
下文等許也、以志岐浦寄附以後、為弘圓私領之由、令載何
狀文句哉、眼前奸曲、立令露顯畢、今相論者、佛意押領塩
屋、違背御下知吐惡口事等也、何迷自科、寄事於寄進以前
御下文、取成私領之由、可加無了了見哉、所存之企、無比
類者也、以何故可被經御注進哉、沙汰作造意罪科、不可廻
踵者欵一焉、

同狀云、志岐者為得宗御領、弘圓父祖御代官職也、本碓
嶋者、佛意先起種有為開発、子孫相伝訖云、取

此条、志岐浦者、為御内御領、弘圓父祖以來為御代官之衆
勿論也、其子細備進代々御下文等炳焉也、而今相論者、非
當御領事、弘圓別相伝本碓内宮路浦塩屋一字事也、佛意背
本主幢广局文応寄進置文、令違背鎮西御下知、令抑留惣領、

進止藤串・龜河・來迎寺佛性新宮路浦塩屋之間、任証文被
札返件塩屋於當寺、就誠句可被付佛意分領於惣領弘圓由之
一段也、而忝私領相論、奉引懸各別得宗御領之条、有恐
有憚、罪科何及子儀哉是、取

同狀云、弘圓掠給繼母妙性跡本碓高地頭職云、取
此条、雖載先段等、任相承之理、弘圓預鎮西連々御下知、
當知行之上者、佛意追口非御沙汰之限是焉、

同狀云、不願佛意亡父所給談義所下知、關東御注進之篇、
令隱密關所之段、伺給人未補之隙、对于戒持房明心子孫、
致内通相論、掠、龜河田畠山野等、寄事於彼御下知、以
佛意先祖知行塩屋一字、稱佛隨寄進、致競望云、取

此条、以何故可為關所哉、地頭大藏太子号幢广局以開発重
代私領内新開、令建立當寺、寄附祈免之条、依非御制之限、
被付地頭訖、將又為關所由事、何時何日被成關東御教書哉、
不突也、弘圓所給鎮西度々御下知、明鏡之上者、非對論之
限是、取

同狀云、讓所領於聲者、他人和与也、弘圓妙性繼子也、
於本碓者掠給御下知云、取
此条、弘圓令拝領度々御下知訖、佛意縱雖為可申子細之仁、
非越訴覆勘者、非追口之限是焉、取

同狀云、至龜河者、依佛隨寄進之分、被經關所之御沙汰、
及御注進畢、不可依未補延引之処、隱密公領掠給御下知
云、取

A 鬼池・蒲牟田および得宗御領関係文書

〔志岐文書〕

〔一〕 関東下文案（志岐文書一）

在判案文書通

〔建曆二年八月廿二日相模守平書付卷通〕

下 肥後国天草郡内六ヶ浦住人

補任 地頭職事

藤原光弘

右、件佐伊津澤張 鬼池・蒲牟田・大浦 須志浦 志木

浦已上六ヶ浦 任去元久二年七月十九日御下文之状、如元可為彼

職之状如件、

〔建曆二年八月廿二日

相模守平 在判

〔二〕 沙弥専阿光讓状案（志岐文書三）

〔けんくえん二ねん十月十三日しやみせん阿書付。卷通入〕

けたいあん二

ゆつりわたす かけひろかところ二

ひんこのくにあまくさ六かうらのうち、しき四かうら、
ならひにさいつさはハリ・をにのいけ・かまむたらにお
きてハ、たいくの御くたしふミ、そふ・しんふのてつ

きのゆつりをあひくして、ちやくしかけひろ二ゆつりわ
たすところなり、た、しさいつのうらにをきてハ、三ら
うやすひろにゆつり、かのうらはんぶんハ、やすひろに
ゑいたい二ゆつる、はんぶんをハやすひろいちこの、ち
ハ、かけひろちきやうすへし、このほか、うらら々二そ
しどもに、せうふんつ、いちこのあひたゆつることあ
り、いらんあるへからず、こ日のためにゆつりじやうく
たんの事し、

けんくえん二ねん十月十三日

しやみせん阿 在判

〔任此状、可令領掌、依仰、下知如件、

〔嘉元三年七月十日

相模守〕

〔三〕 志岐弘圖代覚心重申状案（志岐文書六）

〔覚書ウハ書〕

一 元徳元年十月 日

志岐兵藤左衛門入道弘圖代覚心重申

欲早任本主幡广局文広置文誠句、被付弥次郎入道佛

□肥後国天草郡本垣嶋内官路裏於惣領弘圖、被處其身於

御領域跡と鬼池城跡の調査に際して、参考にすべき文書を取録し、解説を試みる。

- A群の文書は、「志岐文書」(東大史料編纂所蔵)で、〔一〕二・五は鬼池・蒲牟田に関連する文書である。蒲牟田は、御領の古名で、「天草六ヶ浦の一つ」である。その後、当地が志岐氏領になり、北条氏に寄進されて、「得宗御領」と呼ばれた時期があったが、現在の「御領」に変化したものと考えられる。一方で、御領地名の起源については神話の「建島伝説」を結び付ける説もあるが、このほうが合理的であろう。〔三・四〕は志岐領が得宗御領となった事を立証する文書である。さらに、六は、その蒲牟田において、明応十年(一五〇二)、天草八人衆が談合したことを示す貴重な文書である。

B群の文書は、芳證寺境内に長岡興秋の墓碑がある事に関連するもので、〔一〕の「天草長岡家系譜」(池田家文書)と、〔二〕の「長興寺薬師如来縁起」(芳證寺文書)を取録した。前者は、長岡興秋の事績と子孫に関する記録で、後者は、巡見使が来島し、長興寺について尋問があった場合に備えての答弁心得書である。この文書の発見により、当地での長岡興秋関係事績の真实性が補強されたといえよう。また、この文書には、「野頭古城山」の記事もある。

- C群の文書は、「芳證寺文書」で、〔一〕は「芳證寺寺領証文」、〔二〕は同寺四世「靈巖道国事績」である。「芳證寺の場所には、

元来、切支丹寺があった、後、鈴木重成の茶屋となった」とあり、また、「古城山のくびに、寺山があった」ともある。此等のことから、野頭や野首は、当時、「古城山」と呼ばれていたことが解る。御領域の前身となる蒲牟田時代の城と思われる。

- D群は宮津の「鬼池神社文書」で、〔一〕は歴代神主の記録、〔二〕は、寛永十六年(一六三九)の社領証文である。〔一〕の初代神主、藤兵衛の年代が元暦期(一一八四―一一八五)とある事は、A群の〔一〕に元久二年(一一〇五)の鬼池の記事と重なり注目される。又、〔二〕の「志岐与鬼池村」の記事は、この時期まで、鬼池が志岐組であった事を示している。直接、城に関する資料ではないが、鬼池城を考える上での参考資料となろう。

御領・鬼池の中世城跡調査にあたって

関係史料とその解題

鶴
田
倉
造



あ と が き

五和町史編纂の基礎調査として、平成6年から続けてきた町内5ヶ所の中世城跡調査は、予想以上の成果をもって、無事終了することができた。

天草は、元々中世史料の少ない所で、五和町も勿論その例外でない。平成5年に、五和町から町史編纂のお話をいただいた時、先ず頭に浮かんだのはその事であった。しかし幸いなことに、中世城跡調査の権威者で、古代山城の鞠智城跡の他、県下各地の中世城跡調査に豊富な経験をお持ちの大田幸博先生に、町史編纂のスタッフに加わっていただき、中世城跡調査の計画を立て、その実施によって、文献調査の不足を補う事ができた。

先ず、平成6年度は「下内野城跡」、平成7年度に「三川城跡」、平成8年度は「城木場城跡」と、内野川沿いの城跡を調査し、平成9年度に海沿いの「御領城跡」・「鬼池城跡」の調査を行った。調査は、ほとんど、大田先生の本務以外の土日・祭日を利用し、早朝から夜半におよぶもので、夏の早天や雨天にも、自ら測量器材を担ぎ、スコップをとってのご活躍には、まったく頭の下がる思いをしたものである。

現地調査と並行して実施していた御領城関係の文献調査で、意外な事が判明した。御領城の跡地に建った芳證寺の記録の中に、「野首」や「野頭」が古城山とあり、芳證寺の台地を挟んで、「釜」や「牟田」の地名も残っていることから、これこそ、従来問題にされてきた「志岐文書」の「蒲牟田」に違いないと考えられるに至ったのである。そこで「古城山」の現地調査まで行なっていただいた。

このように、予想以上の成果をあげる事が出来たのは、一つには、財政逼迫の折りに、特別の配慮を頂いた町当局のおかげであるが、他面、なりよりも中心となってご活動いただいた大田先生とスタッフの援助による所が大きい。また、これらの調査には、歴代の編纂室長はじめ、編纂室の皆さん、また、教育委員会や他課の方々にも、それこそ役場をあげてご協力いただいた。

今回の調査結果については、本報告書に記された通りであり、全体の所見については、改めて通史に書いて頂くことになるが、ここでは、これまで、直接発掘調査に携わったいただいた方々、地権者の方々、その他、お世話になった多くの方々に厚く御礼を申し上げ、中世城跡調査の最後の報告書のあとがきとしたい。

平成10年3月20日

町史編纂委員長 鶴田倉造

【既刊資料】

五和町史資料編（その1）『石本家文書録』	平成6年3月
五和町史資料編（その2）『下内野城跡』	平成7年3月
五和町史資料編（その3）『火筒の響』	平成7年8月
五和町史資料編（その4）『近代天草漁業史料集成』	平成8年3月
五和町史資料編（その5）『三川城跡』	平成8年3月
五和町史資料編（その6）『城木場城跡』	平成9年3月
五和町史資料編（その7）『石本家文書』（交易関係史料）	平成9年11月
五和町史資料編（その8）『海洋生物資料編』	平成10年3月
五和町史資料編（その9）『御領城跡・鬼池城跡』	平成10年3月

五和町史資料編（その9）

御領城跡・鬼池城跡

平成10年3月20日

〔発行〕

五和町教育委員会

〒863-2201 熊本県天草郡五和町大字御領2943

TEL 0969-32-1111（代表）

〔印刷〕

（株）大和印刷所

〒862-0931 熊本県熊本市戸島町920-11

TEL 096-380-0303
